

官報

号外 昭和三十九年三月二日

○第四十六回 衆議院會議録 第十二号(その一)

昭和三十九年三月二日(月曜日)

議事日程 第十一号

昭和三十九年三月二日

午後二時開議

第一 首都高速道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 甘味資源特別措置法案(第四十五回国会、内閣提出)

第四 沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法案(第四十五回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

昭和三十九年度一般会計予算

昭和三十九年度特別会計予算

昭和三十九年度政府関係機関予算

日程第一 首都高速道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 甘味資源特別措置法案(第四十五回国会、内閣提出)

日程第四 沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法案(第四十五回国会、内閣提出)

午後七時三十七分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

昭和三十九年度一般会計予算

昭和三十九年度特別会計予算

昭和三十九年度政府関係機関予算

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、昭和三十九年度一般会計予算、昭和三十九年度特別会計予算、昭和三十九年度政府関係機関予算、右三件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

昭和三十九年度一般会計予算、昭和三十九年度特別会計予算、昭和三十九年度政府関係機関予算、右三件を一括して議題といたします。

昭和三十九年度一般会計予算

昭和三十九年度特別会計予算

昭和三十九年度政府関係機関予算

〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。予算委員長荒松清十郎君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔荒松清十郎君登壇〕

○荒松清十郎君 ただいま議題となりました昭和三十九年度一般会計予算、昭和三十九年度特別会計予算、及び昭和三十九年度政府関係機関予算の三案につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本予算三案は、去る一月二十一日予算委員会に付託され、同月二十五日政府から提案説明があり、二十九日からほとんど連日にわたり熱心な審議を続け、その間、二日間の公聴会、八日間

の分科会を開いて、審議の慎重を期し、本三月二日討論採決をいたしましたものであります。

まず、予算の規模について申し上げますと、一般会計予算は、歳入歳出とも三兆二千五百五十四億円でありまして、前年度当初予算に比べて四千五百四億円、一四・二%の増加となっております。特別会計の予算総額は、歳入六兆一千二百六十五億円、歳出五兆八千二百二十億円でありまして、特別会計の数は、国立学校、自動車検査登録の二会計が新設されるため四十三となり、また、政府関係機関の予算総額は、収入二兆七千八百四十一億円、支出二兆六千二百五十五億円でありまして、機関の数は前年度同様十三であります。なお、財政投融資計画額は、一兆三千四百二億円でありまして、前年度当初計画額に比べて二千三百五億円、二〇・八%の増加となっております。

次に、予算委員会における質疑の内容容について申し上げます。

まず、予算の規模につきましては、「予算が財源一ぱいに編成されていて、年度内災害発生等の場合に困りはしないか。また、既定計画の自然増、新規計画及び減税の平年度化等からして、

官 報 (号 外)

四十年年度予算編成が行き詰まるおそれはないか。予算規模を膨張させながら金融を引き締めることは政策が一貫していないではないか。財政投融資を大幅に増しているが、一般会計で負担すべきものを財投に振りかえているのではないか。」との質疑に対して、「年度内災害発生に対しては、予備費を百億円増額している。その他の補正要因が生じたときのことは、いまは何とも言えない。三十九年度は、名目九・七%の成長率を見積もっており、経済の安定成長のもとに、税収も正常に伸びていくから、来年度予算が便益を受ける懸念はない。一般会計予算は、過去三カ年の伸び率に比べて相当に引き締めており、財政投融資の伸び率も前年度より少なく、両者を通じて健全均衡予算である。一般会計で措置すべきものを故意に財投計画に組み入れ、一般会計予算の規模を圧縮しているようなものは全然ない。」との答弁がありました。

次に、税制につきましては、「二千億減税といっても、膨大な自然増収に比べて減税が少なく、国民所得に対する税負担率は十年來最高で、かえって実質的増税となっているが、今後これを引き下げる意思はないか。国民大衆に対する減税はわずかで、大企業のための企業減税が中心となっているではないか。なお、農業機械用揮発油は免税とすべきではないか。」との質疑に対して、「三十九年度の増加財源に対する減税率は三十二年以降最大である。税負担率は国民所得の上昇等と関連して考えるべきであり、社会資本、社会保障等に相当経費を要する現在、これを引き下げることは考えていない。二千億減税のうち、企業減税といわれるものは四四%で、そのうちの六百億円以上は中小企業を対象としたものである。なお、農業機械用揮発油については、徴税技術上の困難等のため免税とせず、後税相当額以上を農村に還元しているが、四十年年度以降はその減免について考慮する。」との答弁がありました。

次に、物価問題につきましては、「三十九年度の消費者物価の上昇を予想率に抑える確信があるのか。公共料金の一年間引き上げ停止は実行できるのか。一年後はどうするのか。消費者米価は引き上げないか。固定資産の評価がえは地代、家賃の上昇を招くのではないか。生鮮食料品にかなる価格安定策をとるか。管理価格についてどう対処するか。」との質疑に対し、「生産性の上昇以上の賃金上昇、消費水準の伸び等が消費者物価上昇の原因で、自由主義経済のもとではこれを一定に抑えることはできないが、三十九年度は年率四・二%上昇にとどめることを目途として施策を講ずる。公共料金及び政府の規制し得るものについては、原則としてこれを抑制し、中小企業の料金については例外として措置する。これを一年間としたのは値上がりムードを抑える緊急措置であって、その後すぐ上げるといいうのではなく、物価上昇抑制の立場で個々に検討する。消費者米価は年内動かし意思はない。固定資産税は、農地については引き上げず、宅地も一定限度に抑え、家賃は安くなるであろうから、地代、家賃の値上げを来たすほどの影響はないと思う。生鮮食料品の価格安定については、指定産地の拡大、出荷調整、卸売り市場の整備拡充、総合小売り市場の設置等、種々の方法を講ずる。いわゆる管理価格については、市場価格の硬直している品目について独禁法違反の有無を調査している。」との答弁がありました。

次に、国際収支については、「外資導入により国際収支の赤字を埋めることは好ましくないが、これをいかに解決するか。政策を転換して経済成長率を落とさなければ、国際収支が悪化し、経済の破局を招くのではないか。」との質疑に対して、「国際収支安定のためには輸出振興、外航船腹拡充、観光誘致等により、經常収支の均衡をはからなければならぬが、現在では貿易外収支の赤字が大きいので、資本取引によって均衡をとらざるを得ない。しかし、導入された外資によって、経済基盤の拡充、貿易規模の拡大が行なわれ、ひいては、經常収支が黒字となるものと思う。中小企業の基盤整備、完全雇用等を遂行し、高度福祉国家をつくるためには、実質七%の成長率は妥当なものであり、この安定成長率のもとで努力することによって国際収支の安定をはかりたい。」との答弁がありました。

次に、中小企業対策については、「中小企業対策予算が少な過ぎるではないか。革新的な対策というが、その内容は何か。最近手形不渡り、倒産がふえているが、金融引き締めの影響が中小企業に及ぼされているのか。中小企業に及ぼされているのか。手形期間の長期化及び歩込み、両建てに対していかなる対策をとるか。」との質疑に対して、「中小企業対策予算は四〇%増額しているが、三十九年度の融資ワクも二〇%余り増額し、また六百億円余の中小企業減税をして開放経済に処する振興策を考えている。そのほか、新たに中小企業金融公庫債券の発行による民間資金導入、商工中金への出資及び金利引き下げ等をはかったことは革新的なものと思う。不渡り、倒産は、経済規模の拡大から見ても必ずしも多くなったとは思われないが、金融引き締めが倒産を来たすことを避けるために、三公庫融資ワクの拡大、買いオペ、市中金融機関への通達等により、一律的な金融引き締めを行なわないよう配慮している。手形の長期化については、下請代金支払遅延等防止法の適正な運用ができるよう検討しており、歩込み、両建てについては、政府関係資金の代理貸し金融機関が、その貸し付けに関して歩込み、両建てを要求したときは、代理貸し指定を取り消す等の措置をとるとともに、銀行協会に自粛基準をつくらせ、効果がなかったときは、独占禁止法の特殊指定をする考えで、準備を進めている。」との答弁がありました。

次に、防衛問題については、駐日米軍の削減及び対日無償軍事援助の打ち切りに伴い、防衛力の増強、第二次防衛計画の改定を考えているのではない

か。防衛庁設置法の改正により国防省

への昇格を意図しているのか。F104航空機の生産が遅延しているではないか。その継続生産はどうか。その買入に對して、「米軍の一部が引き揚げて、日米協力による安全保障に懸念はなく、現在のところ第二次防衛計画以上の防衛力増強は考えていない。対日援助の削減は将来の予算措置には影響すると思うが、計画自体を修正する要はないと思う。防衛庁を省に改めることについては、その意向で現在検討中である。F104航空機は、輸入部品の納入遅延のため予定よりおくれであるが、最近順調に生産され、おくれを取り戻している。その継続生産については、現在の段階においては決定していない。」との答弁がありました。

次に、対中共、対国民政府政策につきましましては、「フランスの中共承認という新情勢に処して、中共に對していかなる態度をとるか。なぜ中共を承認しないのか。どうなったらこれを承認するのか。承認前においても、政府間貿易協定等の措置をとる意思はないか。また、政府は、かつて、台湾は中国のものであると言っており、台湾の帰属が未確定であるとの見解と食い違っているではないか。台湾の帰属が

未確定であるならば、国民政府の台湾支配は不法ではないか。」との質疑に對して、「わが国は日華条約によつて認められている中華民國を唯一の中國と見ており、世界の趨勢も、中共を認める段階になつていないので、現段階においてこれを承認する意思はない。中共が平和愛好国として認められると同時に、世界の世論が承認すべきであるという情勢になつたら承認するし、そういう機運となることを望んでいるが、いまの状態としては相当困難と思う。政府間貿易等いまの中共を承認する結果を来たる措置は、名称のいかんを問はず考へていないが、政経分離のためで、中共貿易は増進したい。また、台湾の帰属は、法律的に言へば、サンフランシスコ条約の規定上未確定であるといわざるを得ない。しかし、カイロ宣言、ポツダム宣言の趣旨からいって、国民政府が台湾を支配している現状を直ちに不法とすることはできない。かつての発言はこの趣旨に出たものと了解されたい。」との答弁がありました。

以上申し上げた諸点のほか、質疑は、憲法問題、OECD加盟、日韓交渉、対マレーシア交渉、沖繩問題、海外移住、文教政策、青少年問題、社会保険、原爆被爆者援護、農業政策、農地

報償、産炭地振興、国内航空、都市交通、特定局舎整備、港湾労働、ILO条約問題、住宅対策、地方財政、地域開発、国鉄予算、その他内政外交各般にわたり、きわめて熱心に行なわれましたが、その詳細は会議録をごらん願うことといたしまして、報告を省略させていただきます。

本日、質疑終了後、日本社会党、民主社会党両党から、本予算三案の編成替えを求める動議が提出され、趣旨弁明がありました。その趣旨は、後刻本会議で述べられると存じますので、説明を省略させていただきます。

かくて、予算三案及び両党の動議を一括して討論に付し、自由民主党が予算三案賛成、両党の動議反対、日本社会党が予算三案及び民主社会党の動議反対、日本社会党の動議賛成、民主社会党が予算三案及び日本社会党の動議反対、民主社会党の動議賛成、日本共産党が予算三案及び両党の動議反対の討論を行ない、採決の結果、両動議は否決され、予算三案は政府原案のとおり可決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船中重) 昭和三十九年度一般会計予算外二件に對しては、川俣清

音君外十四名から、三件につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出されております。

昭和三十九年度一般会計予算、昭和三十九年度特別会計予算及び昭和三十九年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

昭和三十九年度一般会計予算、昭和三十九年度特別会計予算及び昭和三十九年度政府関係機関予算について、政府はこれを撤回し、左記要綱によりすみやかに組替えをなし、再提出することを要求する。

右の動議を提出する。

昭和三十九年三月二日

提出者

川俣 清音 井手 以誠
辻原 弘市 淡谷 悠蔵
石田 宥全 石野 久男
岡田 春夫 加藤 清二
河野 密 五島 虎雄
多賀谷 眞稔 堂森 芳夫
中井徳次郎 山花 秀雄
横路 節雄

賛成者
赤路 友藏 外百二十八名

池田内閣の経済高度成長政策は、対外的には主としてアメリカからの外資借入れ、対内的には国民からの税収奪、財政投融資を通ずる国民の零細資金の動員及び日銀からの信用

造出によつて作り出した資金を、巨大大企業の設備投資に傾斜的に集中することによつて進められてきた。この結果生み出されたものは、物価と格差と社会不安の三悪の倍増及び国際収支の構造的赤字であつた。

池田内閣の「金づくり」政策のうち、外資の借入れ政策は、アメリカのドル防衛措置によつてすでに頭打ちとなつた。それに加え、過去の導

入外資に対する配当、利子等の支払が膨脹して貿易外収支の赤字を累年増加させている。これが輸出を上回る輸入という矛盾と結びついて、最近のわが国の国際収支は、經常収支赤字を資本収支黒字で埋める方式が限界にきている。それに加えて物価の異常な上昇は続き、各種格差はさらに拡大傾向をたどり、中小企業の連鎖的倒産と農漁民の経営行き詰まりが激化している。国民の生活不安と不満は根強くつづ積んでいる。

こうした最悪の事態のなかで、池田内閣は、日本経済を完全自由化と

一四九

「開放経済体制」のなかへ引き入れようとしている。この結果、冷戦な弱肉強食のあらははいよいよわが国の産業と国民生活を荒廃させるであらうことは必至である。

従つて、もし池田内閣にして一片の良心と良識があるならば、昭和三十九年度予算は、こうした事態を防止することを最大の眼目として編成すべきが当然である。

しかるに、池田内閣は、その誤つた高度成長政策をいささかも反省することなく、相変わらず労働者、農民、中小企業者に犠牲をしわよせる金融引締め措置によつて事態をこましくしてしまつてゐるばかりでなく、三十九年度予算においては、防衛費と大資本優先の投資の拡大に最重点を指向している。もし、この予算をこのまま成立させるならば、国際収支の赤字の拡大、物価の上昇、格差と社会的不安の激化はいよいよさけられないであらう。

組替と要綱

政府は、日本経済の当面する危機の深刻なることを真剣に反省し、その経済、財政政策を根本的に転換すべきである。

一 全般的経済政策

1 格差解消と立ち遅れたものの引上げ

産業合理化を名とする労働者への圧迫、及び農民、零細商工業者の切り捨て政策を排し、労働時間の短縮、全国一律最低賃金制の施行、農林水産物の価格支持制度確立、中小零細企業者の近代化助成、社会保障諸制度の拡充、及び物価上昇で不当所得を得た資産所得者へのきびしい課税と大幅な大衆減税を断行する。

大企業による特権的経済運営と過大経済力の乱用を防ぐため、エネルギー産業を含む基幹産業と主要金融機関の社会化を断行し、あわせて資金計画委員会の創設により、財政と民間を通ずる長期的設備資金の運用を民主的に規制計画化し、大企業の過剰投資を制限して、中小零細企業者と農民の経営向上及び勤労者生活環境整備のための資金供給を大幅に増額する。中小企業の事業分野の明確化を行ない、特に当面の金融引締めに対し中小企業への資金供給を大

幅にふやして不健全な企業間信用の解消を促進する。歩積み、商建では厳に規制する。

公共投資の重点を太平洋ベルト地帯に集中するのを排し、日本海沿岸地帯及びその他日本列島の南北端の低開発地域の開発に重点を指向する。

以上により、所得格差、産業間格差、地域間格差の解消を促進する。

2 過剰設備投資抑制によるインフレの収束と物価引下げ

資金計画委員会において、外資の導入及び日銀貸出し、買オペを民主的に規制し、大企業の過剰設備投資を制限し、もつてインフレ傾向を抑制するとともに、既存設備の操業度を高めて物価の引下げを進め、また生鮮食料品の流通機構を整備してその価格を安定させる。各種公共料金は引上げを停止し、それに對し、特に地方公営企業に對する赤字補てんの特別措置をとる。さらに各種大衆的消費税を減税して、減税分を物価引下げへ確実に反映させる。

3 貿易の拡大と国際収支の改善

アメリカへの依存と従属の外交方針を改め、中立の立場にたつて、対ソ連、中国、北朝鮮との経済交流を積極的に拡大する。特に中国に對しては、すみやかに正常な国交関係を回復し、あわせて政府間貿易協定を締結し、その他東西貿易に對するいつさいの制限を撤廃する。

国内産業と日本経済の自主性を守るため、貿易自由化計画を繰延べ、日米通商航海条約と外資法を抜本改正する。またO・E・C・Dへの加盟は行なわれない。すでに行なわれた自由化により圧迫される国内産業に對しては、関税その他の国の保護措置をとる。特にアメリカに對しては、シブプアメリカン、バイアメリカン政策をやめさせ、不当な対日輸入制限を撤回させるため、アメリカが日本から輸入する限度において、日本もアメリカから輸入するとの対等の原則を確立し、現在のわが国のアメリカからの輸入超過分を中ソをはじめ他の地域からの輸入に振り替える。また、飼料、砂糖

等の農産物の輸入を国家管理するとともに、その国内自給度を高め、輸出入の均衡回復を促進する。

二 財政政策

以上のような全般的経済政策を前提としつつ、三十九年度予算は、租税負担の公平化と国民生活の民主的向上を目標として組替え、予算規模は約三兆三千百億円とする。この場合、その内容の質的組替えにより、インフレ的性格は完全に除去される。

1 歳入の抜本改正

イ 所得税においては、生計費非課税の原則に基づき、給与所得者にあつては六十万円、事業所得者にあつては五十万円まで課税最低限を引き上げる。他方、高所得者に対する累進度を強化し、あわせて過去三年の所得倍増政策に乗じてインフレ的不当利得を得た資産所得者の利得に嚴重に課税する。

ロ 法人税においては、大法人に對しては税率を引き上げ、

中小法人に対しては税率を引き下げる。

ハ 砂糖消費税の全廃をはじめ、大衆酒、たばこ、物品税、入場税等の間接税の大幅減税を行なう。また、物価上昇を招くガソリン税、固定資産税等の値上げを行なわない。農林用ガソリンについてはこれを免税とする。

ニ 大企業に対する国と地方で三千億円以上のほる租税特別措置の偏向減税を改廃する。

ホ 広告税、ゴルフ税、富裕税及び空閑地税を創設し、有価証券譲渡所得課税を復活する。

ヘ 徴税行政を民主化し、民主団体を中心とする人格なき社團への不当課税の中止その他の措置をとるとともに、法人、個人の高額所得者に対しては所得と資産の把握と、及びその課税を厳正に行なう。

以上により、總計して大衆に対しては二千億円の減税を行ない、高額所得者と大資産所有者からは千

九百億円の租税の増徴をはかる。

2 不当な歳出の削減及び削除

イ わが国憲法の平和と民主主義の精神に従い、防衛関係費約一千五百億円、公安調査庁等の反動諸機関の経費約八十億円の削減及び削除する。

ロ 海外経済協力基金の資金を積極的に貿易振興と経済協力に活用することとし、それに応じて貿易振興及び経済協力費を約三十九億円削減する。

ハ 公共事業の重点を、国民生活環境の改善、公害の防止、低開発地及び産炭地の開発等にふり向けるとともに、地価の投機的騰貴を強力に規制し、また入札制度を厳正にし、事業の効率を高めて、もつて公共事業費を約五百億円節減する。

ニ 旧地主報償のための経費の予備費からの支出は行なわない。

その他一般会計全体を通じて、物件費で約三百六十億円、施設費で約二百七十億円、補助委託費で

約三百五十億円を合理化節減する。

3 歳出の増額

国民の生命と生活の保障を第一義とする憲法の精神を忠実に守るため、社会保障と文教の拡充、農林漁業と中小企業の振興等に対する予算支出を増額する

とともに、特に安全確保と災害事故防止に予算運用の重点を向ける。

(1) 社会保障と住宅

イ 無拠出福祉年金を三箇年で月額五千元に引き上げ、支給開始年齢を六十歳に引き下げるとともに、初年度は老齢福祉年金三千円、障害福祉年金一級四千円、二級三千円、三級二千円、母子福祉年金三千円に引き上げ、所得制限を緩和する。これに伴い拠出制国民年金の額を引き上げる。

ロ 厚生年金を月額一万六千円に引き上げる。

ハ 生活保障法を制定して、生活保障基準を成人一人当たり八千円に引き上げる。

ニ 国民健康保険医療給付率

を世帯主、家族を通じて七割に引き上げる。健康保険の家族の医療給付率を七割に引き上げる。日雇健康保険については、その医療給付を健保なみに引き上げる。

ホ 母子栄養保障法を制定して、妊娠婦、乳幼児に牛乳などの栄養食品を無償で給与する。出産費国庫負担法を制定して、出産における自費負担を大幅に軽減する。母子福祉資金の貸付けは無利子とし、貸付額をふやすため都道府県に対する国の資金貸付け率を四分の三に引き上げる。

ヘ 保育所、及び精神薄弱者、身体障害者等に対する社会福祉施設整備の公費助成を拡大するとともに、社会福祉事業従事者の身分と待遇を改善する。また、I・L・O第百二号条約を直ちに批准し、国際基準による児童手当の実現を促進する。

ト 原爆被爆者援護法を制定し、被爆者援護に万全を期する。また、結核、精神病対策を拡充する。

チ 失業対策資金を月額八百円に引き上げ、就労日数を二十五日とする。また、炭鉱離職者の雇用促進手当を増額するとともに、駐留軍離職者には雇用促進手当を新設し、さらに特別給付金、退職金を大幅に増額する。失業保険については、給付金額を引き上げ、給付期間を延長する。

リ 健保、失保、厚生年金保険等のいつさいの社会保険を五人未満の事業所にも適用する。

ヌ 国有地、公有地の宅地への転用を進めるとともに、国による土地利用権と宅地先買権の設定により宅地確保対策を強力に進め、投機的な宅地価格を低落させる。そして、年間五十万戸の住宅建設を実現する。このうち、十万户は公営住宅を建設するものとし、一

種、二種の區別を廃して、特に低所得者を優先入居させる。公営住宅建設に当たつては、国有林木材の安価利用を行なう。

以上のため、合計して約一千百億円を増額支出する。

(2) 教育と科学技術振興

イ 義務教育全児童生徒の教科書、教材等をすべて公費負担するとともに、小中学校、定時制高校の学校給食を一元化・制度化し、給食の国産生牛乳及びミルクを無償とする。義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数を改正し、教育内容と水準を向上させ、また、特にへき地教育、特殊教育を拡充する。

ロ 高校進学志望者の全員入学を目途に高等学校の新増設を拡大し、また、その建設単価を実態に即して改定する。

ハ 私学振興助成金を増額し、私学授業料、入学金等の引き上げを防止する。

ニ 科学技術の振興を進め、民間発明技術の開発を助成する。

以上のため、合計して約六百億円を増額支出する。

(3) 農林漁業の振興

農林漁業については、階層分解促進による零細経営整理を目ざすいわゆる構造改善事業を根本的に転換し、すべての農林漁家を対象として、国の責任による農地造成、土地改良、林道整備、沿岸漁業振興等の生産基盤強化の施策を拡充するとともに、公費による農業機械化ステーション、農業サービスセンターを設置し、また、経営共同化促進のための年利三分五厘以下の長期低利資金を保障する。主要農畜産物及び多獲大衆魚の価格安定制度を確立し、内容の充実した漁業災害補償制度を新設するなど、農漁民の所得と経営を大幅に安定向上させる。

以上のため、合計して約五百億円を増額支出する。

(4) 中小企業の振興

中小企業については、零細事業に重点を置き、設備近代化、商業サービス業の経営改善及び中小企業の各種協同組合の組織化への助成を強化し、また、特に中小企業に働く労働者の労働条件の向上、その共同宿舍をはじめとする福祉施設の整備を進める。

以上のため、合計して約百五十億円を増額支出する。

(5) 自由化に対し国内産業の保護

貿易自由化に対抗できるよう国内産業対策を強化し、特に、石炭については、炭鉱近代化と流通機構の整備、石炭需要の確保と拡大、産炭地の総合的振興、労働者に対する雇用安定と離職者対策の拡充を行なう。金属鉱山関係については、石油、天然ガス等も含む国内地下資源開発の助成と製品の価格支持を行なう。

以上のため、合計して約百五十億円を増額支出する。

(6) 地方財政の強化

地方財政の自主財源強化のため、地方交付税率を三十一

パーセントに引き上げる。住民税は、本文方式に統一し、それによる減収分の補てんは、臨時特別交付金をもつて行なう。産炭地市町村財政の援護のため産炭地特別交付金を新設する。たばこ消費税率は三十パーセント引き上げる。地方自治体の単独事業については、起債を自由化する。また、地方公営企業の赤字補てんの特別措置を講ずる。新産業都市指定地域については、その産業基盤整備のための投資資金を地元住民の負担に帰することなく、負担区分を明確にして、企業にも受益者負担金を課する。

以上のため、合計して約七百五十億円を増額支出する。

4 公務員給与と生産者米価

公務員給与については、公務員労働者及び農民の自由な団結権、団体交渉権を保障し、その代表者との協議に基づき、公務員の生活保障、農民の生産費と所得補償を旨としてこれを定め、所要の予算措置を追加する。三公社、

五現業の給与については、三公社、五現業当局の給与に関する当事者能力を与え、労使間の自由な団体交渉の結論を促進し、その結論によつて所要の予算措置を追加する。なお、公共企業体の職員の退職金については、電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案に見られるような首切りを前提とした特別給付金によることなく、国家公務員等退職手当法を改正し、労使の交渉によつて定めるべきである。

5 労働災害防止と安全の確保

続発する交通事故、鉱山災害等により、多数の人命の失われている現状を抜本的に改め、国民の安全を確保するため、一般会計において約二百億円の安全対策費を増額するとともに、財政投融資及び政府関係機関予算においてもその資金運用の重点を安全確保にふり向け、合計約一千億円をこのために運用すべきである。

6 防衛庁、国鉄等々の国庫債務負担行為は、これを認めない。

防衛庁、国鉄等々の国庫債務負担行為は、これを認めない。

7 国立学校特別会計は新設せず、その繰入金は、一般会計において国立学校等の管理運営の経費に充てる。

8 財政投融資

財政投融資については、その原資が勤労大衆の零細資金の積立てであることにかんがみ、これを大資本奉仕の投資本位に運用することを改め、中小企業、農林漁業、住宅建設、地方債及び地方公営企業、低開発地域開発等へ重点的に資金をふり向ける。特に、年金積立金の勤労者福利厚生施設、国民生活環境整備への資金運用を飛躍的に拡大し、その運用を民主化する。住宅金融公庫資金の一部を労住協を通じて労働者住宅建設のために運用する。

輸出入銀行による海外経済協力、大資本本位の海外経済進出への協力を打ち切り、低開発国との平等互恵の経済協力を中心として進める。また、特に中ソへのプラント輸出については積極的にこれに融資する。

開発銀行を通じて独占的大資本への財政資金供給を行なうに際しては、その企業の設備投資計画、製品価格、下請関係等につき、国の規制を加え得ることとする。

国鉄については、国庫債務負担行為(四百億円)を認めず、代わりに必要資金を財政資金で調達する。簡保資金による特定郵便局舎の整備を十箇年計画で進め、新設及び改築局舎は国有とする。

政府保証債の発行については、市中消化を原則とし、発行後二箇年を経過しなければ日銀買いオペの対象となり得ないものとする。

○議長(船田中君) この際、その趣旨を説明を許します。五島虎雄君。

〔五島虎雄君登壇〕

○五島虎雄君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、議題となっております昭和三十九年度一般会計予算、昭和三十九年度特別会計予算、及び昭和三十九年度政府関係機関予算の撤回とその編成替えを求める動議の提案理由

を御説明申し上げたいと存じます。(拍手)

かつて池田首相は、投資がふえたと生産がふえ、生産がふえれば所得がふえ、所得がふえれば貯蓄がふえ、貯蓄がふえればまた投資がふえるという、おけ屋の思案的なことを述べられたことがありますが、これは投資から始めて、より大きな投資へと回転していく循環の中で、日本経済の規模が急速に拡大し、そうして国民の所得が倍増していくという考え方でございまして、この考え方に基づいて、池田内閣は、対外的には貿易・為替の大資本に有利な管理方式をとったばかりでなしに、主としてアメリカから外資を借り入れ、対内的には租税自然増収の名のもとに国民から税金を収奪し、財政投融資を通じて国民の零細積み立て資金を政府の手にかき集め、あるいはまた日本銀行から通貨を増発し、こうした金づくり政策でつくり出した資金を、巨大独占企業の設備投資及び独占企業のための産業基盤づくりの公共投資につぎ込んできたのであります。そうしてまた、この金づくり政策の前提には、労働者への低賃金の押しつけと、大資本の製品の独占価格維持の体制があったのであります。

このような結果生み出されたのは何であつたでしょうか。倍増になつたのは所得ではなしに物価と格差と社会不安であつたのであります。(拍手)さらにまた、そこにあらわれてきたのは国際収支の構造的赤字であつたのであります。まるで地獄のかまのふたが一ぺんに開いたように、あらゆる矛盾と罪悪と病気が飛び出してきたのであります。明らかに所得倍増計画は破綻と失敗に終わったのであります。今日、所得倍増計画の失敗を認めないものは、池田首相ただ一人でありましょう。

(拍手)

池田内閣の金づくり政策のうち、外資の借り入れはアメリカのドル防衛措置によつてすでに頭打ちになっております。それに加えて、過去の導入外資に対する配当や利子の支払いが膨張いたしましたして、あるいは輸出入物資に対する日本船の積み取り率が低下し、海上運賃の対外支払いが膨張いたしましたして、貿易外収支の赤字が累年増加しております。これは輸出を上回る輸入という矛盾と結びついて、わが国の国際収支は、経常収支の赤字をいまま限界にきておるのであります。それに加えて、物価の異常な上昇は相

変わらずのテンポで進み、国民の実質的生活水準は著しく脅かされております。所得格差、産業間格差、地域間格差はさらに拡大傾向をたどり、中小企業は金詰まり、倒産のあらしに見舞われております。農漁民の経営の行き詰まりもまた深刻になる一方であります。日の当たるところと当たらないところの不公平はいよいよ拡大し、国民の生活不安と不満は根強くうっせきしております。

こうした最悪の事態の中で、池田内閣は、わが国をIMF八条国へ移行させ、あるいはOECDへ加盟し、日本経済を完全自由化、すなわち開放経済体制の中へ引き入れようとしております。この結果は、冷酷な弱肉強食の法則がまかり通り、わが国の産業と国民生活は、おそろべき荒廃に見舞われるであらうことが憂慮されておるのであります。(拍手)

したがって、もし池田内閣にして一片の良心と良識があるならば、昭和三十九年度予算はこうした最悪の事態を防止することを眼目として編成すべきが当然であります。しかるに、池田内閣は、その誤った高度経済成長政策をいささかも反省することなしに、労働者、農漁民、中小企業者に犠牲をしわ

昭和三十三年三月二日 衆議院會議録第十二号(その一) 昭和三十三年度一般會計予算外二件

寄せする金融引き締め措置によって一時の事態を糊塗しようとしているばかりでなしに、昭和三十三年度予算案では自衛隊の核武装を目ざす防衛費の拡大と、巨大資本のための投資の拡大を最重点としているのであります。もしこの予算をこのまま成立させるならば、国際収支の赤字はいよいよ拡大し、また、物価の上昇、格差と社会不安もいよいよ激化するものと予想せざるを得ないのであります。(拍手)わが党があえて昭和三十三年度予算の撤回と組み替えを要求している理由はここにあるのであります。

以下、わが党の組み替え案のおもな内容を御説明申し上げます。

まず、わが党の組み替え案は、財政政策の前提として全般的な経済政策を大きく転換することを要求いたしております。その経済政策転換の方向は、大きく三つの目標をめざしているものでございます。

その第一は、格差の解消ともうものたちにおくれたものの引き上げでございます。

このためには、産業合理化を名とする労働者への圧迫及び農漁民や零細商工業者の切り捨て政策を排除し、労働時間を短縮し、全国一律最低賃金制を

実施し、また、農林水産物の価格支持制度の確立、中小零細企業者の近代化助成、社会保障諸制度の拡充を行なわなければなりません。また、物価上昇の中で投機的利益を得た資産所得者に対しきびしい課税を行なうとともに、大衆には大幅な減税を行ない、税負担の不公平を是正しなければなりません。

さらに巨大独占企業が成立して、それぞれの産業分野を強力に支配する体制のでき上がっている現在の姿にかんがみまして、大企業の特権的経済運営と過大経済力の乱用を防ぐために、エネルギー産業を含む主要産業と主要な金融機関の社会化を断行し、それにあわせて資金計画委員会を創設いたしまして、財政と民間を通ずる長期的設備資金の運用を民主的に規制、計画化

し、大企業の過剰投資を制限して、中小零細企業者と農漁民の経営向上及び労働者の生活環境整備のための資金供給を大幅に増額すべきであります。さらに、中小企業の事業分野を明確にいたしまして、大企業の侵入を防ぎ、あるいはまた特に当面の金融引き締めに対し、中小企業への資金供給を大幅にふやしまして、台風手形と呼ばれるような不健全な企業間信用の解消

を促進し、また、金融機関の歩積み、両建てを厳に規制しなければなりません。

地域開発の關係では、公共投資の重点を太平洋ベルト地帯に集中するのをやめまして、日本海沿岸及び北海道、東北あるいはまた南九州等のおくれた地域の開発に重点を指向しなければならぬと考えております。

こうして所得の格差、産業間の格差、地域間の格差の解消を促進すること、これが政策転換の第一の目標であります。

第二は、資金計画委員会を通じて、外資の導入及び日銀の貸し出し、買いオペ等を民主的に規制し、大企業の過剰設備投資を制限して、もってインフレ傾向を抑制するとともに、既存設備の操業度を高めて、物価引き下げを進め、また生鮮食料品の流通機構を整備して、その価格を安定させることとあります。

物価の關係では、特に各種公共料金に当分の間引き上げを停止し、それに伴い地方公営企業に対する赤字補てんの特別措置をとらなければなりません。さらには、各種の大衆的消費税を減税して、減税分を物価引き下げへ確

実に反映させることも必要であります。

こうして、インフレを収束して物価を引き下げることが政策転換の第二の目標でございます。

第三は、貿易拡大と国際収支の改善であります。

自民党政府の外交政策の基本は、一貫してアメリカに依存し、従属するという方向で進められてきたのであります。しかし、これは、いまやフランスの中国承認、アメリカの中国封じ込め戦略の破綻という情勢に直面いたしまして、根本的な再検討を加えるべき段階に立ち至っております。いまこそ政府は勇氣をふるって自主中立の立場に立ち、ソ連、中国、北朝鮮等との経済交流を積極的に拡大すべきであります。特に中国に対しては、すみやかに国交を正常化し、あわせて政府間貿易協定を結ぶべきであります。朝鮮については、まず日韓会談を打ち切り、朝鮮民族自身の自主的な南北統一を促進しながら、南朝鮮とは特に漁業問題を切り離して解決を促進し、北朝鮮とは大いに経済交流を拡大すべきであります。そうして東西貿易については、すべての政治的な制限条件は撤廃されなければなりません。

また、国内産業と日本経済の自主性を守るために貿易自由化計画を繰り延べ、日米通商航海条約と外資法を抜本的に改正し、また、OECDへの加盟は、わが国がただ欧米諸国から各種の手かせ足かせをかけられて、資本取引の自由化を迫られる結果しかもたらさぬことは明らかでございますから、これは取りやめるべきであります。そうして、すでに行なわれたところの自由化により圧迫されている国内産業に対しては、関税その他の方法によって保護措置をとらなければなりません。アメリカに対しては、ドル防衛を名とするシップ・アメリカン、パイ・アメリカンの政策をやめさせ、また、不当な対日輸入制限措置を撤回させるために、アメリカが日本から輸入すると同じ数量、同じ金額だけ日本もまたアメリカから輸入するという対等の原則を確立し、現在アメリカからの輸入超過分を、中ソをはじめとするアジアの他の地域からの輸入に振りかえ、もって対米片貿易を根本的に是正すべきであります。また、飼料や砂糖などの農産物輸入が膨張して大きな外貨を食っている現状にかんがみ、これらの農産物輸入を国家管理して、国内農業への影響を調整するとともに、これら

農産物の国内自給度を高めて、輸入の均衡の回復を促進すべきであります。

こうして貿易を拡大し、国際収支を改善することが、経済政策転換の第三の目標でございます。(拍手)

以上のような一般経済政策の大転換を前提としつつ、昭和三十九年度予算については、次のように組み替えるべきでございます。

第一は、歳入の抜本的組み替えであります。

すなわち、所得税の課税最低限度の大幅引き上げ、中小法人に対する法人税率の引き下げ、各種大衆的消費税の大幅減税によって、大衆に対しては初年度約二千億円のほろ大減税を断行すべきであります。また、直接に国の

予算に関連するものではございませんけれども、地方税の中の住民税につきましても、所得税に準じて基礎控除等の諸控除を引き上げ、さらに大幅な住民税減税を行なうべきでございます。

他方、高額所得者への累進強化、大法人への法人税率の引き上げ、租税特別措置の改廃、広告税、ゴルフ税、富裕税、空閑地税の創設、有価証券譲渡所得課税の復活等により、高額所得者と

大資産所得者からは約一千九百億円の

租税の増徴をはかるべきでございます。(拍手)

こうした減税と増収の差し引き勘

定、及びたばこ消費税率を三〇％に引き上げて、地方財政へたばこの増収をより多く振り向けることとしております関係上、その差し引き歳入総額は政府案予算よりも約三百五十億膨張することとなるのであります。それに加えて、政府の予算が、国立学校特別会計を新設して、名目的に予算規模を二百億円縮めるといふごまかしをやっておりますけれども、このごまかしをやめることによって、さらに二百億円の規模拡大となりますので、合わせてわが党

組み替え案の予算規模は約三兆三千一百億円となるわけでございます。

第二は、歳出予算案のうちで、不当、不要な支出は思い切って削減すべきであります。

すなわち、憲法の平和と民主主義の精神にそむく防衛費及び公安調査庁等の反動機関の経費を、それぞれ一千五百億円と八十億円の思い切って削減するのであります。また、公共事業予算

が約六千億円にも膨張し、しかも、そのうちで地価の暴騰による用地買収費がきわめて急速に膨張していることは一刻も放置できませんので、投機的な

土地値上がりや抑制し、あわせて入札制度を厳正に運営し、事業の効率を高めながら予算を約五百億円削減したいと存じます。そのほか、物件費、施設費、補助委託費等の合理化、節約等も合わせまして、全体で約三千一百億円のほろ歳出削減を行なうのであります。

第三は、歳出の増額であります。

すなわち、さきに述べた政府案よりも約三百五十億円の予算規模拡大となる分の資金と、歳出で約三千一百億円の削減する分の資金とを合わせまして、合計約三千四百五十億円の組み替え財源があるわけでありますけれども、これを社会保障拡充、公営住宅の増設、教育と科学技術の振興、農林漁業と中小企業の振興、自由化に対する国内産業の保護、地方財政の強化等と国民生活の安定向上を旨といたしまして、重点的に増額支出していくわけであります。

これが、わが党組み替え案のごく大まかな骨組みでございます。

そこで、この際、特に以下の二つの点につきまして注意を喚起しておきたいのであります。

その一つは、わが党組み替え案が、格差の是正という課題と並んで、特に

インフレの抑制と物価の安定に重点を置いておられるということでございます。

わが国経済の最大の問題の一つは、インフレの傾向を基礎とする物価の上昇であります。そしてその原因は、

日本銀行の信用放出と結びついて、巨大企業が無政府的な過剰設備投資を強行しているところにあるのであります。このことはすでに多くの経済政策

論議を通じて明らかにされております。ところが昭和三十九年度予算の政府案においては、この点について何ら

の反省も対策も見られません。依然として無責任な景気刺激的性格が露骨に買われているのであります。わが党は、国会における予算審議を通じて、この点をきびしく批判いたしてまいりました。

第一に、わが党の予算組み替え案は、全般的な経済政策を大きく転換することを要求しておりますが、その中で、主要金融機関の社会化と、資金計画委員会の創設により、外資導入や日

銀貸し出し、買いオペを民主的に規制し、大企業の過剰設備投資を制限することを主張しております。

第二に、歳入においては、勤労大衆に対する二千億の減税を行なう反面、

及び高額所得者より一千九百億の租税増徴を行ない、民間設備投資に向かうべき資金を大幅に国庫に吸収することといたしております。

組み替え案の予算規模は三兆三千一百億、政府案より約五百五十億の規模拡大となりますが、そのうち二百億は、国立学校特別会計の新設という政府案のごまかしをやめることによる拡大であり、それを除いた規模拡大は三百五十億であります。これによる租税

負担率の増大は、わずか〇・二％に満たないものであり、しかもこの場合、

租税負担がだれに對して重く、だれに對して軽いかという租税負担率の内容が質的に変化することになるのであります。

第三に、組み替え案では、歳出のうち防衛費等の最も非生産的な支出を大きく削減し、また最も景気刺激的性格の強い公共事業費を節減し、その前提として投機的な地価の暴騰を強力に規制することといたしております。

第四に、組み替え案では、社会保障を中心として低所得者の所得引き上げのための支出を大きく増額することといたしておりますが、これは、景気刺激

激的な投資的支出と性格が違ふのみならず、いわば過去の政府の誤ったイン

昭和三十九年三月二日 衆議院會議録第十二号(その一) 昭和三十九年度一般会計予算外二件

フレ政策で拡大された所得格差を是正し、憲法で保障された国民の生活権を積極的に擁護するという当然の措置でございませう。

以上のような理由によりまして、日本社会党の予算案は、もしそれが実行されるならば、インフレの収束と物価安定のためにきわめて有効な役割りを果たし得るものであることを確信して疑いません。(拍手)

もう一つは、わが党組み替え案が労働者、農民の基本的要求を支持し、擁護する立場に立っているということでございます。

すなわち、公務員給与及び三公社五現業の職員給与につきましては、すみやかにILO八十七号条約批准によりまして、その団結権と団体交渉権を完全に保障し、その労使の交渉によって民主的に決定し、その決定された結果に対して、必要な予算措置をとるべきであります。生産者米価につきましても、また、労働者と同じ団結権、団体交渉権を農民に保障し、そうして、民主的な交渉によって定められたところの米価に対して、所要の予算措置をとるべきであります。また、公共企業体等の職員の退職金につきましても、電話自動化首切り法案のような、お仕着

せの特別給付金ではなしに、国家公務員の退職手当法を改正いたしまして、労使の交渉によって定めることとすべきであります。

また、特に強調しなければならぬのは、労働災害の防止と安全の確保であります。さきの三池炭鉱の重大事故、鶴見の国鉄重大事故に続きまして、最近はまだ一カ月のうちに二回も続いて航空機事故があり、いまや陸海空のみならず、地下におきましてもその危険が充満し、多数の貴重な人命が失われております。したがって、災害事故防止と安全確保により、労働者及び一般国民の生命を守ることは、最も緊急なる政治的課題であり、国民世論もまた、いまやここに集中されておるのであります。(拍手)しかるに、政府の予算が、この面に一片の誠意を示すことがないのは、まことに遺憾きわまりないことであります。(拍手)そこで、わが党組み替え案では、一般会計におきまして、約二百億円の安全対策費を増額するとともに、財政投融资及び政府関係機関予算を通じて、資金運用の重点を安全確保にふり向け、合計いたしまして約一千億円をこのために運用すべきことを要求いたしておるのであります。

以上が、昭和三十九年度予算の撤回と編成替えを求める日本社会党の動議の趣旨でありますけれども、要するに、これらはすべてわが国憲法の精神からいって当然のことを主張し、要求しているにすぎないのでありますから、満場の皆さん方の一致したところの御賛同をひとえにお願いいたしまして、社会党の提案理由の説明を終わるものであります。(拍手)

○議長(船田中君) これより、予算三件に対する討論と、動議に対する討論を一括して行ないます。順次これを許します。青木正君。

〔青木正君登壇〕

○青木正君 私は、自由民主党を代表いたしまして、昭和三十九年度予算三案の政府原案に賛成し、日本社会党の組み替えを求むるの動議に反対の意見を表明するものであります。(拍手)まず、政府原案賛成の理由を申し述べます。

申し上げるまでもなく、予算は、国の生成発展と国民の福祉増進を達成するため必要な当面の施策を講ずるとともに、国運の前途に予見される障害を克服するために編成されなければなりません。

終戦後、国政担当の責めに任じたりましたわが自由民主党は、豊かにして平和な高度福祉国家の建設を目ざし、着々とその成果をおさめ、外は国際社会に重要な地位を占め、内は世界の奇跡といわれる高度の経済成長を遂げたのであります。その結果、生産性は向上し、国際競争力は強化され、輸出は年率一四％という顕著な増加を示したのであります。また、国民所得も、第一次池田内閣成立当時の昭和三十一年には、一人当たり三百五十四ドルでありましたが、昭和三十八年には五百ドルという、実に四割の向上を示したのであります。

しかしながら、わが国の国民所得や消費水準は、いまだ欧米先進国に遠く及ばぬのがあります。また、最近の経済成長が予期以上に急速であったため、若干のいわゆるひずみを生じたことも看過するわけにはまいります。いまこそ、われわれはこれらのひずみを解消し、安定した経済成長のもと、さらに勇を鼓して先進国への道を一步一步前進すべきときと存じます。

すなわち、当面真剣に取り組まなければならぬ課題として、国際収支の改善と消費者物価安定の問題がおります。産業面におきましては、生産性の

向上からおくれがちな農林漁業と中小企業の近代化の問題があります。同時に、経済成長の谷間に恵まれぬ人たちのあることも忘れてはなりません。また、やもすれば日々の生活に追われがちであったわれわれは、いまや次の時代に備え、文教の刷新に力点を置かなければならぬときと存じます。さらに、民間投資に比べ、道路、港湾等の公共投資が立ちおくれおること、放置すべきではありません。

以上あげ来った課題に予算の裏づけをした国の施策を指向することこそ当面の急務と存するのであります。

他方、敗戦の壊滅状態から立ち上がり、ようやくにして成人の域に達したともいべきわが国が越えねばならぬもう一つの重大な試練があります。それは貿易の自由化、IMF八条国への移行、OECDへの加盟等、いわゆる開放経済への体制整備の問題であります。国際貿易における機会均等、門戸開放、これは明治以来のわが国の外交方針の基本でありました。貿易立国をとらざるを得ないわが国にとりまして、貿易の自由化は、もとよりわが国の基本的なあり方ではなかりません。しかしながら、現実の問題として、はきびしい試練でもありま

す。三十年にわたる封鎖経済という温室から出て、激しい国際競争のあらしの前にさらされるのであります。われわれはこれに立ち向かうため、この際、覚悟を新たに、わが国産業の国際競争力増進のため、万全の施策を講ぜねばならぬと存じます。

過般の衆議院選挙にあたりまして、わが自由民主党が国民の前に公約した経済の均衡ある健全成長、消費者物価の安定、農林漁業と中小企業の近代化、社会保障の充実、文教、科学技術の振興、社会資本の充実等の諸政策は、前段申し述べましたような見解に立って、生産力の充実に背景に、量とともに質の充実へと経済全体の体質を改善し、民族の教養と知能を高め、堅実な生成発展を遂げるための諸条件を整備しようとするものであったのであります。

いまや、これらの公約が本予算により予算的にも裏づけられ、現実に実行に移されることになろうといたしておるのであります。国民各位とともにわれわれの最も喜びとするところであります。私が本予算三案に賛成を表明する根本の理由は、実にここにあるのであります。(拍手)

以下、予算案の内容につき、若干申し述べたいと存じます。

まず、減税であります。明年度の減税額は、国・地方を合わせて一千四百九十四億円、平年度二千二百三十八億円であります。実にシャープ勧告以来の画期的な減税といふべきであります。政府の英断に対し深甚の敬意を表するものであります。しかも、その内容は、国税減税額一千三億円のうち、六五%を所得税の減税に充て、課税最低限の引き上げ、中小事業者の負担軽減、給与所得控除の引き上げ等をはかっているものであります。また、企業課税につきましては、開放経済への移行に備え、企業内部留保の充実、固定資産耐用年数の短縮等、中小企業の税負担の軽減について格段の配慮が払われ、かつ輸出振興のためにも税制上特段の措置がとられているのであります。

次に、歳出の重点施策について簡単に言及したいと存じます。

第一は、農林漁業近代化の施策であります。

歳出全体の伸びが前年度比一四・二%となっている中で、農林漁業関係費は三三%、食糧会計繰り入れ分を差し引きましても一七%増となっているのであります。しこうして、施策の重点を、農業基本法の線に沿って、生産性向上のための基盤整備や機械化の推進、畜産振興を中心とする選択的拡大の促進、構造改善事業の拡大強化、農産物流通の改善、農業従事者の福祉向上等に置いているのであります。特に注目すべきは、農業金融に力点を置いたということです。すなわち、農業近代化助成資金、農業改良資金等の貸し付けが大幅に拡大されたほか、農林漁業金融公庫につきましては、前年度より二三%増の一千七十七億円と飛躍的に拡大されたのであります。しかも、三分五厘の低利資金が四百四十五億円、その占むる割合は四二%と画期的な措置が講ぜられているのであります。(拍手)

第二は、中小企業関係であります。前年比四〇%増と、大幅に予算が増額され、設備の近代化、企業の集団化、協業化を一そう進めることになっております。税制の面におきましては、所得税、法人税、地方税等、平年度六百億円に達する減税が行なわれております。さらに金融面では、中小企業信用保険公庫に対する出資を、前年度三千億円に対し、四十億円に増額し、中小企業金融三機関への財政資金

投入額は、前年比三百三十四億円増の一千六十七億円と、ここ数年その例を見ない伸び率となっているのであります。(拍手) また、中小企業金融公庫についても、債券発行の道を開き、商工中金につきましては、三十億円の追加出資を行なう等の措置が講ぜられているのであります。

第三に、社会資本の充実であります。

わが国の公共投資の立ちおくれは、経済発展今後の盲点といわれておるのであります。明年度におきましては、予算及び財政投融资を通じ、新たな計画のもとに、道路、港湾に重点を置き、さらに産業用地の造成、水資源の開発、新産業都市の建設、生活環境の整備等につきましても、一そうの促進がはかられているのであります。その結果、明年度におきましては、国及び地方を通じて形成される政府固定資本は、約二兆八千億円と見込まれ、民間投資に対し六八%という比重を占めるに至っております。この数字は、一昨年ごろまでの四〇%台に比較いたします。画期的な前進と申さなければなりません。

第四は、社会保障の充実であります。

福祉国家の根幹をなす社会保障関係費は、毎年大幅に増加され、内容も着々充実の一途をたどっております。明年度も前年比二〇%の増で、相当の改善が行なわれることになっております。かつ、新たに高度精神児対策や児童手当制度創設の準備、国保世帯員に対する療養給付引き上げ計画等も行なわれることになっておるのであります。

さらに、住宅政策につきましても格段の考慮が払われておるのであります。

第五に、文教と科学技術の振興であります。

明年度におきましては、前年比一八%増の予算をもって義務教育の充実、公立学校の整備、社会教育の充実、育英事業の大幅な拡充、科学技術教育と産業教育の振興を行なわんとしております。また、科学技術振興のため、原子力関係費や試験研究機関を充実に目ざしております。

次に、世上一般には、内容はさることながら、予算全体としてその規模が適正なりや、また、その経済的性格が妥当なりやとの議論が行なわれております。しかしながら、われわれの見るところをもってすれば、歳出の一切が租税その他の普通歳入によってまかなわ

れ、赤字公債の発行ないしは過去の蓄積を食いつぶすなどときとも行なわれていないのであります。したがって、私どもは、まさに均衡を得た健全予算と確信いたすのであります。(拍手)

次に、経済動向との関係であります。要は経済活動が過度にわたらぬよう慎重に対処することこそ賢明な態度と存じます。そこで、政府はさきに予算編成にあたりまして、景気に対し財政の刺激を避けるとの基本方針をとり、現に予算編成上この点に特段の配慮を行なっておるのであります。すなわち、一般会計予算の対前年度当初予算比の伸び率は一四・三％でありまして、三十八年度の一七・四％をかなり下回っております。また、財政投融资も、三十八年度の際の二二・六％を下回る二〇・八％となっているのであります。国及び地方を通ずる政府の財貨サービス購入の経済成長に対する寄与率も、三十八年度の三〇・三％に比べ、三十九年度は二〇％と見込まれていたのであります。予算の経済に対するかまへ方はかなり控え目と申さなければなりません。また、明年度予算を財政

資金の民間収支面から見ますと、三十八年度は三千七百五十億円の散布超過が見込まれていたのでありますが、明年度は前年度剰余金の受け入れ減等によりまして、一千二百億程度しか見込まれていないのであります。財政投融资計画における政府保証債も、三十八年度の一千三百三十二億円に対し、明年度は一千八百十億円と五百億円近い増が見込まれております。したがって、この面からも、市中資金の吸い上げが強まり、予算が景気に対し刺激的であるとか、金融引き締め効果果を減殺するとかいふ一部の非難は当たらないと存するのであります。

これを要するに、反対せんがための反対の御議論や御批判は別といたしまして、冷静に検討いたしますれば、政府の明年度予算案は、財政の許す限りにおいて最善を尽くし、当面の課題に対処して適切な施策を講ずるとともに、前途の試練に対しましても万端の対策を用意しているものであります。均衡ある経済成長のもと、堅実に先進国への道を目指すものとして、私はここに

に満腔の賛意を表するものであります。(拍手)

最後に、日本社会党の予算の組み替えを求める動議につきまして、二、三の点をあげ、反対の理由を申し述べます。

組み替え案によりますれば、まず、その前提として、政府原案は防衛費と大資本優先の投資の拡大に重点を指向していると思われ、われわれはこの見解に對しては、われわれは断じて同意いたしがたいのであります。(拍手)すなわち、社会党はかかる誤れる見解に立ちまして、歳出において防衛費一千五百億円を削減し、租税特別措置の廃止により三千億円の増収を行なうことを骨子として減税、社会保障などの施策に充て、かれこれ差し引き歳入歳出の規模を政府原案より約五百五十億円増加し、三兆三千五百億円としようとしているのであります。

まず、防衛費であります。明年度の防衛費の一般会計に占むる割合は、わずかに八・五％、国民所得の見込み額に占むる割合も、本年度同様一・三％であります。ごうも大幅の増額を行なっていないのであります。おおよそ、

世界各国、国の大小を問はず、国防費を計上していない国はただの一国としてありません。しかも、予算額に対する国防費の割合は、アメリカ五七％、イギリス二七％、西ドイツ三〇％、永世中立国スイスにおいてすら実に四〇％に達するのであります。わが国の予算が防衛費に重点を置いているなどとは、いかに考えても申しがたいのであります。(拍手)自国の防衛費を大幅に無力化し、ないしは無用視するがごとき政略は、寡聞にしてわが国以外にあまりその例を見ないのであります。

(拍手)まことに遺憾とするところであります。また、われわれはこの一事をもつていたしまして、断じて社会党の組み替え案には同意いたしがたいのであります。なお、社会党は大衆の減税を掲げておりますが、前に申し述べたごとく、減税はわれわれも常に意を用いているところであります。わが党内閣は、昭和二十五年以来すでに十三回にわたって減税を行ない、減税累計額に一兆三千億に達しております。しかも、その八割以上は所得税の減税であ

ります。大衆減税に対するわが党の熱意は断じて社会党に劣るものではなく、現に実行いたしておるのであります。

さらに、社会党は、本予算案審議にあたりまして、政府の予算規模が大型であつて、経済をはなはだしく刺激すると、しほはば痛烈に政府を追及してあります。ところが、いま提出された社会党の組み替え案を拝見いたしますと、驚くべきことには、何と政府原案を五百五十億円も上回る三兆三千億に達しているものであります。(拍手)これこそ、まさにわが国経済をはなはだしく刺激する超大型予算といわざるを得ないのであります。予算審議にあつての今日まで社会党が論じられし論旨と全く相矛盾するものであります。まして、われわれの理解に苦しむところであります。(拍手)

以上をもちまして、昭和三十三年度予算三案につき、政府原案に賛成、日本社会党の組み替えを求むるの動議に反対の討論といたします。(拍手)

○議長(船田中君) 淡谷悠蔵君。

〔淡谷悠蔵君登壇〕

○淺谷慈藏君 私は、日本社会党を代表し、昭和三十九年度一般会計予算、昭和三十九年度特別会計予算、及び昭和三十九年度政府関係機関予算につき、政府原案に反対、これを撤回のうえ編成替えを求めるわが党の動議に賛成の討論を行ないます。(拍手)

政府は、昭和三十九年度予算の編成にあたり、国際収支の改善と物価の安定を主眼としたと強調しておりますが、これはもともと方針などというほどのものではなく、まことに弱々しい希望にしかすぎないのであります。しかも、この予算を審議している間にも、情勢は政府の予想を裏切つて刻々と変化し、そのはかない希望さえ、いまはむなしき一片の夢と化し去つているのであります。(拍手)

すなわち、国際収支の面では、三十八年度において輸入は前年度を三割近く上回り、年度当初の見込みから約九億ドルも増加をしております。大きな見込み違いを示した上、貿易外収支の赤字も構造的なものとなっており、増加する一方であります。経常収支の赤字を従来のように資本収支の黒字で埋

めるというような安易な一時しのぎのやり方は、もはや不可能となりつつあるのであります。国際収支の危機は、

三十九年度における政府の経済見通しを全く架空なものとし、それに基づく財政経済各般の政策をめぐりに破綻させているのであります。政府は、このような国際収支の悪化を食い止めるため、昨年末から金融引き締めのものを行なつておりますが、信用が過度に膨張している現在では、これは必然的に中小企業の倒産を伴うのであります。一月中の、負債額一千万円以上の中小企業の倒産件数は百九十八件、その負債総額は二百八十二億円、就いて二月は二百三十八件、三百五十一億円と、月を追うて記録を更新しつつ、倒産は年度末から、金融引き締め最強化の伝えられる四月から六月には、なお増加する見込みを示しておるのであります。危機のたびごとに労働条件を切り下げられ、あるいは街頭にほうり出されるのは、言うまでもなく労働者であります。したがって、三十九年度は、勤労国民全体にとって、その生活水準を引き下げられる危機の年といわ

ねばならないのであります。危機はもとより資本主義経済の運動法則そのものに根ざしているものではありませんが、政府の内外両面にわたる諸施策の誤りがこの危機を一そう激化させているのは論をまちません。三十九年度予算のバックボーンをなしているものは、すでにかかる誤れる政府の基本的諸施策である以上、予算の内容そのものを批判する前に、基本的諸施策そのものを批判せねばならないのであります。

その第一は、外交及び経済外交において、依然としてアメリカへの追従が基本となつている点であります。

世界史の流れは、社会主義を世界人口の半ば近くに組織させ、他の諸国も含めて広範な影響力を持ちつつあります。この現実には、社会主義に反対する立場の人々といえども、認めざるを得ないのであります。したがって、これを隣邦中華人民共和国についていえば、さきにイギリスその他の西欧諸国がいち早くこれを承認し、また今日フランスがその承認に踏み切つたのも、事実を事実として認めた上で、自

己の立場を有利にしようというきわめて現実的な対処策であることは言うまでもございません。他方、アメリカは自分に不利な事実は頭から否認して、非妥協的政策を固執し続けております。しかし、現在の段階で、中共の発展を無視して台湾の地位擁護に焦心する政策は、歴史の歯車を逆転させようとする無謀愚劣な企てといわざるを得ないのであります。ことにわれわれが不安を感ずるのは、政府が日本の地位の特殊性を云々する場合、実際には台湾との特殊な関係を強調するにとどまる点であります。日本が台湾、韓国と並んで、アジアにおけるアメリカの反共戦略の最後のとりでとなるような愚かしさには、われわれはもはや耐えられないのであります。かかる時点において、南北朝鮮の統一を阻害し、反共政権にてこ入れをする日韓会議の有害性は一そう明瞭になってまいります。

したがって、われわれは会議の打ち切りをより強く主張するものであります。さらに、国際政治の面におけると同様、経済面においてもアメリカ追従の

政策はいろいろの悪影響をわが国に与えております。

第一は、貿易構造の面でのアメリカ依存の行き過ぎから、依然として大幅な入超が続き、片貿易の状態を脱し切れないことでもあります。

第二は、アメリカの日本商品に対する輸入制限が緩和されず、自由化が片務的であることでもあります。

第三は、外貨準備の大部分をドルで持っているなどということは、欧米先進諸国では類例がございません。そのため、日本国民の労働の結晶である外貨の価値が、アメリカのドルの信用低下に伴つて減少するおそれさえあるのであります。

そして最後に、国際収支の危機を独力で乗り切る努力をせず、常にアメリカからの資金流入という安易な方法によつて切り抜けてきていることも事実であります。国際収支の破綻と消費者物価の高騰と所得格差の拡大は、池田内閣の経済高度成長政策がもたらした死に至る病であり、その病状は日に日に悪化しつつあるのであります。予算委員会等における政府の答弁によつて

見ても、國際收支健全化のための具体策はほとんどなく、近い将来における均衡の見通しも全くない。消費者物価の騰貴については、国民の非難に押されてようやく政府が取り上げた一つの施策といえば、公共料金の一年間ストップだけであります。しかも、それは値上りの時期を一年間引き延ばしたというだけで、値上げしなくて済むような条件の整備は全然やっていないので、一年後は一挙に大幅値上げが不可避になり、物価上昇の火に油を注ぐような結果になるであらうでしょう。早くも地方公営企業などは値上げのろしを上げつつある状態であります。消費者物価に関連して、流通機構の整備なども言っておりますが、その効果は期待できません。流通機構の改革には、当然流通利潤にメスを入れなければならぬのでありますが、これは現在の社会における最大な不勞所得の源泉である管理価格と取り組む姿勢のもとで初めて解決できることであります。池田内閣とその与党には望むべきすべはございません。

さらにまた、所得格差の問題に関するほど、政府のインテリゲンチ性があらわれておるものはいきません。一方における巨大な富の蓄積、退屈の享樂のばく大な浪費、そして、他方における低所得階層の累積、これは相対的窮乏感となり一そう強め、社会的犯罪の温床となつておるのであります。物価の値上がりが生鮮食料品など、生活必需品に片寄つてゐること、地代、家賃の値上がりは、借家、借間住まいの多い低所得者階層への生活圧迫を強くして、實際生活における貧富の格差をより一そうはなはだしくしております。これら低所得者階層は高度経済成長政策の最も大きな被害者であります。

さらにまた、農民も池田政策の大きな被害者であります。農業と他産業との格差は、政府が言うように減つていくのでしょうか。農民は、もはや農業に希望も夢もつなげられないような状態に置かれております。農業の不安は食糧不安に発展して、憂うべき社会不安をかもし出そうとしております。政府もおそまきながらこの事態に気がついて、農林政策に革命的施策を必要とすると言いつながら、組まれた予算を見ますと、革命的施策の影も見えません。わが党は、こうした農林予算について、組み替え動議の中に、農林漁業の振興については、階層分解促進による零細経営整理を目ざす、いわゆる構造改善事業を根本的に転換し、すべての農林漁家を対象として、国の責任による農地造成、土地改良、林道整備、沿岸漁業振興等の生産基盤強化の施策を拡充するとともに、公費による農業機械化ステーション、農業サービス・センターを設置し、また経営共同化促進のための年利三分五厘以下の長期低利資金を保障するなど、全く、政府の予算とは格段な誠意を示しておるのであります。

減税などもそのとおりであります。池田内閣は、選挙にあたりまして、随々しく減税の約束をした。しかし、その減税の約束は、はたしてどうであつたでしょうか。わが党は、三十九年度予算を、租税負担の公平化と国民生活の民主的向上を目標として、組み替えを要求しております。予算規模は約三兆三千一百億円とします。その場合、その内容の質的組み替えによりまして、インフレ的性格は完全に除去されておるのであります。まず、われわれは、歳入の抜本的改正を行なう。減税について見ても、六千八百億円の自然増収に対して、所得税減税はわずか六百五十五億円というのが政府の案であります。国税全体をとってみても、増税分を差し引くと七百八十八億円にすぎません。また、国民所得に対する租税負担率もふえております。前年度の二一・五％が二二・二％に高まり、大体二〇％程度が適当という税制調査会の意見すら取り入れられていないのは、はたしてこれが誠意ある減税の処置でございましょうか。

われわれは、こうした減税のために、防衛費の問題にせざるを得ない。アメリカのドル防衛の政策は、戦略の変更と相まって、在日米軍を大量に削減しております。過大な核武装の脅威は武力均衡と論に破綻を来たしておりますのに、わが国の防衛方針は、アメリカのふところに眠り込んで、全く見通しを失つております。しかも、防衛費だけは逐年過大に要求しております。他の諸国では防衛費を削るところがないなどと先ほど青木君が言いましたが、これこそは、特異の平和憲法を持つておる日本と、それを持つていない他の国とを混同する憲法軽視の政策なのであります。(拍手)防衛効果も怪しげな兵器購入に多大の費用をかけることは、国費の乱費これよりはなはだしいことはございせん。防衛関係費は二千七百五十億と、いよいよ本格的な増大を示しておりますが、アメリカからの援助ストップで第二次防衛計画分だけで四百億円の穴があきます。第三次防衛計画については、まだ政府は明らかにしておりませんが、おそらくアメリカとの約束の手前、財政負担の急増は必至であらうでしょう。これが中国との国交の摩擦を増加することは言うまでもございせん。われわれは、この防衛費の大幅削減を主張しております。すなわち、わが国憲法の平和と民主主義の精神に従つて、防衛関係費約千五百億円、公安調査庁等の反動諸機関の経費約八十億円を削減及び削除するのであります。

さらにまた、公共投資につきまして

も、道路、海港等に比べ、住宅あるいは生活環境整備費が小さ過ぎる。特に地価騰貴はここでも重大問題になっておりますが、たとえば道路事業費に占める用地費の割合は二五%以上、このうち街路事業は六〇%以上、極端なのは東京で九〇%近いものもございます。この比率は年々高まる一方であります。こんなことは、それこそ諸外国では考えられないことであります。社会資本などといっても、土地に投下される資金は、土地造成費は別として、いかなる意味でも基本ではあり得ないのであります。高度成長政策と地価の暴騰、ここでも経済高度成長政策は、それ自身の生み出す矛盾によって行き詰まりつつあるのであります。

さらに、差し迫った社会不安の一つに、ひんびんと発生する交通事故、労働災害があります。鶴見事故、三井三池の事故等々、多くの人命が失われる惨事があとを断つておりません。石田国鉄総裁は、先日の予算委員会では、いまのような予算では事故はまた起こるであらうと言っております。さらに、

本日の予算委員会で、わが党の辻原君

の質問に答えまして、今後とかかる事故の起こるチャンスがあると言っておりますのであります。これは一体何という言明でございましょうか。まことに重大な発言であります。世間はこれを交通戦争と呼んでいるほど、危険が増大している。輸送の責任を負う国鉄総裁

に、事故はまた起こりますと極言させる予算、この予算は、一体だれがつくった予算でございましょう。(拍手)春秋の筆法をかりれば、まさに、池田内閣の予算は人を殺す予算といつても過言ではないでしょう。(拍手)これが石田総裁の抗議の意味であります。こうした殺人予算について、はたして自

民党の諸君、正しい予算の盛り方をしておりますでしょうか。総理の前で、この予算では事故が再び起こりますと国鉄総裁に明言させるような予算、これがはたして国民を案ずる予算でございましょうか。われわれは、これに對して、先ほど提案理由の中に申しましたとおり、直ちに交通不安を除くような予算を組んでおります。

要するに、池田内閣の経済高度成長政策は、対外的には、主としてアメリカ

力からの外資借り入れ、対内的には、国民からの税の収奪、財政投融资を通ずる国民の零細資金の動員及び日銀からの信用造出によってつくり出した資金を、巨大企業の設備投資に傾斜的に集中することによって進められてきました。この結果生み出されたものは、

物価と格差と社会不安の三悪の増増及び国際収支の構造的赤字であります。池田内閣の金づくり政策のうち、外資の借り入れ政策はアメリカのドル防衛措置によってすでに頭打ち、それに加えて、過去の導入外資に対する配当、利子等の支払いが膨張して、貿易

外収支の赤字を累年増加しております。これが輸出を上回る輸入という矛盾と結びついて、最近のわが国の国際収支は、経常収支赤字を資本収支黒字で埋める方式が限界にきております。それに加えて、物価の異常なる上昇は

続き、各種格差はさらに拡大傾向をたどり、中小企業の連鎖的倒産と農漁民の経営行き詰まりが激化しております。国民の生活不安と不満は、根強くうっせきしておるのであります。

こうした最悪の事態の中で、池田内閣は、日本経済を完全自由化と開放経済体制の中に引き入れようとしております。この結果冷徹な弱肉強食のあり

しがいいよわが国の産業と国民生活を荒廃させることは必至であります。池田内閣にして一片の良心と良識があるならば、昭和三十一年度予算はこうした事態を防止し、国民生活を破壊から救うことを最大の眼目として編成すべきが当然であります。しかるに、池田内閣は、その誤った経済高度成長政策をいささかも反省することなく、相

変わらず労働者、農漁民、中小企業者に犠牲をせしめさせる金融引き締め措置によって事態を糊塗しようとしてい

るばかりでなく、三十一年度予算案においては、防衛費と大資本優先の投資の拡大に重点を置いておる。もし、この予算案をこのまま成立させるならば、国際収支の赤字の拡大、物価の上昇、格差と社会不安の激化はいよいよ避けられないであります。政府は、日本経済の当面する危機の深刻なことを真剣に反省し、その経済財政政策を根本的に転換すべきであります。

これがわが党の組み替え動議の趣旨であります。(拍手)

私はかかる見地から、あまりにも国民を愚弄し、国民の不安にいささかも愛情を持たない政府の原案に心から反対し、わが党の組み替え動議に賛成するものであります。自民党の皆さんが、政府、自民党、圧力団体が一体になってでつち上げた予算に執着することなく、喜んでわが党の動議に賛成されんことをあわせてお願い申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 竹本孫一君。
〔竹本孫一君登壇〕
○竹本孫一君 私は、民主社会党を代表いたしましたして、政府提案にかかる昭和三十一年度一般会計予算外二件並びに社会党の組み替え動議に對しまして、反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

第一に、政府今回の予算の基礎となり前提となっております九・七%の経済成長率が当てにならないことであります。政府は、九%ならば自然増収は六千五百億円ぐらゐになるだらう、九・

七〇であるから六千八百二十六億円の自然増収が期待されるということ、これをあらゆる施策の前提、またいわゆる二千億減税の基礎といたしておるのであります。しかしながら、この九・七〇の数字に、はたしてどれだけの期待と信頼を持つことができまうか。現に本年度の経済見通しでも、三十七年の暮れと三十八年の暮れとは、たとえば鉱工業生産は六〇から二倍以上、一三・六〇に修正されました。消費者物価は二・八〇から七・二〇へと二倍半高く修正されております。したがって、経済成長率は名目で八・一〇から一三・六〇へ、実質では六・一〇から八・二〇へと目まぐるしく変動いたしておるのであります。これで、はたして見通しと云えるのでありまうか、これで、はたして計画と云えるのでありまうか。しかも、こんな大きな見込み違いをいたしておりまして、本年度の歳入歳入は三兆二千五百五十四億三千八百三十一万円と、三十一万円に至るまで収支をきちんと合わせておるのであります。これはあまりにも小手先細工でありまう

て、形式に流れた予算の編成といわなければなりません。(拍手)
かかる経済の見通しの大きな番狂わせは、しからば、いかにして出てくるのでありまうか。一言にして言え、日本が無政府的な自由経済であり、借金経済であり、国の財政が放漫財政であるからであります。(拍手)わが国の会社は、今日その数六十五万七千、しかも、その自己資本はおおむね二五・六〇にすぎません。あとは他人資本、すなわち借金経済であります。この借金の元利償還と減価償却のため、どんな景気調整期においても、生産を落とすことができません。損益分岐点が高くなっておるのであります。はなはだしい場合には、操短をやればやるほどますます生産が増加するといふ珍現象も生まれておるのであります。しかも、この生産が落ちなければ、その生産に必要である原料、材料、燃料、機械を輸入しなければなりません。国際収支がいよいよ赤字となり、ドル不足はますます激化するのであります。現に本年度の輸出は、なるほど五十五億ドルに達するでありま

しょうけれども、輸入はどうでしょう、六十億になんなんといたしております。貿易じりば、昨年の一月から一貫して赤字を続けてまいっております。いまや、三十八年度の經常収支は、日銀でさえも八億ドルの赤字を予想せざるを得ない実情でありまして、これまた資本収支、借金によってまかなおうというのであります。日本は、池田内閣のおかげで、二十数億ドルのドルを失いました。いまや、国も、会社も大赤字、借金亡国の危機に立っておるのであります。(拍手)
政治は無原則なる低姿勢、財政は無計画なる放漫財政、産業経済はどこまでも借金経済、しかも、敗戦日本の国民大衆はいまバカンスを楽しみ、デラックス型消費に狂奔いたしておる。青年の非行は相次いで起り、交通事故は毎日のごとく新聞をにぎわしております。これで国づくり、人づくりとは、どこを押せばそんなのんきなことが言えるのでありまうか。(拍手)
この予算案には、計國性と緊迫感が足りません。われわれの本予算に反対する第一の理由であります。(拍手)

第二は、金融政策の失敗であります。財政のしわ寄せが金融に集中化した上に、その金融政策は、政府の不当なる干渉と日銀当局のだらしないため、中小企業の金融難はことさらに深刻になってまいりました。現在、池田内閣はみずからの政策の失敗を端的に表現する公定歩合の引き上げを巧みに避けておられますけれども、やがては近いうちに公定歩合の引き上げをせざるを得ない羽目に追い込まれることを私はここに断言してはばからないのであります。(拍手)一部には輸入が近く減るのではないかと期待もあつたようではありますが、現に十二月の輸入承認額は九億六千四百万ドル、しかも一月にもなお輸入は五億九千四百万ドルであります。業者に強気ムードがあり、生産設備の拡張、生産の増加は決定的になっておりますこの段階においては、公定歩合に弾力性を持たせて、下げるべきときには下げる、上げるべきときには上げて、経済界に一大警鐘を鳴らすのであれば、わが国の経済界のムードを転換させることは絶対に

できないのであります。(拍手)公定歩合の引き上げが中小企業に大きな打撃を与えるであろうことは、確かに心配されます。しかしながら、それほど中小企業を大切にされるのであれば、何ゆえに昨年十二月、預金準備率の引き上げを発表して、年末、金が最もほしい時点において、中小企業に心理的にも実質的にも一大重圧を加えたのでありますか。
租税にいたしましても、大企業のための租税特別措置法によって今年度の減収分は実に二千九十八億円であります。わが党は、この際、中小企業のためにこそ租税特別措置法をつくれと要求いたします。しかるに、政府は、これは負担公平の原則に反するといつて反対されております。大企業のための租税特別措置は負担公平の原則に反しないが、中小企業のための租税特別措置は負担公平の原則に反するといふが、ごときは、池田内閣がいかに大企業中心の政治をやっているか、その大資本家本位の性格を暴露する以外の何ものでもないであります。(拍手)

政府は、中小企業擁護に名をかりて、公定歩合の引き上げを避けておりますけれども、実は中小企業ではなく、みずからのメンツを救おうとしたしておられるではありませんか。もし、真に中小企業の金利負担の軽減を考へるのであれば、政府はすみやかに歩積み、両建て、債務者の弱い経済的立場において心ならずも不当に強制せられております拘束預金の解消に、一大英断をふるうべきであります。

特に山際日銀總裁のごときは、公定歩合引き上げの必要を十分に認めておられながら、政府の圧力の前に屈して、その引き上げ断行の時期を誤り、逆に預金準備率の引き上げや窓口規制に狂奔しておられるのであります。そのために、不渡りや中小企業の倒産がさらに次の不渡りと倒産を呼び、三月危機をいま醸成しつつあるのであります。かくのごとく、資金の供給面からのみ抑制をして、そのしわ寄せを中小企業に集中し、これを倒し、これを破産させておる日銀總裁は、山際總裁ではなくして、実は不平きわめたる中と申さなければなりません。(拍手)

さらに、財政投融資計画も、いたずらに大企業中心に二割以上も膨張いたしておりますが、これまた物価を引き上げ、国際収支の悪化、中小企業の金融難を激成するものであります。われわれの断じて容認し得ないところであります。

第三に、政府の福祉国家建設への努力は全く不十分でありまして、賛成することができません。

減税につきましても、二千億減税を叫ばれましたけれども、国税の減税は、わずかに一千三億圓、地方税の減税が四百九十五億圓の減税にすぎず、さらに増税分を差し引かなければなりません。これでは、国民の期待を大きく裏切るものと申さなければなりません。特に、給与所得者二千七百万人に對する減税は、不当に縮減されておるのであります。しかも、歳出予算を見れば、福祉国家の諸施策は、項目を並べただけで、どこにも重点もなければ徹底味もありません。

最後に、日本はいま重大なる転機に立っております。戦後よりやく二十年、いまや完全に戦後ではありません。民族の自主性に立ち、正しい祖国愛を呼び起こして日本政治の一大革新を断行すべき段階にあります。いまだに無条件降伏の続きでアメリカに遠慮して、中共承認一つできないようなことで、どうしてアジア諸民族の先頭に立つてわれわれが進むことができませんか。(拍手)オリビックが日本で行なわれることもわれわれ国民の喜びであり、誇りであります。しかし、外人に對する料飲税免稅の復活に示されたとき、半植民地的奴隸根性は、この際断固として一掃しなければなりません。(拍手)特に、これが当分の間行なわれるというので、われわれはオリビックの済むまで、今年じゅうのことがと、これは理解いたしております。しかるに、何ぞはからん、当局はこれによる減収は初年度十四億圓、平年度十八億圓と説明されておるのであります。それでは当分の間ではないではありませんか。これは池田内閣の続く間、あくまでも外国人には正当な税金

み替えを主張いたしてまいったのであります。

一、国の予算の編成は、国民福祉の増進を鉄則とすべきである。明年度の減税は、五人世帯で平均月五万円の家計支出を行ない得るように措置すべきである。

二、医療保険、国民の老後保障の諸制度、公営住宅の建設、住宅環境施設と文教施設の整備拡充等、国民福祉増進のため、歳出については少なくとも最低三カ年継続の改善計画を立てるべきである。

三、政府は、中小企業、農業等の格差是正について革命的前進をはかることを公約したにもかかわらず、政府案はこれが実現にきわめて消極的である。

四、政府は、地方税減税による地方財源の減収に對しては、過渡的な赤字補てんの措置にとどまらず、自主財源増強のための特別措置を講ずべきである。

五、政府は、当面する消費者物価高を抑制するために、物価調整に必要な物価対策費を積極的に計上すべきである。

もかけることができないということでありまして、国民の誇りとプライドを傷つけること、これより大なるはないと申さなければなりません。(拍手)

黒いネコは何回洗っても白くはなりません。アメリカに遠慮して、中共承認もできない、日中貿易も伸ばせない、外人には料飲税も取れない、その根性のない事大主義と悲しい従属的モラルが、日本政治最大のガンであります。(拍手)日本の政治に民族の誇りと精神的独立なくしてどうして人づくりができますか。もと立ちて道生ずと申します。この精神革命、すなわち、人間性を取り戻す第二のルネッサンスへの豊かな展望と民族独立への激しい意欲なくして、明日の政治も、新年度の予算も論ずることは断じてできないと思っております。(拍手)われわれの政府予算案に反對する理由であります。

なお、社会党の動議につきまして、個々の政策についてわれわれと同一の点もありますが、全体を貫く基本的立場において、われわれと見解を異

なす。

昭和三十九年三月二日 衆議院会議録第二十二号(その一) 昭和三十九年度一般会計予算外二件

一六三

にするものでありまして、遺憾ながらこれに賛成することはできません。

以上、政府案並びに社会党の動議に反対するわが民社党の立場を申し述べまして、私の討論を終わります。

(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、川俣清音君外十四名提出、昭和三十三年度一般会計予算外二件につき撤回のうえ編成替えを求める動議について採決いたします。

川俣清音君外十四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立少数。よって、川俣清音君外十四名提出の動議は否決されました。

次に、昭和三十三年度一般会計予算外二件を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、

反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(船田中君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(船田中君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開閉。——開鎖。

〔議場開鎖〕

○議長(船田中君) 投票を計算いたします。

〔参事投票を計算〕

○議長(船田中君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百十

可とする者(白票) 二百六十二

〔拍手〕

否とする者(青票) 百四十八

〔拍手〕

○議長(船田中君) 右の結果、昭和三十三年度一般会計予算外二件は委員長報告のとおり可決いたしました。

(拍手)

昭和三十三年度一般会計予算外二件を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

逢澤 寛君	愛知 揆一君	大泉 寛三君	大久保武雄君	小平 久雄君	小宮山重四郎君
青木 正君	赤城 宗徳君	大倉 三郎君	大高 康君	小山 長規君	小山 省二君
赤澤 正道君	秋田 大助君	大竹 太郎君	大坪 保雄君	河野 一郎君	河本 敏夫君
天野 公義君	天野 光晴君	大西 正男君	大橋 武夫君	額 彌三君	佐々木秀世君
綾部健太郎君	荒木萬壽夫君	加藤 精三君	加藤 高蔵君	佐々木義武君	佐藤 榮作君
荒松清十郎君	有田 喜一君	加藤 常太郎君	賀屋 興宣君	齋藤 孝行君	佐藤 洋之助君
安藤 覺君	井田 一太郎君	鍛冶 良作君	海部 俊樹君	齋藤 邦吉君	坂田 英一君
井原 岸高君	井村 重雄君	金子 一平君	金子 岩三君	坂村 吉正君	櫻内 義雄君
伊東 正義君	伊東 隆治君	金丸 信君	上林山榮吉君	四宮 久吉君	志賀健次郎君
伊能繁次郎君	岩動 道行君	神田 博君	龜岡 高夫君	始 関 伊平君	権 三郎君
池田 清志君	池田 勇人君	龜山 孝一君	鴨田 宗一君	権名悦三郎君	重政 誠之君
石井光次郎君	石田 博英君	唐澤 俊樹君	飯谷 忠男君	篠田 弘作君	澁谷 直蔵君
一萬田尚登君	稻葉 修君	川崎 秀二君	川野 芳満君	島村 一郎君	正示啓次郎君
稻村左近四郎君	今松 治郎君	菅野和太郎君	木部 佳昭君	白濱 仁吉君	進藤 一馬君
宇都宮徳馬君	宇野 宗佑君	木村 剛輔君	木村 武雄君	周東 英雄君	鈴木 善幸君
上村千一郎君	植木庚子郎君	木村 武千代君	木村 守江君	砂田 重民君	砂原 格君
白井 莊一君	内田 常雄君	菊池 義郎君	久野 忠治君	瀬戸山三男君	關谷 勝利君
内海 安吉君	浦野 幸男君	久保田四次君	草野 一郎平君	園田 直君	田川 誠一君
江崎 真澄君	小笠 公韶君	鯨岡 兵輔君	熊谷 義雄君	田口長治郎君	田澤 吉郎君
小川 平二君	小沢 辰男君	倉石 忠雄君	倉成 正君	田中伊三次君	田中 榮一君
小澤佐重喜君	小淵 恵三君	蔵内 修治君	黒金 泰美君	田中 角榮君	田中 龍夫君
大石 八治君	大石 武一君	小泉 純也君	小金 義照君	田中 正巳君	田中 六助君
		小坂善太郎君	小島 敏三君	田邊 國男君	田村 元君
				田村 良平君	高瀬 傳君
				高橋清一郎君	高橋 順一君
				高橋 等君	高見 三郎君

竹内 黎一君	竹下 登君	早川 崇君	原 健三郎君	山手 満男君	山中 貞則君	河野 正君	久保 三郎君	平林 剛君	藤田 高敏君
竹山祐太郎君	武市 恭信君	原田 憲君	廣瀬 正雄君	山村新治郎君	山本 勝市君	久保田鶴松君	久保田 豊君	帆足 計君	穂積 七郎君
館林三喜男君	谷川 和徳君	福井 勇君	福田 繁芳君	山本 幸雄君	吉田 重延君	栗原 俊夫君	栗林 三郎君	細追 兼光君	細谷 治嘉君
千葉 三郎君	地崎宇三郎君	福田 赴夫君	福田 篤泰君	早稲田神右衛門君	渡辺 栄一君	黒田 壽男君	五島 虎雄君	前田榮之助君	松井 政吉君
塚田 徹君	塚原 俊郎君	福田 一君	福永 健司君	渡辺美智雄君	渡邊 良夫君	河野 密君	佐々木更三君	松井 誠君	松浦 定義君
辻 寛一君	坪川 信三君	藤井 勝志君	藤枝 泉介君	亘 四郎君	清瀬 一郎君	佐藤觀次郎君	佐野 憲治君	松平 忠久君	武藤 山治君
寺島隆太郎君	渡海元三郎君	藤尾 正行君	藤本 孝雄君	否とする議員の氏名	赤路 友藏君	阪上安太郎君	桜井 茂尚君	村山 喜一君	森本 靖君
登坂重次郎君	徳安 實藏君	藤山愛一郎君	古井 喜實君	赤路 友藏君	赤松 勇君	重盛 寿治君	實川 清之君	矢尾喜三郎君	安井 吉典君
床次 徳二君	内藤 隆君	古川 文吉君	保科善四郎君	西ヶ久保重光君	秋山 徳雄君	島上善五郎君	島口重次郎君	柳田 秀一君	山内 広君
中垣 國男君	中川 一郎君	細田 吉藏君	堀内 一雄君	足鹿 覺君	有馬 輝武君	下平 正一君	東海林 稔君	山口丈太郎君	山崎 始男君
中川 俊思君	中島 茂喜君	堀川 恭平君	本名 武君	淡谷 悠藏君	安宅 常彦君	鈴木茂三郎君	田口 誠治君	山田 長司君	山中 吾郎君
中野 四郎君	中村 梅吉君	前尾繁三郎君	前田 正男君	井伊 誠一君	井岡 大治君	田中 武夫君	多賀谷眞稔君	山中日露史君	山花 秀雄君
中村 幸八君	中村 寅太君	益谷 秀次君	増田甲子七君	井谷 正吉君	井手 以藏君	高田 富之君	滝井 義高君	山本 幸一君	湯山 勇君
中村庸一郎君	中山 榮一君	松浦周太郎君	松澤 雄藏君	伊藤よし子君	石田 宥全君	橋 兼次郎君	只松 祐治君	横路 節雄君	横山 利秋君
永田 亮一君	永山 忠則君	松田竹千代君	松田 鐵藏君	石野 久男君	石橋 政嗣君	辻原 弘市君	戸叶 里子君	吉村 吉雄君	和田 博雄君
瀧尾 弘吉君	南條 徳男君	松野 頼三君	松村 謙三君	板川 正吾君	稲村 隆一君	堂森 芳夫君	泊谷 裕夫君	麻生 良方君	伊藤卯四郎君
二階堂 進君	丹羽喬四郎君	松山千恵子君	三池 信君	卜部 政巳君	大田 俊君	中井徳次郎君	中澤 茂一君	稻富 稔人君	今澄 勇君
丹羽 兵助君	西岡 武夫君	三木 武夫君	三田村武夫君	大柴 滋夫君	大村 邦夫君	中嶋 英夫君	中村 重光君	受田 新吉君	内海 清君
西村 英一君	根本龍太郎君	三原 朝雄君	水田三喜男君	岡 良一君	阿田 春夫君	中村 高一君	成田 知巳君	春日 一幸君	栗山 礼行君
野田 卯一君	野田 武夫君	湊 徹郎君	南 好雄君	岡本 隆一君	落合 寛茂君	二宮 武夫君	西宮 弘君	小平 忠君	佐々木良作君
野原 正勝君	野見山清造君	村上 勇君	村山 達雄君	加賀田 進君	加藤 清二君	野原 覺君	野間千代三君	鈴木 一君	竹本 孫一君
野呂 恭一君	馬場 元治君	毛利 松平君	栗山 秀君	片島 港君	勝澤 芳雄君	芳賀 貢君	長谷川正三君	竹谷源太郎君	玉置 一徳君
橋本登美三郎君	橋本龍太郎君	森 清君	森下 元晴君	勝間田清一君	角屋堅次郎君	長谷川 保君	畑 和君	中村 時雄君	永末 英一君
長谷川四郎君	長谷川 峻君	森田重次郎君	森山 欽司君	金丸 徳重君	神近 市子君	華山 親義君	原 茂君	西尾 末廣君	西村 榮一君
八田 貞義君	服部 安司君	八木 徹雄君	山口喜久一郎君	川崎 寛治君	川俣 清吾君	原 彪君	日野 吉夫君	門司 亮君	本島百合子君
濱田 幸雄君	濱野 清吾君	山崎 巖君	山田 彌一君	川村 継義君	河上丈太郎君	肥田 次郎君	平岡忠次郎君	山下 榮二君	吉川 兼光君

昭和三十九年三月二日 衆議院会議録第十二号(その二) 首都高速道路公団法の一部を改正する法律案 警察法の一部を改正する法律案

一六六

吉田 賢一君 加藤 進君

川上貫一君・志賀義雄君

谷口善太郎君 林 百郎君

日程第一 首都高速道路公団法の

一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（船田中君） 日程第一、首都高
速道路公団法の一部を改正する法律案
を議題といたします。

首都高速道路公団法の一部を改正する法律案

「本号(その二)に掲載」

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。建設委員長丹羽喬四郎君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔丹羽喬四郎君登壇〕

○丹羽 霽四郎君　ただいま議題となり
ました首都高速道路公団法の一部を改
正する法律案につきまして、建設委員
会における審査の経過並びに結果を御
報告申し上げます。

本案は、首都高速道路公団が国際復

興業銀行から外貨資金を借り入れるに際し、借り入れに關する所要の規定

を整備するとともに、同公団の管理委員会委員の増員並びに監事の職務権限の規定を整備しようとするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

第二に、首都高連道路公団が国際復興開発銀行からその資金を借り入れるに伴い、同公団の債務については政府が保証し、同銀行はその債権につき優先弁済権を有することとし、また、同銀行に引き渡す債券に伴う外国向けの元利金の支払い及び受領については、外資に関する法律の特例措置を定めたことであります。

第二に、羽田―横浜線の着工に伴い、出資する地方公共団体がふえるたから、同公団の管理委員会の委員を二人ふやして五人を七人とし、そのうち、出資した地方公共団体の長の推薦にかかる委員二人を三人とすることでありまふ。

第三に、監事は、監査の結果に基づき、必要と認めるときは、理事長またた

は理事長を通じて建設大臣に意見を提出することができることとしたことではあります。

本案は、去る一月二十九日本委員会に付託され、慎重審議を重ねたる後、二月二十五日本案に対する質疑を終了いたしました。が、二月二十八日、本案に対し、自民、社会、民社三党協議の上、瀬戸山三男君より修正案が提出されました。

修正案の要旨は、監事の職務規定の改正中「理事長又は理事長を通じて建設大臣に意見を提出することができ、」とあるのを、「理事長を通じて」を削除して、直接建設大臣に意見を提出することができるようにしたことであります。

かくて、修正案並びに修正部分を除く原案につき採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもつて可決、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

右、御報告申し上げます。（拍手）

〔参照〕
首都高速道路公団法の一部を改
正する法律案に対する修正案
(委員会修正)

首都高速道路公団法の一部を改正

する法律案の一部を次のように修正する。

第十九条に一項を加える改正規定
中「理事長を通じて」を削る。

○議長（船田中君）採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決する。本案を諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 警察法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長(船田中君) 日程第二、警察法

の一部を改正する法律案を議題といたします。

警察法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長森田重次郎君

「報告書は本号(その二)に掲載

〔森田重次郎君登壇〕

○森田重次郎君　ただいま議題となり
ました警察法の一部を改正する法律案

につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案の要旨は、第一に、警察庁の職員の定員を十人増員して七千七百九十五人とする、第二は、都道府県の境界付近における警察事案の処理を円滑かつ能率的に行なうため、管轄区域の隣接する都道府県警察が相互に協議し、その協議の範囲内で隣接都道府県警察の管轄区域内でも職権を行なうことが出来るものとする、ことである。

本案は、二月十日当委員会に付託され、翌十一日早川國務大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、早川國務大臣をはじめ関係政府委員に対し、協議事実の内容、費用の負担区分、本案で自治体警察の性格の問題等について懸念な質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録によつて御承知いただきます。

二月二十八日、質疑を終了し、別に討論の通告もなく、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 甘味資源特別措置法案

(第四十五回国会、内閣提出)

日程第四 沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法案(第四十五回国会、内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第三、甘味資源特別措置法案、日程第四、沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法案、

右両案を一括して議題といたします。

甘味資源特別措置法案

沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法案

〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長高見三郎君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔高見三郎君登壇〕

○高見三郎君 ただいま議題となりました二法案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、内閣提出、甘味資源特別措置法案について申し上げます。

本案は、第四十五回特別国会に提出され、今国会へ継続審査となっているものであります。

本案のおもな内容は、砂糖類及び甘味資源作物の需要及び生産の長期見通しの構立、公表、生産振興地域の指定と国の助成、砂糖製造施設の設置の承認、国内産糖及びブドウ糖の政府買入れ、甘味資源審議会の設置、食料特

別会計に砂糖類勘定の設置等をその骨子といたしております。

農林水産委員会におきましては、二月十七日政府から提案理由の説明を聴取した後、継続審査となり、今国会におきましては、二月十一日以降四日間にわたり審査を進め、二月二十八日、質疑を終了いたしましたところ、

自民、社会、民社共同により、生産振興地域内の都道府県は、都道府県甘味資源作物生産振興審議会を設置することができるとの趣旨の修正案が提出され、次いで、自由民主党、日本社会党及び民主社会党から、それぞれ賛成討論が行なわれ、また、日本共産党からは反対の討論が行なわれました後、これを採決に付し、多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、砂糖類の自給度向上の裏づけ措置として、政府は、生産五カ年計画並びに年次計画を樹立、公表すべきこと等、四項目にわたる附帯決議が、これまた、自民、社会、民社三派の共同提案によって付されたことを申し添えます。

次に、内閣提出、沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、第四十五回特別国会に提出され、甘味資源特別措置法案と一括して審議を進めてまいりましたものであります。その内容は、砂糖の価格が低落した場合に、必要があるときは、沖縄産糖を政府買入れしようとするものであります。

本委員会におきましては、昨年十二月十七日政府から提案理由の説明を聴取し、二月二十八日、審査を終了し、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

甘味資源特別措置法案に対する修正案(委員会修正)

甘味資源特別措置法案の一部を次のように修正する。

目次中「甘味資源審議会」の下に「及び都道府県甘味資源作物生産振興審議会」を加え、「第三十四条」を

「第三十五条」に、「第三十五条―第三十七条」を、「第三十六条―第三十八条」に、「第三十八条―第四十一条」を、「第三十九条―第四十二条」に改める。

第六章の章名中「甘味資源審議会」の下に「及び都道府県甘味資源作物生産振興審議会」を加える。

第四十一条を第四十二条とし、第四十条を第四十一条とし、第三十九条第二号中「第三十五条」を「第三十六条」に、「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第四十条とし、第三十八条を第三十九条とし、第三十五条から第三十七条までを一条ずつ繰り下げ、第六章中第三十四条の次に次の一条を加える。

(都道府県甘味資源作物生産振興審議会)

第三十五条 生産振興地域の区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県は、都道府県知事の諮問に応じ甘味資源作物の生産の振興に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、都

昭和三十三年三月二日 衆議院會議録第十二号(その一) 甘味資源特別措置法案外一案 胡説を省略した議長の報告

道府県甘味資源作物生産振興審議会を置くことができる。

2 都道府県甘味資源作物生産振興審議会に關し必要な事項は、条例で定める。

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたします。

日程第三の委員長の報告は修正、第四の委員長の報告は可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、両案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後九時五十三分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
法務大臣 賀屋 興宣君
外務大臣 大平 正芳君
大蔵大臣 田中 角榮君

文部大臣 灘尾 弘吉君
厚生大臣 小林 武治君
農林大臣 赤城 宗徳君
通商産業大臣 福田 一君
運輸大臣 綾部健太郎君
郵政大臣 古池 信三君
労働大臣 大橋 武夫君
建設大臣 河野 一郎君
自治大臣 早川 崇君
国務大臣 佐藤 榮作君
国務大臣 福田 篤泰君
国務大臣 宮澤 喜一君
国務大臣 山村新治郎君

出席政府委員

内閣官房長官 黒金 泰美君
内閣法制局長官 林 修三君
総理府総務長官 野田 武夫君

○胡説を省略した議長の報告

(報告書及び文書受領)

一、去る二月二十八日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。
中小企業基本法第八條第一項の規定に基づく昭和三十三年年度中小企業の動向に關する年次報告
中小企業基本法第八條第二項の規定

に基づく昭和三十三年度において講じようとする中小企業施策に關する文書
(常任委員辭任)
一、去る二月二十七日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

山田 長司君 西村 榮一君
三木 喜夫君

外務委員

田原 春次君 永末 英一君
河野 密君

文教委員

前田榮之助君

運輸委員

勝澤 芳雄君

建設委員

玉置 一徳君

根本龍太郎君

予算委員

五島 虎雄君

古井 喜實君

河野 密君

多賀谷眞稔君

横路 節雄君

谷口善太郎君

渡 徹郎君

足鹿 覺君

久保田 豊君

阪上安太郎君

森本 靖君

永末 英一君

決算委員

山本 幸雄君 森本 靖君

横路 節雄君

議院運営委員

佐々木良作君 鈴木 一君

一、去る二月二十八日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

村山 喜一君 山田 長司君
受田 新吉君 五島 虎雄君
多賀谷眞稔君

法務委員

山本 幸一君 和田 博雄君

外務委員

横路 節雄君 西村 榮一君

文教委員

實川 清之君 多賀谷眞稔君
和田 博雄君 田口 誠治君
梶 兼次郎君 山本 幸一君

社会労働委員

藤本 孝雄君 巨 四郎君
稻葉 修君 江崎 眞澄君

農林水産委員

宇野 宗佑君 亀岡 高夫君
八田 貞義君 巨 四郎君
高橋 等君 橋本龍太郎君
藤本 孝雄君 松澤 雄蔵君

商工委員

梶 兼次郎君 實川 清之君
運輸委員 五島 虎雄君
建設委員

原 茂君 永末 英一君
勝澤 芳雄君

予算委員

稻葉 修君 江崎 眞澄君
松浦周太郎君 玉置 一徳君
橋本龍太郎君 藤本 孝雄君
巨 四郎君 大原 亨君
村山 喜一君 山田 長司君
永末 英一君

決算委員

田中織之進君 森本 靖君
原 茂君 横路 節雄君

一、去る二月二十九日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

塚田 徹君 稻葉 修君

法務委員

一萬田尚登君

外務委員

竹内 黎一君 中曾根康弘君

大蔵委員

砂田 重民君 周東 英雄君
社会労働委員 滝井 義高君
農林水産委員 湯山 勇君

昭和三十三年三月二日 衆議院會議録第十二号(その一) 朗読を省略した議長の報告

建設委員	渡辺 栄一君	江崎 真澄君	予算委員	渡 徹郎君	久保田 豊君	前田榮之助君	和田 博雄君	一、去る二月二十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案
予算委員	稲葉 修君	江崎 真澄君	阪上安太郎君	足鹿 覺君	江崎 真澄君	稲葉 修君	企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案		
周東 英雄君	中曾根康弘君	古井 喜實君	山田 長司君	農林水産委員	藤本 孝雄君	内閣委員	稲葉 修君	塚田 徹君	小型船舶海運業法及び小型船舶海運組合法の一部を改正する法律案
古井 喜實君	松浦周太郎君	大原 亨君	河野 密君	橋本龍太郎君	藤本 孝雄君	法務委員	服部 安司君	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所の設置に關し承認を求めるの件
淡谷 悠蔵君	多賀谷眞稔君	根本龍太郎君	橋路 節雄君	亀岡 高夫君	八田 貞義君	外務委員	中曾根康弘君	竹内 黎一君	改正する法律案
砂田 重民君	竹内 黎一君	森本 靖君	議院運営委員	商工委員	宇野 宗佑君	大蔵委員	周東 英雄君	砂田 重民君	地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所の設置に關し承認を求めるの件
塚田 徹君	橋本龍太郎君	鈴木 一君	佐々木良作君	實川 清之君	橋 兼次郎君	建設委員	勝澤 芳雄君	江崎 真澄君	渡辺 栄一君
藤本 孝雄君	渡辺 栄一君	五島 虎雄君	多賀谷眞稔君	運輸委員	勝澤 芳雄君	建設委員	江崎 真澄君	渡辺 栄一君	一、去る二月二十八日、内閣から提出した議案は次の通りである。
決算委員	古井 喜實君	西村 榮一君	村山 喜一君	内閣委員	原 茂君	予算委員	塚田 徹君	渡辺 栄一君	公庫の予算及び決算に關する法律の一部を改正する法律案
内閣委員	三木 喜夫君	山田 長司君	山本 幸一君	予算委員	亘 四郎君	藤本 孝雄君	橋本龍太郎君	湯山 勇君	滝井 義高君
山田 長司君	受田 新吉君	山田 長司君	山本 幸一君	橋本龍太郎君	永末 英一君	江崎 真澄君	松浦周太郎君	周東 英雄君	中曾根康弘君
外務委員	河野 密君	和田 博雄君	山本 幸一君	稲葉 修君	橋路 節雄君	法務委員	古井 喜實君	江崎 真澄君	一萬田商登君
横路 節雄君	西村 榮一君	田原 春次君	永末 英一君	鈴木 一君	田中織之進君	森本 靖君	原 茂君	横路 節雄君	田中織之進君
文教委員	多賀谷眞稔君	田口 誠治君	橋 兼次郎君	實川 清之君	田中織之進君	森本 靖君	原 茂君	横路 節雄君	田中織之進君
運輸委員	五島 虎雄君	山本 幸一君	實川 清之君	田中織之進君	森本 靖君	田中織之進君	森本 靖君	田中織之進君	森本 靖君
建設委員	山本 幸雄君	永末 英一君	實川 清之君	田中織之進君	森本 靖君	田中織之進君	森本 靖君	田中織之進君	森本 靖君

昭和三十三年三月二日 衆議院会議録第十二号(その一) 朗読を省略した議長の報告

一、去る二月二十八日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 特許法等の一部を改正する法律案 旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案 一、去る二月二十九日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 私立学校振興会法等の一部を改正する法律案	(議案付託) 一、去る二月二十七日、委員会に付託された議案は次の通りである。 地方税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第一〇九号)	地方行政委員会 付託 逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号) 法務委員会 付託	企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五号) 大蔵委員会 付託
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(三木喜夫君外八名提出、衆法第二二一号) 学校警備員の設置に関する法律案(三木喜夫君外八名提出、衆法第二二二号)	以上二件 文教委員会 付託 小型船舶海運業法及び小型船舶海運組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号) 運輸委員会 付託	地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第四号) 建設委員会 付託	一、去る二月二十七日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。 都市高速鉄道建設助成特別措置法案(大倉精一君外五名提出、参法第八号(予)) 運輸委員会 付託	一、去る二月二十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。
公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号) 大蔵委員会 付託 一、去る二月二十八日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号(予)) 法務委員会 付託	特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号(予)) 商工委員会 付託 旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号(予)) 運輸委員会 付託	一、去る二月二十九日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 私立学校振興会法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号(予)) 文教委員会 付託	(議案送付) 一、去る二月二十七日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 文化功労者年金法の一部を改正する法律案	
一、去る二月二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(三木喜夫君外八名提出) 学校警備員の設置に関する法律案(三木喜夫君外八名提出)				

官報

号外 昭和三十九年三月二日

第四十六回 衆議院會議録 第十一号(その二)

【本号(その一)参照】

昭和三十九年度一般会計予算

右
国会に提出する。

昭和三十九年一月二十一日

内閣総理大臣 池田 勇人

昭和39年度一般会計予算 予算総則

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 昭和39年度歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ3,255,488,310,000円と定める。

2 歳入歳出予算の主管又は所管及び組織別の区分並びに組織内における歳入の性質別の部、款、項の区分及び歳出の目的別の項の区分は、「甲号歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 財政法(昭和22年法律第84号)第14条の2の規定による昭和39年度における新規の継続費の総額、年限及び年割額は、「乙号継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 国が財政法第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」による。

(国庫債務負担行為)

第4条 国が昭和39年度において、財政法第15条第1項の規定により債務を負担する行為をすることができる事項については、「丁号国庫債務負担行為」による。

(歳入予算の明細)

第5条 歳入予算の明細は、別に添附する「歳入予算明細書」に掲げる。

(歳出予算の内訳)

第6条 歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の内訳は、別に添附する各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」に掲げる。

(一時借入金等の最高額)

第7条 国が昭和39年度において、財政法第7条第1項の規定により大蔵省証券を発行し、又は日本銀行から一時借入金の借入れをすることができる金額の最高額を50,000,000,000円

と定める。

(災害復旧等国庫債務負担行為の限度額)

第8条 国が昭和39年度において、財政法第15条第2項の規定により災害復旧その他緊急の必要がある場合において債務を負担する行為をすることができる限度額を3,000,000,000円と定める。

(保証契約等の限度額)

第9条 国が昭和39年度において、原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和36年法律第148号)第2条の規定により原子力事業者が原子力損害を賠償することにより生ずる原子力事業者の損失を補償する契約を締結することができる金額の総額の限度を8,800,000,000円と定める。

第10条 国が昭和39年度において、プラント輸出入促進臨時措置法(昭和34年法律第58号)第3条の規定によりプラント輸出入者の保証損失を補償する契約を締結することができる補償金の総額の限度を6,000,000,000円と定める。

第11条 国が昭和39年度において、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法(昭和28年法律第1号)第2条の規定により金融機関の外航船舶の建造に必要な資金の融資について当該融資額に係る利子の補給をする旨の契約を締結することができる利子補給金の総額の限度を、昭和39年度以降10箇年度間を通じ、2,419,617,000円と定める。

第12条 国が昭和39年度において、日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法(昭和36年法律第96号)第1条の規定により日本開発銀行の外航船舶の建造に必要な資金の融資について当該融資額に係る利子の補給をする旨の契約を締結することができる利子補給金の総額の限度を、昭和39年度以降12箇年度間を通じ、10,778,600,000円と定める。

第13条 国が昭和39年度において、矯正医官修学資金貸付法(昭和36年法律第23号)第2条の規定により矯正医官修学資金を貸与する旨の契約を締結することができる金額の総額の限度を2,880,000円と定める。

第14条 国が昭和39年度において、公衆衛生修学資金貸付法(昭和32年法律第65号)第2条の規定により公衆衛生修学資金を貸与する旨の契約を締結することができる金額の総額の限度を37,589,000円と定める。

第15条 国が昭和39年度において、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律(昭和28年法律第129号)の規定により、日本国有鉄道が同年度において公衆により発行する鉄道債券の元本の償還及び利子の支払について保証することができる限度額を、その額面63,000,000,000円及びその利子に相当する金額と定める。

第16条 国が昭和39年度において、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律の規定により、日本電信電話公社が同年度において発行する電信電話債券(次項に掲げるものを除く)の元本の償還及び利子の支払について保証することができる限度額を、その額面12,600,000,000円及びその利子に相当する金額と定める。

2 前項に規定するもののほか、国が昭和39年度において、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律の規定により、日本電信電話公社が同年度において発行する債券に係る債務で外国通貨で支払わなければならないものについて保証することができる限度額を、その引受契約締結の日における基準外国為替相場又は裁定外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法(昭和24年法律第228号)第7条第1項の基準外国為替相場又は同条第2項の裁定外国為替相場をいう。以下同じ。)で換算した金額が7,200,000,000円に相当する券面表示の外国通貨の金額並びにその利子及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金に相当する金額並びに減価基金に払い込むべき金額に相当する金額と定める。

第17条 国が昭和39年度において、中小企業金融公庫法(昭和28年法律第138号)の定めるところにより、中小企業金融公庫が同年度において公衆により発行する中小企業債券(仮称)の元

本の償還及び利子の支払について保証することができ、その限度額を、その額面10,000,000,000円及びその利子に相当する金額と定める。

第18条 国が昭和39年度において、北海道東北開発公庫法(昭和31年法律第97号)第28条の規定により、北海道東北開発公庫が同年度において公庫により発行する北海道東北開発債券の元本の償還及び利子の支払について保証することができ、その限度額を、その額面12,000,000,000円及びその利子に相当する金額と定める。

第19条 国が昭和39年度において、公営企業金融公庫法(昭和32年法律第83号)第26条の規定により、公営企業金融公庫が同年度において公庫により発行する公営企業債券の元本の償還及び利子の支払について保証することができ、その限度額を、その額面28,000,000,000円及びその利子に相当する金額と定める。

第20条 国が昭和39年度において、日本開発銀行法(昭和26年法律第108号)第37条の3第1項の規定により、日本開発銀行が同年度において発行する債券に係る債務で外国通貨で支払わなければならないものについて保証することができ、その引渡契約締結の日における基準外国為替相場又は裁定外国為替相場で換算した金額が7,200,000,000円に相当する券面表示の外国通貨の金額並びにその利子及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金に相当する金額並びに減償基金に払い込むべき金額に相当する金額と定める。

第21条 国が昭和39年度において、日本住宅公団法(昭和30年法律第53号)第51条の規定により、日本住宅公団が同年度において公庫により発行する住宅債券又は借り入れる借入金の元本の償還及び利子の支払について保証することができ、その限度額を、その額面及び元本金額の合計額4,000,000,000円並びにその利子に相当する金額と定める。

第22条 国が昭和39年度において、日本道路公団法(昭和31年法律第6号)第28条第1項の規定により、日本道路公団が同年度において公庫により発行する道路債券の元本の償還及び利子の支払について保証することができ、その限度額を、その額面22,600,000,000円及びその利子に相当する金額と定める。

2 国が昭和39年度において、日本道路公団法第28条第2項の規定により、日本道路公団が国際復興開発銀行と締結する借入契約に基づき同年度以降5箇年度以内(借入期限が昭和44年度以降の年度に属する日とされた場合においては、その日までとする。)において借り入れる借入金に係る債務で外国通貨で支払わなければならないものについて保証することができ、その限度額を、その借入契約締結の日における基準外国為替相場で換算した金額が18,000,000,000円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額(他の外国通貨による借入れの行なわれる部分については、当該部分の金額を国際復興開発銀行が定めるところにより換算した他の外国通貨の金額)の元本金額並びにその利子及び手数料(元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金を含む。)に相当する金額と定める。

第23条 国が昭和39年度において、首都高速道路公団法(昭和34年法律第133号)第38条の2の規定により、首都高速道路公団が同年度において公庫により発行する首都高速道路債券の元本の償還及び利子の支払について保証することができ、その限度額を、その額面14,700,000,000円及びその利子に相当する金額と定める。

2 国が昭和39年度において、首都高速道路公団法の定めるところにより、首都高速道路公団が国際復興開発銀行と締結する借入契約に基づき同年度以降5箇年度以内(借入期限が昭和44

年度以降の年度に属する日とされた場合においては、その日までとする。)において借り入れる借入金に係る債務で外国通貨で支払わなければならないものについて保証することができ、その限度額を、その借入契約締結の日における基準外国為替相場で換算した金額が9,000,000,000円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額(他の外国通貨による借入れの行なわれる部分については、当該部分の金額を国際復興開発銀行が定めるところにより換算した他の外国通貨の金額)の元本金額並びにその利子及び手数料(元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金を含む。)に相当する金額と定める。

第24条 国が昭和39年度において、水資源開発公団法(昭和36年法律第218号)第41条の規定により、水資源開発公団が同年度において公庫により発行する水資源開発債券の元本の償還及び利子の支払について保証することができ、その限度額を、その額面2,500,000,000円及びその利子に相当する金額と定める。

第25条 国が昭和39年度において、阪神高速道路公団法(昭和37年法律第48号)第38条の規定により、阪神高速道路公団が同年度において公庫により発行する阪神高速道路債券の元本の償還及び利子の支払について保証することができ、その限度額を、その額面5,200,000,000円及びその利子に相当する金額と定める。

第26条 国が昭和39年度において、畜産物の価格安定等に関する法律(昭和36年法律第183号)第54条第4項の規定により、畜産振興事業団が同年度において借り入れる借入金の元本の償還及び利子の支払について保証することができ、その元本金額3,000,000,000円及びその利子に相当する金額と定める。

第27条 国が昭和39年度において、東北開発株式会社法(昭和11年法律第15号)第12条ノ2の規定により、東北開発株式会社が同年度において公庫により発行する東北開発債券の元本の償還及び利子の支払について保証することができ、その限度額を、その額面3,600,000,000円及びその利子に相当する金額と定める。

第28条 国が昭和39年度において、電源開発促進法(昭和27年法律第283号)第27条の規定により、電源開発株式会社が国際復興開発銀行と締結する借入契約に基づき同年度以降5箇年度以内(借入期限が昭和44年度以降の年度に属する日とされた場合においては、その日までとする。)において借り入れる借入金に係る債務で外国通貨で支払わなければならないものについて保証することができ、その限度額を、その借入契約締結の日における基準外国為替相場で換算した金額が9,000,000,000円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額(他の外国通貨による借入れの行なわれる部分については、当該部分の金額を国際復興開発銀行が定めるところにより換算した他の外国通貨の金額)の元本金額並びにその利子及び手数料(元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金を含む。)に相当する金額と定める。

第29条 国が昭和39年度において、日本航空株式会社法(昭和28年法律第154号)第9条の規定により、日本航空株式会社が同年度において公庫により発行する社債の元本の償還及び利子の支払について保証することができ、その限度額を、その額面3,000,000,000円及びその利子に相当する金額と定める。

第30条 国が昭和39年度において、石油資源開発株式会社法(昭和30年法律第152号)第13条の2の規定により、石油資源開発株式会社が同年度において公庫により発行する社債の元本の償還及び利子の支払について保証することができ、その限度額を、その額面500,000,000円及びそ

の利子に相当する金額と定める。

第31条 国が昭和39年度において、航空機工業振興法の一部を改正する法律(昭和34年法律第45号)附則第3条の2の規定により、日本航空機製造株式会社(以下「同会社」という。)において公衆により発行する社債の元本の償還及び利子の支払について保証することができ、その額面2,300,000,000円及びその利子に相当する金額と定める。

第32条 国が昭和39年度において、大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法(昭和36年法律第113号)第1条第1項の規定により、大阪府及び大阪市が同年度において共同して発行する地方債証券に係る債務で外国通貨で支払わなければならないものについて保証することができ、その引受契約締結の日における基準外国為替相場又は裁定外国為替相場で換算した金額が9,000,000,000円に相当する券面表示の外国通貨の金額並びにその利子及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金に相当する金額と定める。

第33条 国が昭和39年度において、東京港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法(昭和38年法律第86号)第1条第1項の規定により、東京都が同年度において発行する地方債証券に係る債務で外国通貨で支払わなければならないものについて保証することができ、その引受契約締結の日における基準外国為替相場又は裁定外国為替相場で換算した金額が7,200,000,000円(昭和38年度一般会計予算の予算総則第30条の規定により国が保証した地方債証券の額面金額の合計額をその引受契約締結の日における基準外国為替相場又は裁定外国為替相場で換算した金額が、同条の規定により国が保証することができ、その限度額で額面金額に相当するものに達しなかつたときは、その残額を7,200,000,000円に加算した金額)に相当する券面表示の外国通貨の金額並びにその利子及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金に相当する金額並びに償還基金に払い込むべき金額に相当する金額と定める。

第34条 第15条から第22条第1項まで、第23条第1項、第24条、第25条、第27条又は第29条から前条までの規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差額を補てんするため発行する債券又は社債の額面金額及びその利子(元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金又は償還基金に払い込むべき金額があるときは、これらの支払金を含む)に相当する金額を限り、これらの規定に定める限度額に加算した金額を、それぞれの規定による限度額とする。

(予算の移替又は移用等)

第35条 行政組織に関する法令の改廃等に伴う職務権限の変更によつて、別掲各号に定める主管、所管又は組織区分により予算を執行することができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行ない、又は主管、所管若しくは組織の間にいて予算を移し替えることができる。

2 前項に定める場合のほか、行政機関に関する法令の改廃等に伴い、この予算の組織又は項において用いている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないこととなつた場合においても、その組織又は項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第36条 総理府所管(組織)総理本府に計上した沖縄復興其他諸費に係る予算を使用する場合に

においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算を移し替えることができる。

第37条 総理府所管(組織)北海道開発庁に計上した北海道住宅施設費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道土地改良事業費、北海道農用地開発事業費、経緯地域泥炭地開発事業費、根釧地区機械開墾建設事業費、北海道漁港施設費、北海道海岸事業費、北海道大型魚礁設置事業費、北海道都市計画事業費、北海道空港整備事業費、北海道環境衛生対策費、北海道船舶水道施設費及び北海道離島電気導入事業費(以下「北海道開発事業費」という。)に係る予算を使用する場合には、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算を移し替えるものとする。

第38条 総理府所管(組織)防衛施設庁に計上した施設提供等諸費に係る予算を使用する場合には、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算を移し替えることができる。

第39条 総理府所管(組織)経済企画庁に計上した新産業都市等建設事業費、国土総合開発事業費、地域経済計画調査調整費、離島振興事業費及び水資源開発事業費(特別会計への繰入れ分を除く。)に係る予算を使用する場合には、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算を移し替えることができる。

第40条 総理府所管(組織)技術技術庁に計上した特別研究促進調整費、国立機関原子力試験研究費、放射能調査研究費及び原子力発電所立地調査費に係る予算を使用する場合には、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算を移し替えることができる。

第41条 大蔵省所管(組織)大蔵本府に計上した公務員宿舍施設費を使用し、国会、裁判所又は会計検査院所管の宿舎を建設する場合には、それぞれ所管の当該組織にその必要とする予算を移し替えることができる。

第42条 大蔵省所管(組織)大蔵本府に計上した庁舎等特別取得費に係る予算を使用する場合には、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算を移し替えることができる。

第43条 文部省所管(組織)文部本府に計上した南極地域観測再開準備費及びオリビック東京大会実施諸費に係る予算を使用する場合には、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算を移し替えることができる。

第44条 労働省所管(組織)労働本府に計上した特別失業対策事業費(特別会計への繰入れ分を除く。)に係る予算を使用する場合には、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算を移し替えることができる。

第45条 財政法第38条第1項ただし書の規定により、各省各庁の長が歳出予算の執行上の必要に基づき、各組織の間又は組織内の各組織の間において経費の金額を彼此移用することができる場合は、次の各号に掲げる各組織の間又は各組織の間において移用する場合に限る。

- (1) 総理府所管 (組織)北海道開発庁において北海道開発事業費に属する各項の間並びにこれらの各項又は北海道治水事業費、北海道治山事業費、揮発油税等財源北海道道路整備事業費、北海道道路整備事業費若しくは北海道港湾事業費の各項と北海道開発事業費工事事務費の項との間 (組織)防衛本府又は施設整備費と(組織)防衛施設庁に

国 会 主 管		裁 判 所 主 管	
(部) 雑 収 入	122,202,000 円	(部) 雑 収 入	119,140,000
(款) 国 有 財 産 利 用 収 入	15,323,000	(款) 国 有 財 産 利 用 収 入	44,498,000
(項) 国 有 財 産 貸 付 収 入	15,323,000	(項) 国 有 財 産 貸 付 収 入	44,498,000
(款) 諸 収 入	106,879,000	(項) 諸 収 入	74,642,000
(項) 国 会 議 員 互 助 年 金 法 納 金	92,923,000	(項) 免 許 及 手 数 料	849,000
免 許 及 手 数 料	27,000	免 許 及 手 数 料	37,869,000
免 許 及 手 数 納 金	314,000	免 許 及 手 数 納 金	24,073,000
免 許 及 手 数 納 金	13,571,000	免 許 及 手 数 納 金	4,733,000
免 許 及 手 数 納 金	44,000	免 許 及 手 数 納 金	7,018,000
		会 計 検 査 院 主 管	
(部) 雑 収 入	1,265,000	(部) 雑 収 入	1,265,000
(款) 国 有 財 産 利 用 収 入	1,021,000	(款) 国 有 財 産 利 用 収 入	1,021,000
(項) 国 有 財 産 貸 付 収 入	1,021,000	(項) 国 有 財 産 貸 付 収 入	1,021,000
(款) 諸 収 入	244,000	(項) 諸 収 入	244,000
(項) 物 品 売 払 収 入	244,000	(項) 物 品 売 払 収 入	244,000
内 閣 主 管		内 閣 主 管	
(部) 雑 収 入	1,802,000	(部) 雑 収 入	1,802,000
(款) 国 有 財 産 利 用 収 入	1,370,000	(款) 国 有 財 産 利 用 収 入	1,370,000
(項) 国 有 財 産 貸 付 収 入	1,370,000	(項) 国 有 財 産 貸 付 収 入	1,370,000
(款) 諸 収 入	432,000	(項) 諸 収 入	432,000
(項) 物 品 売 払 収 入	432,000	(項) 物 品 売 払 収 入	432,000
総 理 府 主 管		総 理 府 主 管	
(部) 官 業 益 金 及 官 業 収 入	139,301,000	(部) 官 業 益 金 及 官 業 収 入	139,301,000
(款) 官 業 収 入	139,301,000	(款) 官 業 収 入	139,301,000
(項) 病 院 収 入	139,301,000	(項) 病 院 収 入	139,301,000
(部) 政 府 財 産 整 理 収 入	38,308,000	(部) 政 府 財 産 整 理 収 入	38,308,000
(款) 国 有 財 産 処 分 収 入	1,501,000	(款) 国 有 財 産 処 分 収 入	1,501,000

- (2) 法務省所管
(組織)矯正官署に計上した刑務所収容費、少年院収容費、少年鑑別所収容費及び婦人補導院収容費の各項の間
(組織)厚生本省に計上した留守家族等保護費と戦傷病者戦没者遺族等援護費の間との間
- (3) 厚生省所管
(組織)農林水産技術会議に計上した農林水産業技術振興費と(組織)農林本省試験研究機関に計上した各項、(組織)農林本省検査指導機関に計上した牧場及農場、(組織)林野庁に計上した林業試験場又は(組織)水産庁に計上した水産研究所、真珠研究所若しくは水産大学の各項との間
(組織)農林本省に計上した土地改良事業費、干拓事業費、農用地開発事業費、機械開墾地区建設事業費又は海岸事業費の各項と(組織)地方農政局に計上した農地事業工事事業費の間との間
(組織)農林本省に計上した農業施設災害関連事業費と農業施設災害復旧事業費の間との間
(組織)林野庁に計上した山林施設災害関連事業費と山林施設災害復旧事業費の間との間
(組織)水産庁に計上した漁港施設災害関連事業費と漁港施設災害復旧事業費の間との間
(組織)運輸本省に計上した港湾施設災害関連事業費と港湾施設災害復旧事業費の間との間
(組織)運輸本省に計上した港湾事業費と伊勢湾高潮対策事業費の間との間
(組織)運輸本省に計上した沿岸等事業費又は港湾施設災害復旧事業費と海岸事業等工事事業費の間との間
(組織)建設本省に計上した河川等災害関連事業費と河川等災害復旧事業費又は都市災害復旧事業費の間との間
(組織)建設本省に計上した海洋事業費又は河川等災害復旧事業費と海岸事業等工事事業費の間との間
- (7) 予定経費要求書に予定した職員俸給、扶養手当、暫定手当、職員諸手当、職員特別手当及び退官退職手当の予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各組織又は各項の間
- (8) 予定経費要求書に予定した赴任旅費の予算額に過不足を生じた場合における各組織又は各項のそれぞれの間
- (附給予算等の制限)
- 第46条 俸給予算の執行にあつては、予定経費要求書に定める各省各庁の職員予定員及び俸給額表によるものとし、予算金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行なつてはならない。

甲号 歳入 歳出 予算 歳

(項) 国有財産売却収入 (部) 回収金等収入 (項) 事故補償費返還金 (部) 雑収入 (項) 国有財産利用収入 (部) 国有財産貸付収入 (項) 国有財産使用収入 (部) 雑収入 (項) 諸収入 (部) 投業料及入学検定料 (項) 免許料及手数料 受託調査試験費及役務収入 升物賃及返納収入 升物賃品売払収入 特別調達資金受入 雑計	1,501,000 36,802,000 36,802,000 2,276,946,000 228,805,000 187,011,000 36,916,000 4,878,000 2,048,141,000 36,781,000 249,000 15,397,000 597,183,000 310,348,000 742,265,000 345,918,000 2,454,550,000	法務省主管	(部) 政府資産整理収入 (部) 回収金等収入 (項) 特別会計整理収入 (部) 雑収入 (項) 国有財産利用収入 (部) 国有財産貸付収入 (項) 国有財産使用収入 (部) 雑収入 (項) 諸収入 (部) 懲罰債及返納金 升物賃正官署作業収入 升物賃品売払収入 雑計	1,179,000 1,179,000 1,179,000 19,418,738,000 33,193,000 33,193,000 19,385,540,000 14,922,618,000 95,834,000 4,168,669,000 85,391,000 103,028,000 19,419,912,000	外務省主管	(部) 政府資産整理収入 (部) 回収金等収入 (項) 貸付金等回収金収入 (部) 雑収入 (項) 国有財産利用収入 (部) 国有財産貸付収入 (項) 国有財産使用収入 (部) 雑収入 (項) 諸収入 (部) 懲罰債及返納金 升物賃正官署作業収入 升物賃品売払収入 雑計	61,983,000 61,983,000 61,983,000 180,969,000 7,391,000 6,890,000 561,000	(部) 諸収入 (項) 免許及手戻金 升物賃品売払収入 雑計	173,578,000 137,457,000 26,499,000 9,378,000 244,000 242,902,000	大蔵省主管	(部) 租税及印紙収入 (部) 租税 (項) 所得人税 所法租税 酒相税 砂糖税 煙酒税 消費油 ラント 引所 取証券 有通入場 と関 紙収入 印紙収入 (項) 印紙収入 (部) 専売納付金 (部) 日本専売公社納付金 (項) 日本専売公社納付金 (部) 官業益金及官業収入 (部) 官業益金 (項) 印刷局特別会計受入金 (部) 政府資産整理収入 (部) 国有財産処分収入 (項) 国有財産売却収入 (部) 有償管理収入 (部) 回収金等収入 (項) 特別会計整理収入 引継債権整理収入 貸付金等回収金収入	2,885,690,000,000 2,824,360,000,000 772,258,000,000 1,014,996,000,000 36,526,000,000 352,021,000,000 26,285,000,000 238,709,000,000 151,824,000,000 689,000,000 3,516,000,000 12,340,000,000 4,063,000,000 10,058,000,000 204,334,000,000 2,342,000,000 11,380,000,000 11,380,000,000 156,083,874,000 156,083,874,000 156,083,874,000 1,052,042,000 1,052,042,000 1,052,042,000 22,718,976,000 13,390,499,000 11,652,499,000 1,738,000,000 9,328,477,000 14,148,000 64,508,000 4,978,000
---	---	--------------	---	--	--------------	--	---	---	---	--------------	---	---

		物 品 売 払 収 入	
		入	入
		25,224,000	20,000
		177,032,000	
		厚生省主管	
		14,185,315,000	
		14,185,315,000	
		14,185,315,000	
		37,050,000	
		37,050,000	
		37,050,000	
		585,267,000	
		77,510,000	
		15,361,000	
		60,680,000	
		1,469,000	
		507,757,000	
		1,356,000	
		20,000	
		4,125,000	
		390,975,000	
		70,628,000	
		40,761,000	
		14,807,632,000	
		農 林 省 主 管	
		14,250,118,000	
		109,190,000	
		95,161,000	
		14,029,000	
		5,292,501,000	
		5,033,468,000	
		259,038,000	
		8,848,427,000	
		5,004,957,000	
		821,740,000	
		7,824,000	
		975,000	
		50,037,000	
		204,609,000	
		949,799,000	
		地方債証券償還収入	
		8,152,938,000	
		81,905,000	
		38,534,927,000	
		3,544,555,000	
		2,200,627,000	
		405,000	
		311,565,000	
		2,750,000	
		1,029,208,000	
		28,055,861,000	
		28,052,000,000	
		3,861,000	
		6,934,511,000	
		3,712,386,000	
		176,610,000	
		469,566,000	
		674,844,000	
		146,174,000	
		122,209,000	
		1,682,722,000	
		76,051,336,000	
		76,051,336,000	
		76,051,336,000	
		3,130,121,155,000	
		文 部 省 主 管	
		8,000	
		8,000	
		8,000	
		177,024,000	
		130,412,000	
		7,742,000	
		122,670,000	
		46,612,000	
		2,281,000	
		15,247,000	
		1,000,000	
		1,970,000	
		870,000	

通商産業省主管		郵政省主管		建設省主管		自治省主管	
雑入	1,308,486,000	雑入	41,195,000	雑入	257,704,000	雑入	125,584,000
(部) 専売納付金		(部) 専売納付金		(部) 専売納付金		(部) 専売納付金	
(款) アルコール専売事業特別会計納付金	714,530,000	(款) アルコール専売事業特別会計納付金	107,697,000	(款) アルコール専売事業特別会計納付金	1,171,000	(款) アルコール専売事業特別会計納付金	236,728,000
(項) アルコール専売事業特別会計納付金	714,530,000	(項) アルコール専売事業特別会計納付金	107,697,000	(項) アルコール専売事業特別会計納付金	1,171,000	(項) アルコール専売事業特別会計納付金	236,728,000
(部) 政府資産整理収入		(部) 政府資産整理収入		(部) 政府資産整理収入		(部) 政府資産整理収入	
(款) 国債整理収入	169,834,000	(款) 国債整理収入	834,507,000	(款) 国債整理収入	395,850,000	(款) 国債整理収入	134,196,000
(項) 国債整理収入	169,834,000	(項) 国債整理収入	834,507,000	(項) 国債整理収入	395,850,000	(項) 国債整理収入	134,196,000
(部) 特別会計整理収入		(部) 特別会計整理収入		(部) 特別会計整理収入		(部) 特別会計整理収入	
(款) 貸付金等回収金収入	8,577,000	(款) 貸付金等回収金収入	22,307,000	(款) 貸付金等回収金収入	1,501,961,000	(款) 貸付金等回収金収入	162,679,000
(項) 貸付金等回収金収入	8,577,000	(項) 貸付金等回収金収入	22,307,000	(項) 貸付金等回収金収入	1,501,961,000	(項) 貸付金等回収金収入	162,679,000
(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入	
(款) 国債利用収入	533,996,000	(款) 国債利用収入	107,697,000	(款) 国債利用収入	1,418,363,000	(款) 国債利用収入	125,584,000
(項) 国債利用収入	533,996,000	(項) 国債利用収入	107,697,000	(項) 国債利用収入	1,418,363,000	(項) 国債利用収入	125,584,000
(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入	
(款) 国債利用収入	40,034,000	(款) 国債利用収入	41,195,000	(款) 国債利用収入	1,418,363,000	(款) 国債利用収入	125,584,000
(項) 国債利用収入	40,034,000	(項) 国債利用収入	41,195,000	(項) 国債利用収入	1,418,363,000	(項) 国債利用収入	125,584,000
(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入	
(款) 国債利用収入	18,357,000	(款) 国債利用収入	41,195,000	(款) 国債利用収入	1,418,363,000	(款) 国債利用収入	125,584,000
(項) 国債利用収入	18,357,000	(項) 国債利用収入	41,195,000	(項) 国債利用収入	1,418,363,000	(項) 国債利用収入	125,584,000
(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入	
(款) 国債利用収入	20,108,000	(款) 国債利用収入	41,195,000	(款) 国債利用収入	1,418,363,000	(款) 国債利用収入	125,584,000
(項) 国債利用収入	20,108,000	(項) 国債利用収入	41,195,000	(項) 国債利用収入	1,418,363,000	(項) 国債利用収入	125,584,000
(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入	
(款) 国債利用収入	1,569,000	(款) 国債利用収入	41,195,000	(款) 国債利用収入	1,418,363,000	(款) 国債利用収入	125,584,000
(項) 国債利用収入	1,569,000	(項) 国債利用収入	41,195,000	(項) 国債利用収入	1,418,363,000	(項) 国債利用収入	125,584,000
(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入	
(款) 国債利用収入	498,965,000	(款) 国債利用収入	41,195,000	(款) 国債利用収入	1,418,363,000	(款) 国債利用収入	125,584,000
(項) 国債利用収入	498,965,000	(項) 国債利用収入	41,195,000	(項) 国債利用収入	1,418,363,000	(項) 国債利用収入	125,584,000
(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入	
(款) 国債利用収入	83,000	(款) 国債利用収入	41,195,000	(款) 国債利用収入	1,418,363,000	(款) 国債利用収入	125,584,000
(項) 国債利用収入	83,000	(項) 国債利用収入	41,195,000	(項) 国債利用収入	1,418,363,000	(項) 国債利用収入	125,584,000
(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入	
(款) 国債利用収入	38,954,000	(款) 国債利用収入	41,195,000	(款) 国債利用収入	1,418,363,000	(款) 国債利用収入	125,584,000
(項) 国債利用収入	38,954,000	(項) 国債利用収入	41,195,000	(項) 国債利用収入	1,418,363,000	(項) 国債利用収入	125,584,000
(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入		(部) 雑収入	
(款) 国債利用収入	145,664,000	(款) 国債利用収入	41,195,000	(款) 国債利用収入	1,418,363,000	(款) 国債利用収入	125,584,000
(項) 国債利用収入	145,664,000	(項) 国債利用収入	41,195,000	(項) 国債利用収入	1,418,363,000	(項) 国債利用収入	125,584,000

(款) 国有財産利用収入		561,000	
(項) 国有財産貸付収入		561,000	
(款) 諸収入		19,182,000	
(項) 受託調査試験及役務収入		150,000	
弁償品及返納收入		3,488,000	
雑収入		402,000	
計		15,142,000	
歳入合計		25,481,000	
歳入出計		8,255,438,310,000	
(項) 内宮皇族費		68,000,000	
皇室費		2,247,646,000	
計		22,950,000	
(項) 内宮皇族費		2,338,596,000	
(組織) 衆議院		4,912,480,000	
(項) 衆議院予備経費		1,080,291,000	
計		7,000,000	
(組織) 参議院		5,949,771,000	
(項) 参議院予備経費		2,972,467,000	
計		1,406,462,000	
(組織) 国立国会図書館		5,000,000	
(項) 国立国会図書館		4,383,929,000	
(組織) 国立国会図書館		922,535,000	
(項) 国立国会図書館		12,264,000	
(組織) 裁判官弾劾裁判所		13,030,000	
(項) 裁判官弾劾裁判所		572,000	
計		13,602,000	
国会所管合計		11,382,101,000	
(組織) 裁判所		3,508,916,000	
(項) 最高裁判所			

高等裁判所	1,381,996,000
地方裁判所	10,351,385,000
家庭裁判所	8,787,935,000
裁判所予備経費	1,925,857,000
計	2,363,687,000
(組織) 検察官	8,000,000
(項) 検察官	23,327,776,000
計	631,966,000
(組織) 裁判所	23,959,742,000
(項) 裁判所	1,087,162,000
計	1,087,162,000
(組織) 内閣府	1,087,585,000
(項) 内閣府	84,006,000
(組織) 内閣府	686,074,000
(項) 内閣府	20,174,000
(組織) 憲法調査会	25,137,000
(項) 憲法調査会	9,805,000
(組織) 国防制度調査会	1,862,781,000
(項) 国防制度調査会	2,891,433,000
(組織) 総務省	270,000,000
(項) 総務省	140,741,413,000
(組織) 厚生省	1,733,349,000
(項) 厚生省	699,863,000
(組織) 統計局	109,067,000
(項) 統計局	2,035,530,000
(組織) 国勢調査費	148,380,675,000
(項) 国勢調査費	186,643,000

(組織) 近畿圈整備本部	61,812,000
(項) 近畿圈整備本部	
(組織) 公正取引委員会	222,098,000
(項) 公正取引委員会	
(組織) 警察庁	15,186,165,000
(項) 警察庁	
科学警察研究所	122,026,000
皇宮警察本部	587,620,000
警察庁施設費	1,131,722,000
警察庁警察費補助	5,713,559,000
計	22,741,092,000
(組織) 土地調整委員会	31,979,000
(項) 土地調整委員会	
(組織) 首都圏整備委員会	98,904,000
(項) 首都圏整備委員会	
(組織) 宮内庁	910,235,000
(項) 宮内庁	
(組織) 行政管理局	2,783,565,000
(項) 行政管理局	
(組織) 北海道開発庁	1,875,381,000
(項) 北海道開発庁	
北海道住宅施設費	131,854,000
北海道治水事業費	1,965,458,000
北海道造林事業費	9,511,000,000
北海道土地改良事業費	840,300,000
北海道農用地開発事業費	756,500,000
北海道泥炭地開発事業費	344,100,000
根拠地区機械開墾建設事業費	8,307,467,000
根拠地区機械開墾建設事業費	6,607,473,000
根拠地区機械開墾建設事業費	1,124,000,000
根拠地区機械開墾建設事業費	21,002,000
根拠地区機械開墾建設事業費	2,170,100,000
根拠地区機械開墾建設事業費	31,788,000,000
根拠地区機械開墾建設事業費	4,019,000,000
根拠地区機械開墾建設事業費	3,838,100,000
根拠地区機械開墾建設事業費	397,100,000

北海道大型魚礁設置事業費	170,000,000
北海道都市計画事業費	437,600,000
北海道空港整備事業費	453,100,000
北海道環境衛生対策費	109,000,000
北海道離島簡易水道施設費	9,800,000
北海道離島電気導入事業費	11,639,000
北海道開発事業附帯事務費	242,877,000
北海道開発事業工事事務費	5,855,008,000
計	80,985,359,000
(組織) 防衛本部	206,471,884,000
(項) 防衛本部	
航空機購入費	2,324,613,000
航空機整備費	31,474,839,000
航空機整備費	1,407,905,000
航空機整備費	8,746,696,000
航空機整備費	2,007,160,000
昭和35年度甲型警備艦建造費	780,080,000
昭和36年度潜水艦建造費	1,209,786,000
昭和37年度甲型警備艦建造費	1,474,984,000
昭和38年度甲型警備艦建造費	1,506,256,000
昭和38年度甲Ⅱ型警備艦建造費	863,610,000
昭和38年度潜水艦建造費	787,198,000
昭和39年度甲型警備艦建造費	541,299,000
昭和39年度甲Ⅱ型警備艦建造費	728,138,000
昭和39年度潜水艦建造費	666,536,000
昭和39年度潜水艦建造費	268,013,000
昭和39年度潜水艦建造費	261,258,132,000
昭和39年度潜水艦建造費	2,779,998,000
昭和39年度潜水艦建造費	834,814,000
昭和39年度潜水艦建造費	9,776,145,000

[illegible]

法 務 省 所 管 合 計		49,412,904,000
(組織) 外 務 本 省	外 務 省 所 管	
(項) 外 務 本 省		3,945,390,000
海外經濟技術協力費		1,770,534,000
國際分担金其他諸費		2,897,537,000
移 住 振 興 費		1,454,631,000
旧 外 地 関 係 整 理 費		8,985,000
計		10,077,086,000
(組織) 移 住 あ つ せ ん 所	大 蔵 省 所 管	
(項) 移 住 あ つ せ ん 所		20,702,000
(組織) 在 外 公 館		10,997,195,000
(項) 在 外 公 館		21,094,983,000
外 務 省 所 管 合 計		
(組織) 大 蔵 本 省	大 蔵 省 所 管	
(項) 大 蔵 本 省		4,145,966,000
国家公務員共済組合連合会等補助及交付金		2,878,128,000
国庫受入預託金利子費		442,500,000
国 務 員 宿 舎 施 設 費		45,503,564,000
公 務 員 宿 舎 施 設 費		5,264,179,000
庁 舎 等 特 別 取 得 費		2,200,000,000
政 府 出 資 金		13,800,000,000
海運業再建整備日本開発銀行交付金		7,050,000,000
國際開發協会出資金		151,155,000
相互防衛援助協定交付金		415,400,000
賠償等特殊債務処理費		25,618,600,000
産業投資特別会計繰入		57,200,000,000
予 備 費		30,000,000,000
計		194,669,492,000
(組織) 財 務 局	大 蔵 省 所 管	
(項) 財 務 局		5,264,555,000
(組織) 税 務 局	大 蔵 省 所 管	
(項) 税 務 局		5,153,906,000
(組織) 国 務 省 費	大 蔵 省 所 管	
(項) 国 務 省 費		43,207,705,000
(項) 納 税 整 理 費		486,895,000

造 税 還 付 加 算 金	62,839,000
計	1,200,000,000
大 蔵 省 所 管 合 計	44,957,439,000
文 部 省 所 管	250,045,392,000
(組織) 文 部 本 省	2,861,983,000
(項) 文 部 本 省	27,606,000
教育及研究施設運営費	59,919,000
教育統計調査費	105,000,000
文化功勞者年金	204,655,000,000
義務教育費国庫負担金	720,365,000
養護学校教育費国庫負担金	3,580,122,000
義務教育教科書費	4,626,982,000
初等中等教育助成費	4,914,151,000
淫 業 学 校 振 興 費	3,713,401,000
科 学 振 興 費	8,905,228,000
育英及学徒援護事業費	2,078,076,000
南極地域観測再開準備費	606,324,000
社会教育施設整備費補助	295,136,000
社会教育施設整備費補助	262,303,000
体育施設整備費補助	519,540,000
学 校 保 健 費	372,140,000
学 校 給 食 費	6,654,135,000
オリンピック東京大会実施諸費	3,493,231,000
私立学校助成費	4,209,896,000
公立文教施設整備費補助	18,000,000,000
公立文教施設災害復旧費補助	80,000,000
私立学校特別会計繰入	23,191,000
国立学校特別会計繰入	114,514,359,000
計	385,278,088,000
(組織) 文 部 本 省 所 管 機 関	86,275,000
(項) 文 部 本 省 所 管 機 関	75,894,000
国立教育研究所	232,172,000
国立科学博物館	113,505,000
国立近代美術館	

国立西洋美術館	79,806,000	社会福祉施設補助費	4,134,781,000
国立西洋美術研究所	62,868,000	社会福祉施設補助費	137,200,000
国立西洋美術研究所	99,947,000	社会福祉施設補助費	21,375,050,000
国立西洋美術研究所	96,779,000	社会福祉施設補助費	516,735,000
国立西洋美術研究所	74,175,000	社会福祉施設補助費	3,030,224,000
国立西洋美術研究所	71,695,000	社会福祉施設補助費	165,149,000
国立西洋美術研究所	92,371,000	社会福祉施設補助費	50,000,000
国立西洋美術研究所	360,321,000	社会福祉施設補助費	15,311,868,000
国立西洋美術研究所	1,445,808,000	社会福祉施設補助費	1,154,660,000
国立西洋美術研究所	933,050,000	社会福祉施設補助費	84,442,550,000
国立西洋美術研究所	1,380,513,000	社会福祉施設補助費	62,718,369,000
国立西洋美術研究所	929,788,000	社会福祉施設補助費	31,242,000
国立西洋美術研究所	141,352,000	社会福祉施設補助費	151,004,000
国立西洋美術研究所	3,385,106,000	社会福祉施設補助費	9,650,969,000
国立西洋美術研究所	390,109,012,000	社会福祉施設補助費	45,742,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	57,768,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	697,978,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	30,637,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	368,773,135,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	43,308,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	274,053,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	62,616,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	79,219,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	551,536,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	152,537,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	53,227,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	19,747,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	347,304,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	45,525,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	1,629,072,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	651,745,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	21,268,336,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	2,500,714,000
国立西洋美術研究所		社会福祉施設補助費	31,4173,000

国立療養所施設費	2,794,604,000
計	26,877,827,000
(組織) 国立更生援護機関	192,152,000
(項) 国立光明寮	117,082,000
国立身体障害者更生指導所	110,476,000
国立更生指導所	49,073,000
国立教護院	122,515,000
国立精神薄弱児養護院	64,855,000
計	656,153,000
(組織) 地方医務局	156,880,000
(項) 地方医務局事務所	231,514,000
(組織) 麻薬取締官事務所	398,976,326,000
(項) 麻薬取締官事務所厚生省管	
(組織) 農林本省	4,595,477,000
(項) 農村振興費	3,008,623,000
生鮮食料品市場対策費	649,870,000
被害農家営農資金融通促進費	1,077,638,000
農業近代化資金融通促進費	12,671,823,000
農業保険調査費	16,016,591,000
農林漁業統計調査費	711,501,000
農林改良対策諸費	226,418,000
土地改良助成費	1,394,353,000
開拓者助成費	500,729,000
自作農創設維持助成費	13,616,387,000
農業構造改善対策費	4,683,644,000
農産物生産対策費	3,976,859,000
農業改良普及事業費補助	3,824,161,000
畜産振興費	506,306,000
家畜伝染病予防費補助	3,600,000,000
飼料需給安定費	767,043,000
農地改良事業費	84,982,121,000
農地開闢事業費	12,686,297,000
農用地開闢事業費	9,885,518,000

機械開墾地区建設事業費	86,530,000
土地改良事業等附帯事務費	136,010,000
欽告復旧事業費	1,120,916,000
海岸事業費	928,052,000
農業施設災害復旧事業費	1,303,614,000
農業施設災害復旧事業費	12,386,122,000
計	145,302,508,000
(組織) 農林水産技術会議	130,398,000
(項) 農林水産技術会議費	2,549,401,000
農林水産技術振興費	2,679,799,000
計	
(組織) 農林本省試験研究機関	418,659,000
(項) 農林本省試験研究機関	244,170,000
農林本省試験研究機関	317,474,000
農林本省試験研究機関	225,673,000
農林本省試験研究機関	97,150,000
農林本省試験研究機関	116,160,000
農林本省試験研究機関	1,466,613,000
農林本省試験研究機関	106,086,000
農林本省試験研究機関	671,432,000
農林本省試験研究機関	381,239,000
農林本省試験研究機関	19,087,000
農林本省試験研究機関	136,531,000
農林本省試験研究機関	4,200,274,000
計	
(組織) 農林本省検査指導機関	110,296,000
(項) 農林本省検査指導機関	55,120,000
農林本省検査指導機関	247,959,000
農林本省検査指導機関	537,340,000
農林本省検査指導機関	78,408,000
農林本省検査指導機関	266,234,000
農林本省検査指導機関	110,395,000
農林本省検査指導機関	1,703,988,000
農林本省検査指導機関	3,109,751,000
計	
(組織) 地方農政局	1,597,650,000
(項) 地方農政局費	1,238,384,000

計		通商産業省所管	
(組織) 統計調査事務所	2,886,034,000	(組織) 通商産業本省	8,256,995,000
(項) 統計調査事務所	8,325,998,000	(項) 通商産業統計調査費	347,899,000
(組織) 食糧	118,489,000	貿易振興及経済協力費	4,979,747,000
(項) 食糧	2,901,000	生産性向上対策費	91,934,000
被害農米予約概算金返納資金借入利子補給		工業用水道事業費	7,022,630,000
食糧管理費	99,000,000,000	地下資源開発費	480,942,000
国産大豆等保護対策費	702,388,000	石炭鉱業特別対策費	9,440,091,000
計	99,823,773,000	産炭地域振興対策費	2,049,191,000
(組織) 林野	214,948,000	鉱害復旧事業費	287,870,000
(項) 林野	2,075,991,000	機械類賦税(信用保険特別会計へ繰入)	150,000,000
林業振興費	10,854,167,000	計	28,107,299,000
治造林事業費	3,945,400,000	(組織) 通商産業本省検査機関	258,712,000
造林事業費	4,595,200,000	(項) 工業製品検査所	288,388,000
森林開発公団事業費	22,000,000	機械工業製品検査所	542,100,000
山林施設災害復旧事業費	18,878,000	(組織) 工業技術研究所	227,887,000
山林施設災害復旧事業費	894,453,000	(項) 工業技術研究所	2,846,665,000
山林事業附帯事務費	12,742,000	計	234,741,000
林業試験場	732,337,000	機械工業技術研究所	321,136,000
計	23,366,116,000	東京工業技術試験所	444,182,000
(組織) 水産	518,475,000	大阪工業技術試験所	315,236,000
(項) 水産	1,062,378,000	名古屋工業技術試験所	811,854,000
漁業調査振興費	3,292,761,000	発酵工業試験所	57,411,000
漁港施設事業費	3,572,400,000	繊維工業試験所	138,047,000
大型魚礁設置事業費	1,202,900,000	地質調査所	495,762,000
漁港施設災害復旧事業費	212,000,000	電気工業試験所	1,340,274,000
漁港施設災害復旧事業費	335,257,000	産業技術試験所	217,126,000
漁港整備事業附帯事務費	2,030,644,000	資源工業技術試験所	378,365,000
水産研究費	4,648,000	北海道工業技術試験所	114,143,000
水産研究費	642,581,000	九州工業技術試験所	50,000,000
水産研究費	12,985,000	計	7,492,819,000
水産研究費	22,017,000	(組織) 特許庁	1,333,810,000
水産研究費	290,059,000	(項) 特許庁	5,630,000
北海道鮭鱒孵化場	297,711,000	發明実施化助成費	1,339,440,000
計	13,496,816,000		
農林省所管合計	303,141,064,000		

(組織) 中小企業庁	124,472,000
(項) 中小企業対策費	11,398,502,000
計	11,522,974,000
(組織) 通商産業局	1,986,867,000
(項) 通商産業統計調査費	48,536,000
計	2,030,403,000
(組織) 鉱山保安監督官署	354,649,000
(項) 鉱山保安監督官署通商産業省所管合計	51,389,684,000
(組織) 運輸本省	4,324,883,000
(項) 運輸研究費補助	71,500,000
陸島航路整備費補助	59,903,000
三國間輸送助成費	960,000,000
外航船舶建造助成費	1,663,104,000
移住船運航費補助	465,126,000
船員厚生施設整備費補助	25,000,000
地方鉄道軌道整備費補助	16,989,000
戦傷病者等無賃乗車給食	75,600,000
担金	
日本国有鉄道新線建設費補助	901,015,000
踏切保安設備整備費補助	42,117,000
地下高速鉄道建設費補助	247,308,000
国際線航空機乗員訓練費補助	350,000,000
ユー・ス・ス・ル整備費補助	52,864,000
銅光事業費	622,459,000
港灣等事業費	27,086,800,000
伊勢湾高潮対策事業費	5,218,500,000
港灣施設災害関連事業費	659,600,000
港灣施設災害復旧事業費	448,768,000
海岸事業等工事事務費財源繰入	2,379,887,000
	60,500,000

空港整備事業費	4,430,800,000
港灣等事業附帯事務費	89,071,000
鉱害復旧事業費	12,549,000
計	50,244,343,000
(組織) 運輸本省試験研究機関	972,982,000
(項) 船舶技術研究所	237,349,000
計	1,210,331,000
(組織) 運輸本省教育機関	116,836,000
(項) 海技大訓練校	780,273,000
海技大訓練校	218,584,000
海技大訓練校	204,501,000
海技大訓練校	1,320,194,000
計	1,637,525,000
(組織) 海運局	591,467,000
(項) 海運建設局	745,153,000
(組織) 陸運局	2,637,035,000
(項) 陸運建設局	8,517,000
(組織) 航空局	2,645,552,000
(項) 航空保安協力業務費	78,756,000
計	11,086,302,000
(組織) 船舶労働委員会	859,354,000
(項) 船舶労働委員会	1,265,000,000
(組織) 海上保安官署	13,210,656,000
(項) 海上保安官署	
計	255,521,000
(組織) 海難審判庁	6,694,632,000
(項) 海難審判庁	251,055,000
(組織) 気象官署	6,946,587,000
(項) 気象官署	78,886,585,000
計	
運輸省所管合計	

郵政省所管		建設省所管	
(組織) 郵政本局		(項) 職業安定官署	6,979,258,000
(項) 郵政監理費	703,322,000	炭鉱職業者援護対策費	67,255,000
計	386,300,000	勞働省所管合計	7,046,513,000
(組織) 電波研究所	1,089,622,000	(組織) 建設本局	82,142,202,000
(項) 電波研究所	852,796,000	(項) 建設技術研究補助	1,845,477,000
(組織) 地方電波監理局		建設技術研究調查費	21,000,000
(項) 地方電波監理局	1,556,926,000	国土総合開発調査費	34,580,000
郵政省所管合計	3,498,344,000	土地地区整理組合貸付金	400,000,000
(組織) 労働本局		水防施設調査費	28,976,000
(項) 労働統計調査費	2,971,653,000	河川水理調査補助費	47,077,000
労働統計調査費	104,940,000	河川水理調査補助費	280,000,000
亡人財等長期傷病者補償費負担金	1,130,208,000	海沿岸造成費補助費	2,775,000,000
職業訓練線費	956,904,000	海沿岸造成費補助費	63,311,129,000
失業対策事業費	31,970,219,000	揮発油税等財源道路整備事業費	196,914,000,000
特別失業対策事業費	2,648,000,000	道路整備事業費	37,895,000,000
揮発油税等財源特別失業対策道路整備事業費	1,452,000,000	都市計画事業費	7,995,400,000
炭鉱職業者援護対策費	6,598,618,000	河川等災害復旧事業費	4,796,197,000
炭鉱職業者援護対策費	240,000,000	河川等災害復旧事業費	173,357,000
政府職員等失業者退職手当	23,473,000,000	都市災害復旧事業費	37,728,708,000
失業保険費負担金	47,543,000	建設事業附帯事務費	26,577,000
労働研究所	71,588,085,000	建設事業等工事費	274,607,000
(組織) 労働本省研究機関		海岸事業等工事費	266,102,000
(項) 産業安全研究所	46,068,000	住宅施設費	25,174,684,000
計	33,580,000	住宅地区改良費	2,810,339,000
(組織) 中央労働委員会	107,737,000	官庁官舎建築費	7,517,810,000
(組織) 公共企業体等労働委員会	136,248,000	国立国際会館及国立公文書館建設費	1,016,545,000
(組織) 労働保護官署	3,154,459,000	計	391,443,570,000
(項) 労働統計調査費	29,512,000	(組織) 国土地理院	
(組織) 職業安定官署	3,183,971,000	(項) 国土測量費	1,307,377,000
		計	12,894,000
		(組織) 建設省試験研究機関	1,320,271,000
		(項) 土木建築研究所	290,142,000
		計	192,307,000
			482,449,000

(組織) 地方建設局
(項) 地方建設局
建設省管会計
2,402,062,000
395,648,352,000

(組織) 自治省
(項) 自治省
地方財政再建促進特別措置費
1,050,974,000
61,521,000

奄美群島振興事業費
1,588,429,000
42,000,000
衆議院議員及参議院議員補欠等選挙費
交付税及び譲与配付金特別会計へ繰入
621,408,956,000
交付税交付金
1,350,000,000
国有財産等管理基金
1,774,083,000
小災害地方復元利補給
364,167,000
固定資産税特別償元利補給
300,000,000
市町村民院臨時減税補てん償元利補給
627,985,130,000

(組織) 消防庁
(項) 消防庁
消防施設等整備費補助計
197,856,000
76,786,000
716,000,000
989,642,000
628,924,772,000
8,255,438,310,000

自治省管会計
乙号 建設費
総府所管
(組織) 防衛庁
(項) 昭和39年度甲型警備艦建造費
8,055,619,000 円
昭和39年度 541,299,000
昭和40年度 726,458,000
昭和41年度 1,188,761,000
昭和42年度 599,101,000

(説明)

甲型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い、工程の進

捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないので、上記の総額、年限及び年割額による継続費とする。
(項) 昭和39年度甲Ⅱ型警備艦建造費
総額
4,072,585,000 円
昭和39年度 728,183,000
昭和40年度 836,631,000
昭和41年度 982,024,000
昭和42年度 1,575,747,000

(説明)

甲Ⅱ型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い、工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないので、上記の総額、年限及び年割額による継続費とする。
(項) 昭和39年度潜水艦建造費
総額
3,971,804,000 円
昭和39年度 666,536,000
昭和40年度 887,198,000
昭和41年度 1,646,111,000
昭和42年度 771,959,000

(説明)

潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い、工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないので、上記の総額、年限及び年割額による継続費とする。
丙号 繰越明許費
皇 室 費
皇 宮 費
(項) 宮廷費のうち
皇居造営関連施設整備費
皇 会 所 管
(組織) 衆議院
(項) 衆議院施設費
(組織) 参議院
(項) 参議院施設費
(組織) 裁判所
(項) 裁判所施設費
(組織) 裁判所
(項) 裁判所施設費

会計検査院所管	
(組織) 会計検査院のうち	
(項) 庁舎等施設費	
(組織) 総務府	
(項) 恩給事務費	
沖繩援助其他諸費のうち	
沖繩漁港等施設整備補助金	
沖繩土地改良事業援助金	
沖繩土地調査援助金	
沖繩治山治水事業援助金	
沖繩護岸施設援助金	
沖繩都市計画事業援助金	
沖繩道路整備事業援助金	
沖繩児童福祉施設整備補助金	
沖繩医学図書館建設援助金	
沖繩身体障害者施設整備援助金	
沖繩公営住宅建設援助金	
沖繩学校教材設備整備補助金	
沖繩気象観測設備整備補助金	
沖繩灯台建設援助金	
(組織) 警察庁	
(項) 警察庁施設費	
都道府県警察費補助のうち	
都道府県警察本部施設整備費補助金	
都道府県警察署等施設整備費補助金	
都道府県警察官待機宿舍施設整備費補助金	
(組織) 北海道庁	
(項) 北海道住宅施設費	
北海道治水事業費	
北海道治山事業費	
北海道造林事業費	
北海道林道事業費	
北海道土地改良事業費	
北海道農用地開発事業費	
様津地域泥炭地開発事業費	
根釧地区機械開墾建設事業費	

北海道漁港施設費	
揮発油税等財源北海道道路整備事業費	
北海道道路整備事業費	
北海道港湾事業費	
北海道海岸事業費	
北海道大型魚礁設置事業費	
北海道都市計画事業費	
北海道空港整備事業費	
北海道環境衛生対策費	
北海道難島簡易水道施設費	
北海道難島電気導入事業費	
北海道開墾事業工事事務費のうち	
超過勤務手当	
日給旅雑費	
工事費	
(組織) 防衛省	
(項) 防衛省本庁のうち	
器材購入費	
通信機設備品費	
漏成装訓練費	
教養品等維持費	
整備品等維持費	
航空信機修理費	
航空向器修理費	
車武艦船修理費	
弾薬搬運費	
研究開発費のうち	
試験用品費	
研究用機械器具費	
航空機購入費	
航空機騒音対策費	
施設整備費	
艦船建造費	
施設整備等附帯事務費	
(組織) 防衛省	
(項) 調達労働管理事務費のうち	

特別給付金

施設提供等諸費

(組織) 経済企画庁

(項) 離島振興事業費

揮発油税等財源離島道路整備事業費

水資源開発事業費

(組織) 科学技術庁

(項) 特別研究促進調整費

原子力平和利用研究促進費

国立機関原子力試験研究費

放射能調査研究費

原子力発電所立地調査費

航空宇宙技術研究所のうち

試験研究費

研究設備整備費

金属材料技術研究所のうち

試験研究費

放射線医学総合研究所のうち

試験研究費

国立防災科学技術センターのうち

試験研究費

国立防災科学技術センターのうち

試験研究費

国立防災科学技術センターのうち

試験研究費

国立防災科学技術センターのうち

試験研究費

宇宙開発推進本部のうち

試験研究費

宇宙開発試作品費(関連経費を含む。)

宇宙科学技術研究開発委託費(関連経費を含む。)

漁業補償費(関連経費を含む。)

法務省所管

(組織) 法務省

(項) 法務官署施設費

法務収容施設費

外務省所管

(組織) 外務省

(項) 海外経済技術協力費のうち

海外技術協力実施委託費

国際分担金其他諸費のうち

世界食糧計画拠出金

移住振興費のうち

移住者支度費補助金

移住者渡航費貸付金

(組織) 在外公館

(項) 在在外公館のうち

施設費(関連経費を含む。)

公務員宿舍施設費(関連経費を含む。)

大蔵省所管

(組織) 大蔵省

(項) 公務員宿舍施設費

庁舎等特別取得費

文部省所管

(組織) 文部省

(項) 義務教育教科書費のうち

教科書購入費

産業教育振興費のうち

高等学校産業教育施設及設備整備費補助金

高等学校産業教育実習船建造費補助金

高等学校農業教育近代化促進費補助金

自営者養成農業高等学校拡充整備費補助金

社会教育施設整備費補助のうち

社会教育施設整備費補助金

体育施設整備費補助のうち

体育施設整備費補助金

公立文教施設整備費補助

公立文教施設災害復旧費補助

鉱害復旧事業費

(組織) 文部本省所轄機関

(項) 国立科学博物館のうち

国立科学博物館施設整備費(関連経費を含む。)

国立青年の家のうち

国立青年の家施設整備費(関連経費を含む。)

(組織) 文化財保護委員会

(項) 文化財保護委員会のうち

国立劇場新築費(関連経費を含む。)

文化財保存事業費

国立博物館のうち	施設整備費(関連経費を含む。)	国立更生支援機関のうち	施設整備費(関連経費を含む。)
東京国立博物館施設整備費(関連経費を含む。)		国立光明寺のうち	
京都国立博物館施設整備費(関連経費を含む。)		施設	
厚生本省のうち	厚生省所管	農林本省のうち	農林省所管
(組織) 厚生本省のうち		(組織) 農林本省のうち	
(項) 国立公園等施設整備費補助金	医報関係者養成所整備費補助金	(項) 農村振興費のうち	農業協同組合併推進費補助金
国立公園等施設整備費補助金		へき地農山漁村電気導入事業費補助金	
保健衛生諸費のうち	保健所施設等整備費補助金	農山漁村同和対策費補助金	
伝染病院隔離病舎整備費補助金		生鮮食料品市場対策費のうち	中央卸売市場施設整備費補助金
公的医療機関整備費補助金		生鮮食料品総合小売市場施設整備費補助金	
精神衛生費のうち	精神病院等整備費補助金	被害農家営農資金利子補給補助金	
環境衛生対策費のうち	簡易水道等施設整備費補助金	被害農家営農資金損失補償補助金	
清瀬施設整備費補助金		被害開拓農家営農改善資金利子補給補助金	
下水道終末処理施設整備費補助金		被害開拓農家営農改善資金損失補償補助金	
鉱害復旧事業費		農業近代化資金融通促進費のうち	農業近代化資金利子補給補助金
社会福祉諸費のうち	社会福祉施設整備費補助金	農業近代化資金利子補給補助金	
地方改善施設整備費補助金		農業構造改善対策費のうち	パイロット地区農業構造改善事業費補助金
児童扶養手当のうち	児童扶養手当	一般地域農業構造改善事業費補助金	
児童扶養手当のうち	児童扶養手当	土地改良事業費	
重度精神薄弱児扶養手当のうち	重度精神薄弱児扶養手当	農用地開発事業費	
中央児童厚生施設設置費のうち	中央児童厚生施設設置費(関連経費を含む。)	機械閉鎖地区建設事業費	
国民健康保険助成費のうち	国民健康保険助成費	鉱害復旧事業費	
直営診療所施設整備費補助金		海岸事業費	
留学者等援護費		農業施設災害関連事業費	
戦傷病者戦没者遺族等援護費		農業施設災害復旧事業費	
(組織) 検疫所のうち		(組織) 農林水産技術会議	
(項) 検疫所施設整備費		(項) 農林水産技術振興費のうち	試験研究費
(組織) 国立療養所		(組織) 農林本省検査指導機関	
(項) 国立療養所施設費のうち		(項) 牧場及農場のうち	施設整備費(関連経費を含む。)
		(組織) 地方農政局	

(項) 農地事業工事事務費のうち

超 過 勤 務 手 当
旅 費
工 事 費
維 修 費

(組織) 食 糧 庁

(項) 国産大豆等保護対策費のうち

大豆及なたね生産者団体等交付金

(組織) 林 野 庁

(項) 治 山 事 業 費

治 山 事 業 費

林 道 事 業 費

山林施設災害関連事業費

山林施設災害復旧事業費

(組織) 水 産 庁

(項) 水産業振興費のうち

沿岸漁業構造改善対策事業費補助金

漁 港 設 置 費

海 岸 事 業 費

大型魚礁設置事業費

漁港施設災害関連事業費

漁港施設災害復旧事業費

通 商 産 業 省 所 管

(組織) 通 商 産 業 本 省

(項) 貿易振興及経済協力費のうち

海外市場調査事業委託費

海外開発計画調査委託費

アジア生産性向上事業委託費

日本貿易振興会事業費補助金

生糸及組織物輸出振興事業費補助金

重機械技術相談事業費補助金

海外建設協力事業費補助金

工作機械輸出振興事業費補助金

輸出品品質及意匠向上等事業費補助金

海外投資等調査費補助金

国際見本市参加等補助金

海外技術者受入研修事業費補助金

アジア経済研究所事業費補助金

海外中小企業技術協力費補助金

一次産品買付促進費補助金

工業用水道事業費のうち

工業用水道事業費補助金

地下資源開発費のうち

金属鉱物探鉱融資事業団事業費補助金

石炭鉱業特別対策費のうち

石炭鉱山離職者給付金

原料炭炭田開発調査委託費

炭鉱整理促進費補助金

石炭鉱山整理交付金

鉱害復旧事業費のうち

家屋等一般鉱害復旧事業費補助金

公用公共用建物一般鉱害復旧事業費補助金

(組織) 工 業 技 術 院

(項) 鉱工業技術振興費のうち

試験所特別研究費

試験所研究設備整備費

鉱工業技術試験研究委託費

試験所施設整備費(関連経費を含む。)

鉱工業技術研究費補助金

(項) 九州工業技術試験所のうち

研究設備整備費

施設整備費(関連経費を含む。)

運輸省所管

(組織) 運 輸 本 省

(項) ユースフル整備費補助

港 湾 事 業 費

海 岸 事 業 費

伊勢湾南瀬対策事業費

港湾施設災害関連事業費

港湾施設災害復旧事業費

海岸事業等工事事務費財源繰入

空港整備事業費

航空復旧事業費

(組織) 運輸本省試験研究機関

(項) 運輸本省試験研究所のうち

船舶技術研究所のうち

研究施設整備費

港湾技術研究所のうち

研究施設整備費

(組織) 航 空 官 署

(項) 航空官署のうち 特殊航空保安施設整備費(関連経費を含む。)	丁号 国庫債務負担行為 皇室費
(組織) 海上保安庁	(事項) 官殿新営 国は、宮殿新営のため1,054,245,000円を限り、昭和39年度及び昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。
(項) 船舶建造費 航路標識整備費	(事項) 官殿新営 国は、宮殿新営のため1,054,245,000円を限り、昭和39年度及び昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。
(組織) 気象官署のうち 気象レーダー施設整備費(関連経費を含む。)	(組織) 衆議院 衆議院議員会館建設 国は、衆議院議員会館建設のため、1,937,515,000円を限り、昭和39年度及び昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。
(組織) 電波研究所 (項) 電波研究所のうち 電波研究所施設整備費	(組織) 衆議院 衆議院議員会館建設 国は、衆議院議員会館建設のため、1,937,515,000円を限り、昭和39年度及び昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。
(組織) 労働本省 (項) 労働本省のうち 雇用促進事業交付金 炭鉱離職者援護対策費のうち 炭鉱離職者援護事業費補助金	(組織) 衆議院 衆議院議員会館建設 国は、衆議院議員会館建設のため、1,937,515,000円を限り、昭和39年度及び昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。
(組織) 建設本省 (項) 建設本省のうち 防災街区造成費補助 海岸事業費 揮発油税等財源道路整備事業費 道路整備事業費 都市計画事業費 河川等災害関係事業費 鉱害復旧事業費 河川等災害復旧事業費 都市災害復旧事業費 海岸事業等工事事務費財源繰入 住宅施設費 住宅地区改良費 官庁営繕費 国立国際会館及国立公文書館建設費	(組織) 衆議院 衆議院議員会館建設 国は、衆議院議員会館建設のため、1,937,515,000円を限り、昭和39年度及び昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。
(組織) 自治本省 (項) 自治本省のうち 奄美群島振興事業費のうち 奄美群島振興事業費補助	(組織) 衆議院 衆議院議員会館建設 国は、衆議院議員会館建設のため、1,937,515,000円を限り、昭和39年度及び昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。

に充てたるため、同研究所を相手方として、4,333,945,000 円を限り、昭和 39 年度以降 5 箇年度内に
において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

(事項) 原子燃料公社出資

国は、原子燃料公社における施設の整備に要する資金に充てたるため、同公社を相手方として、
444,000,000 円を限り、昭和 39 年度及び昭和 40 年度において国庫の負担となる契約を昭和 39 年
度において結ぶことができる。

(事項) 日本原子力船開発事業団出資

国は、日本原子力船開発事業団における原子力船建造に要する資金に充てたるため、同事業団を
相手方として、3,600,000,000 円を限り、昭和 39 年度以降 5 箇年度内に国庫の負担となる契約を
昭和 39 年度において結ぶことができる。

(事項) 核燃料物質の借入れ等

国は、核燃料物質の借入れのため、50,101,000 円を限り、昭和 39 年度及び昭和 40 年度におい
て国庫の負担となる行為を、使用済燃料の再処理等のため、14,091,000 円を限り、昭和 39 年度
以降 5 箇年度内において国庫の負担となる行為を昭和 39 年度において行なうことができる。

(事項) 国立機関原子力試験研究施設整備

国は、名古屋工業技術試験所等における研究施設整備のため、99,790,000 円を限り、昭和 39 年
度及び昭和 40 年度において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

(事項) 航空宇宙研究施設整備

国は、航空宇宙技術研究所における研究施設整備のため、185,000,000 円を限り、昭和 39 年度
及び昭和 40 年度において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

(事項) 放射線医学研究施設整備

国は、放射線医学総合研究所における研究施設整備のため、24,300,000 円を限り、昭和 39 年
度及び昭和 40 年度において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

(事項) 防災科学技術研究施設整備

国は、国立防災科学技術センターにおける研究施設整備のため、65,855,000 円を限り、昭和
39 年度及び昭和 40 年度において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができ
る。

外務省所管

(組織) 在外公館

(事項) 在外公館事務所及び館長公邸借入れ

国は、在外公館における事務所及び館長公邸用として、土地又は建物を借り入れるため、借
料年額 289,668,000 円の限度で、昭和 39 年度以降一定の年限にわたり国庫の負担となる借入契約
を昭和 39 年度において結ぶことができる。

大蔵省所管

(組織) 大蔵省

(事項) 新技術開発事業団出資

国は、新技術開発事業団における施設の整備に要する資金に充てたるため、同事業団を相手方と
して 81,000,000 円を限り、昭和 39 年度、昭和 40 年度及び昭和 41 年度において国庫の負担とな
る契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

(事項) 理化学研究所出資

国は、理化学研究所における研究施設及び設備の整備に要する資金に充てたるため、同研究所を
相手方として 656,140,000 円を限り、昭和 39 年度、昭和 40 年度及び昭和 41 年度において国庫の
負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

文部省所管

(組織) 文部省

(事項) 南極地域観測再開準備

国は、南極地域観測再開に必要な観測船の建造(推進機関を除く。)及び航空機整備用器材の購
入のため、2,028,661,000 円を限り、昭和 39 年度及び昭和 40 年度において国庫の負担となる契約
を昭和 39 年度において結ぶことができる。

厚生省所管

(組織) 国立療養所

(事項) 国立療養所特別整備

国は、国立療養所における施設の特別整備のため、1,350,000,000 円を限り、昭和 39 年度及び
昭和 40 年度において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

通商産業省所管

(組織) 工業技術院

(事項) 大阪工業技術試験所施設取得

国は、大阪工業技術試験所の施設に係る土地、建物及び工作物等の一部を処分し、これに代わ
る同試験所施設を取得するにあたり、当該処分に係る収入金額に相当する金額の範囲内におい
て、かつ、1,227,000,000 円を限り、昭和 41 年度において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度に
おいて結ぶことができる。

運輸省所管

(組織) 運輸本省試験研究機関

(事項) 大型試験水槽施設整備

国は、船舶技術研究所における大型試験水槽施設の整備のため、281,800,000 円を限り、昭和
39 年度及び昭和 40 年度において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができ
る。

(事項) 航空機購入

国は、船舶技術研究所における電子航法試験機に使用する航空機の購入のため、81,118,000
円を限り、昭和 39 年度及び昭和 40 年度において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において
結ぶことができる。

(事項) 研究施設整備

国は、港湾技術研究所における研究施設整備のため、51,300,000 円を限り、昭和 39 年度及び
昭和 40 年度において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

(組織) 海上保安庁

(事項) 大型巡視船代船建造

国は、海上保安庁における大型巡視船の代船建造のため、338,440,000 円を限り、昭和 39 年度
及び昭和 40 年度において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

一九四

農林省所管	金埋陵 年管保 民糧共再保 食業林再保 森船林再保 漁輪林再保 自作農創設特別措置 開拓者資金事業 國有林野事業 米加価安定 米小派業融資保証保 中陵 特定位地改良工事 アルニール専売事業 輸出入保險 機械類賦税信用保險 中小企業高度化資金 融通 自動車損害賠償責任 再保險 港灣整修設備 自動車検査登録金 郵便政便貯蓄金 簡易生命保險及郵便年金 労働者災害補償保險 失業路整備備水 建設省所管
運輸省所管	
郵政省所管	
(繰越明許費)	
第2条 各特別会計において、財政法(昭和22年法律第84号)第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」による。	
(国庫債務負担行為)	
第3条 各特別会計において、財政法第16条第1項の規定により昭和39年度において国が債権を負担する行為をすることができる事項については、「丁号国庫債務負担行為」による。	
(歳入歳出予算等の内訳)	
第4条 各特別会計の歳入歳出予算、繰越明許費及び国庫債務負担行為の内訳は、別に添附する各特別会計の「歳入歳出予算計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」に掲げる。	
(国債整理基金特別会計における日額引受公債の限度額)	
第5条 国債整理基金特別会計において、国が昭和39年度において発行する公債につき財政法第5条ただし書の規定により日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の所有する	

公債の借換のために必要とする金額に關する。

(各特別会計における借入金等の限度額)

第6条 産業投資特別会計において、外貨公債の発行に關する法律(昭和38年法律第68号)第1条第1項の規定により、昭和39年度において発行することができる外国通貨をもつて表示する公債の限度額を、その引受契約締結の日における基準外国為替相場又は裁定外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法(昭和24年法律第228号)第7条第1項の基準外国為替相場又は同条第2項の規定外国為替相場をいう。以下本項において同じ。)で換算した金額が14,400,000,000円(昭和38年度特別会計予算の予算総則第6条の規定により発行した公債の額面金額の合計額(公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を補てんするための必要な金額を当該合計額から控除した金額)をその引受契約締結の日における基準外国為替相場又は裁定外国為替相場で換算した金額が、同条の規定により発行することができる限度額に達しなかつたときは、その残額は14,400,000,000円に換算した金額)に相当する券面表示の外国通貨の金額と定める。

2 前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を補てんするため必要な金額を限り、同項の限度額に加算した金額をその限度額とする。

第7条 国立学校特別会計において、国立学校特別会計法(仮称)の定めるところにより、昭和39年度において借入れをすることができる借入金の限度額を1,000,000,000円と定める。

第8条 国立病院特別会計において、国立病院特別会計法(昭和24年法律第190号)第8条の2第1項の規定により昭和39年度において借入れをすることができる借入金の限度額を2,000,000,000円と定める。

第9条 開拓者資金融通特別会計において、開拓者資金融通特別会計法(昭和22年法律第7号)第3条第1項の規定により昭和39年度において借入れをすることができる借入金の限度額を4,300,000,000円と定める。

第10条 特定土地改良工事特別会計において、特定土地改良工事特別会計法(昭和32年法律第71号)第14条第1項の規定により昭和39年度において借入れをすることができる借入金の限度額を8,500,000,000円と定める。

第11条 郵政事業特別会計において、郵政事業特別会計法(昭和24年法律第109号)第16条第1項の規定により昭和39年度において借入れをすることができる借入金の限度額を4,700,000,000円と定める。

(一時借入金等の最高額)

第12条 次に掲げる各特別会計において、各特別会計法又は国庫余裕金の繰替使用に關する法律(昭和24年法律第68号)の定めるところにより、昭和39年度において一時借入金を借り入れ、融通証券を発行し、又は国庫余裕金の繰替使用をして、ことができる金額の最高額を次のとおり定める。

印 刷 局	円
造 業 投 資	1,000,000,000
余剰財産物資金融通	8,000,000,000
	1,000,000,000

交 税 及 び 金	3,500,000,000
機 立 校 院	1,600,000,000
立 学 院	1,000,000,000
国 立 病 院	30,000,000
あ へ	500,000,000
開 拓 者 資 金 融 通	4,000,000,000
国 有 林 野 事 業	1,600,000,000
アルコーポル専定事業	800,000,000
機械関係信用保証	50,000,000
自動車検査登録	

2 外国為替資金特別会計において、外国為替資金に關する現金の補足のため、外国為替資金特別会計法(昭和26年法律第56号)第4条第1項の規定又は国庫余裕金の繰替使用に關する法律の規定により、昭和39年度において一時借入金を借り入れ、融通証券を発行し、又は国庫余裕金の繰替使用をして、ことができる金額の最高額を400,000,000,000円と定める。

3 食糧管理特別会計において、食糧管理特別会計法(大正10年法律第27号)第2条から第4条までの規定又は国庫余裕金の繰替使用に關する法律の規定により、昭和39年度において借入金を借り入れ、証券を発行し、一時借入金を借り入れ、又は国庫余裕金の繰替使用をして、ことができる金額の最高額を620,000,000,000円と定める。

(特別会計の給与総額)

第13条 造幣局、印刷局、国府林野事業、アルコーポル専定事業及び郵政事業の各特別会計において、給与率則の適用を受ける職員に對して昭和39年度において支給する給与(職員俸給、扶養手当、暫定手当、管理職手当、石炭手当、寒冷地手当、新炭手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、閑遇地手当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当、休職者給与その他各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める手当をいう)の総額を次のとおり定める。ただし、この予算の基礎となつた給与率則を実施するため必要を生じた場合、第15条及び第16条の規定により給与を支給する場合又は給与に關する公共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適當であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を経て、経費の移用、流用若しくは予備費の使用により、又は第15条若しくは第16条の規定により、給与総額が変更されたときは、この限りでない。

造 幣 局	1,133,765,000
印 刷 局	4,472,708,000
国 有 林 野 事 業	20,822,301,000
アルコーポル専定事業	796,210,000
郵 政 事 業	163,430,428,000

(特別給与の支出)

第14条 前条の規定にかかわらず、郵政事業特別会計において、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し又は経費を予定より削減したときは、大蔵大臣の承認を経て、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相當する金額を、昭和39年度において、給与率則の適用を受ける職員に對する特別の給与の支出に充てることができる。

2 前項の規定により特別の給与の支出をする場合においては、経費の移用又は流用によるものは、郵政事業特別会計法第26条の規定の例による。

(歳入歳出予算の預方条項)

第15条 造幣局特別会計において、この予算に予定した数量をこえる補助貨幣の製造を必要とすることにより、又は原材料の値上り等に伴う補助貨幣の製造費の増加によりその製造に直接必要とする経費に不足を生ずるときは、その不足額に相当する金額を限度として、当該経費を増加することができる。この場合において、当該増加に係る経費を支弁するために必要な金額は、補助貨幣回収準備資金からこの会計の歳入に組み入れることができる。

2 造幣局特別会計及び印刷局特別会計において、注文品の製造数量の増加又は原材料の値上り等に伴う支払価格の変更によりこれに伴う収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加する収入金額の一部に相当する金額を製造又は支払のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

3 資金運用部特別会計において、郵便貯金等の資金の増加に伴つて利子の支払が増加し、収入額がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を限度として、利子の支出に充てることができる。

4 国債整理基金特別会計において、国債、借入金、一時借入金又は短期証券の償還金、利子、割引料並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てられた金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を債務償還費又は利子、割引料等の支出に充てることができる。

5 交付税及び競争配付金特別会計において、地方道路税及び特別とん税の収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を地方譲与税譲与金の支出に充てることができる。

6 国立学校特別会計において、附属病院等収入その他の収入が、それぞれこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を限度として、当該事業量の増加のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

7 国立病院特別会計において、病院収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加する収入金額の一部に相当する金額を当該業務量の増加のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

8 あへん特別会計において、あへんの支払数量の増加又は輸入あへんの値上りに伴う支払価格の変更により支払収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を限度として、あへんの購入費を増加することができる。

9 厚生保険、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び失業保険の各特別会計において、保険料の収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額のうち純保険料に相当する金額を限度として、保険給付に要する経費の支出に充てることができる。

10 国民年金特別会計の業務勘定において、印刷複製収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額の範囲内において、国民年金勘定への繰入れに要する経費を増加することができる。

11 食糧管理特別会計の国内米管理勘定又は国内麦管理勘定において、国内米又は国内麦の買入数量がこの予算において予定した数量に比して著しく増加したためこれらの勘定の国内米買入

費若しくは国内米管理費又は国内麦買入費若しくは国内麦管理費に不足を生ずるときは、その不足額に相当する金額を限度として、国内米又は国内麦の買入れ又は管理に要する経費を増加することができる。

12 食糧管理特別会計の国内米管理勘定又は国内麦管理勘定における国内米又は国内麦の買入数量がこの予算において予定した数量に比して著しく減少したことにより、輸入食糧管理勘定において、輸入食糧の買入数量をこの予算において予定した数量に比して著しく増加する必要があるため、輸入食糧買入費又は輸入食糧管理費に不足を生ずるときは、国内米又は国内麦の買入数量がこの予算において予定した数量に比して減少する数量に相当する数量の輸入食糧の買入れ又は管理に要する経費の金額の範囲内において、その不足額に相当する金額を限度として、輸入食糧の買入れ又は管理に要する経費を増加することができる。

13 食糧管理特別会計の国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、砂糖類又は輸入飼料の各勘定において、同会計の業務勘定への繰入れに要する経費に不足を生ずるときは、当該勘定以外の勘定における業務勘定への繰入れに要する支出の金額がこの予算において予定した金額に比して減少する額の合計額(本項により経費の増加額があるときは当該増加額を控除した額)の範囲内において、その不足額に相当する金額を限度として、当該勘定以外の勘定の業務勘定への繰入れに要する経費を減額し、当該勘定の業務勘定への繰入れに要する経費を増加することができる。

14 食糧管理特別会計の国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、砂糖類、輸入飼料又は業務の各勘定において、同会計の調整勘定への繰入れに要する経費に不足を生ずるときは、その不足額に相当する金額を限度として、調整勘定への繰入れに要する経費を増加することができる。

15 食糧管理特別会計の調整勘定において、昭和38年度における食糧証券及び借入金に係る昭和39年度における償還等に要する経費に不足を生ずるときは、その不足額に相当する金額を限度として、国債整理基金特別会計への繰入れに要する経費を増加することができる。

16 食糧管理特別会計の調整勘定において、同会計の国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、砂糖類又は輸入飼料の各勘定における支払代収入がこの予算において予定した金額に比して減少したため、当該各勘定における第14項の規定による調整勘定への繰入れに要する経費が増加したため、又は第11項の規定により国内米若しくは国内麦の各勘定における国内米若しくは国内麦の買入数量の増加があつたため、買入れ又は管理に要する経費の財源に不足を生じたときは、その不足額に相当する金額を限度として、調整勘定の当該不足を生じた勘定への繰入れに要する経費を増加することができる。

17 漁船再保険特別会計において、再保険料収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を限度として、再保険金の支出に充てることができる。

18 国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定において、業務収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加する収入金額の一部に相当する金額を立木の処分、製品の生産又は製品の処分の作業量の増加及びこれに伴つて必要な林道事業又は造林事業の事業量の増加のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

19 糸面安定特別会計において、生糸の支払数量の増加又は支払価格の変更により生糸支払代が

この予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を限度として、生糸の買入れに必要な経費を増加することができる。

20 アルコール専売事業特別会計において、アルコールの販売数量の増加又は原材料の値上り等に伴う販売価格の変更により事業収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加する収入金額の一部に相当する金額をアルコールの収納、製造又は販売のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

21 木船再保険特別会計において、再保険料収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を限度として、再保険金の支出に充てることができる。

22 自動車損害賠償責任再保険特別会計において、再保険料収入又は賦課金収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、それぞれの増加額に相当する金額を限度として、再保険金又は保険金の支出に充てることができる。

23 自動車検査登録特別会計において、自動車の検査及び登録の件数の増加により、検査登録印紙収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を限度として、当該件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

24 郵便貯金特別会計において、郵便貯金の増加等によりその収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加する収入金額の一部又は全部に相当する金額を郵便貯金の利子の支払又は郵便事業特別会計への繰入れのための支出に充てることができる。

25 簡易生命保険及郵便年金特別会計において、契約者の増加等により保険勘定の保険料収入又は年金勘定の損金収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加する保険料収入又は年金収入の一部に相当する金額を、それぞれ保険勘定の保険金の支払若しくは郵便事業特別会計への繰入れ又は年金勘定の年金の支払若しくは郵便事業特別会計への繰入れのための支出に充てることができる。

26 前各項の場合においては、財政法第35条第2項、第3項本文及び第4項の規定の例による。

第16条 郵政事業特別会計において、事業量の増加等により、業務外収入以外の収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、大蔵大臣の承認を経て、その増加額の一部又は全部に相当する金額を事業のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。業務外収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を業務外支出に充てることができる。

2 前項の規定により支出する場合においては、郵政事業特別会計法第26条の規定の例による。

(歳出予算の移用)

第17条 財政法第38条第1項ただし書の規定により各省各庁の長が歳出予算の執行上の必要に基づき移用することができる場合は、次の各号に掲げる各項の間において移用する場合に限る。

(1) 資金運用部、外国為替資金、産業投資、国立学校、厚生保険、船員保険、国立病院、国民年金、余価安定、特定土地改良工事、アルコール専売事業、自動車損害賠償責任再保

険、郵政事業、郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金、労働者災害補償保険及び失業保険の各特別会計(勘定区分のある特別会計については各勘定)における各項の間

(2) 食糧管理特別会計の国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、砂糖類及び輸入飼料の各勘定における各項の間。ただし、返還金等他勘定へ繰入の項を除く。

(3) 農業共済再保険特別会計の農業勘定における各項の間

(4) 国有林野事業特別会計の治山勘定における各項の間

(5) 港湾整備特別会計の港湾整備勘定における港湾事業費、伊勢湾高潮対策事業費及び港湾事業事務費の各項の間並びに同会計の特定港湾施設工事勘定における各項の間

(6) 道路整備特別会計における道路事業費、街路事業費、首都圏道路整備事業費、建設機械整備費、日本道路公団出資金、首都圏道路公団出資金、阪神高速道路公団出資金及び道路事業工事事務費の各項の間並びに北海道道路事業費、北海道街路事業費及び北海道建設機械整備費の各項の間

(7) 治水特別会計の治水勘定における河川事業費、河川総合開発事業費、水資源開発公社交付金、砂防事業費、建設機械整備費及び治水事業工事事務費の各項の間並びに北海道河川事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費及び北海道建設機械整備費の各項の間並びに同会計の特定多目的ダム建設工事勘定における多目的ダム建設事業費及び工事事務費等治水勘定へ繰入の各項の間

(保険契約の限度額)

第18条 中小漁業融資保証保険特別会計において、中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)第70条第1項の規定により昭和39年度において締結することができる保険契約の保険価額の総額の限度を21,000,000,000円と定める。

第19条 輸出保険特別会計において、輸出保険法(昭和25年法律第67号)の定めるところにより昭和39年度において締結することができる保険契約の保険金額の総額の限度を次のとおり定める。

普通輸出保険	700,000,000,000
輸出代金保険	300,000,000,000
輸出手形保険の保険契約に基づいて成立する保険関係	100,000,000,000
輸出金融保険の保険契約に基づいて成立する保険関係	4,000,000,000
委託販売輸出保険	500,000,000
海外広告保険	200,000,000
海外投資元本保険	3,500,000,000
海外投資利益保険	200,000,000

第20条 機械類輸入信用保険特別会計において、機械類輸入信用保険臨時措置法(昭和36年法律第156号)第3条の規定により昭和39年度において締結することができる保険契約の保険金額の総額の限度を40,000,000,000円と定める。

第21条 郵政事業特別会計において、郵政事業特別会計法第15条の規定により昭和39年度に於いて同会計に属する現金をもつて事業上必要な作業資産を保有することができる限度額を7,500,000,000円と定める。

第22条 俸給計算の執行にあつては、歳入歳出予算計算書に定める政府職員予算定員及び俸給額表によるものとし、予算金額の範囲内であつても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行なつてはならない。

甲号	蔵入	蔵出	予算
大	蔵省	所管	
(款)	補助貨幣回収準備資金より受入	8,861,628,000	円
(項)	補助貨幣回収準備資金より受入	8,861,628,000	
(款)	事業収入	198,744,000	
(項)	事業収入	198,744,000	
(款)	雑収入	39,675,000	
(項)	雑収入	39,675,000	
(歳)	雑収入合計	9,100,047,000	
(項)	事業費支出	9,050,047,000	
(歳)	事業費支出合計	9,100,047,000	
(款)	事業収入	12,088,785,000	
(項)	事業収入	12,088,785,000	
(款)	雑収入	1,848,426,000	
(項)	雑収入	1,848,426,000	
(歳)	雑収入合計	13,937,211,000	
(項)	事業費支出	12,786,169,000	
(歳)	事業費支出合計	12,885,169,000	
(項)	貴金屬売却代金収入	928,000	
(歳)	貴金屬売却代金収入	928,000	
(項)	前年度剰余金受入	264,999,000	
(歳)	前年度剰余金受入	264,999,000	
(項)	雑収入	3,860,000	
(歳)	雑収入	3,860,000	
(項)	貴金屬買入費	267,484,000	
(歳)	貴金屬買入費	2,253,000	
(項)	他会計より受入	409,813,680,000	
(歳)	他会計より受入	409,813,680,000	
(項)	公債収入	49,470,116,000	
(歳)	公債収入	49,470,116,000	
(項)	運用収入	3,400,000,000	
(歳)	運用収入	3,400,000,000	
(項)	国債整理基金支出	462,683,736,000	
(歳)	国債整理基金支出	462,683,736,000	
(項)	預託金利息	237,380,622,000	
(歳)	預託金利息	169,000	
(項)	郵便貯金旧預金者等交付金支払(資金繰り)	20,000,000	
(歳)	郵便貯金旧預金者等交付金支払(資金繰り)	237,823,466,000	
(項)	国債整理基金	422,675,000	
(歳)	国債整理基金	237,380,622,000	
(項)	事業費	169,000	
(歳)	事業費	20,000,000	
(項)	貴金屬買入費	267,484,000	
(歳)	貴金屬買入費	2,253,000	

[illegible]

30

(外) (号) 号

歳入合計		歳入	歳出
(項) 賠償等特殊債務処理費	26,628,400,000		
(項) 諸支出金	25,628,000,000		
(項) 予備費	400,000		
(項) 歳出合計	1,000,000,000		
(項) 国有財産特殊整理資金	26,628,400,000		
(項) 官庁庁舎等元払収入	163,172,000		
(項) 官庁庁舎等元払収入	163,172,000		
(項) 前年度剰余金受入	504,355,000		
(項) 前年度剰余金受入	504,355,000		
(項) 雑収入	27,698,000		
(項) 雑収入	27,698,000		
(項) 歳入合計	695,225,000		
(項) 大蔵省及び自治省所管			
(項) 交付税及び配付金			
(項) 他会計より受入	621,408,956,000		
(項) 一般会計より受入	621,408,956,000		
(項) 租税	45,237,000,000		
(項) 地方特別税	42,315,000,000		
(項) 特別税	2,922,000,000		
(項) 前年度剰余金受入	667,000,000		
(項) 前年度剰余金受入	667,000,000		
(項) 雑収入	81,100,000		
(項) 雑収入	81,100,000		
(項) 歳入合計	667,394,056,000		
(項) 地方交付税交付金	621,412,981,000		
(項) 地方譲与税交付金	45,237,000,000		
(項) 諸支出金	100,000		
(項) 予備費	34,500,000		
(項) 歳出合計	666,684,581,000		
(項) 文部省所管			
(項) 国立学校入			
(項) 他会計より受入	114,514,356,000		
(項) 一般会計より受入	114,514,356,000		

(項) 借入金	1,000,000,000
(項) 借入金	1,000,000,000
(項) 附属病院等収入	17,409,240,000
(項) 附属病院等収入	17,409,240,000
(項) 授業料及入学検定料	3,195,604,000
(項) 授業料及入学検定料	3,195,604,000
(項) 学校財産処分収入	1,500,000,000
(項) 学校財産処分収入	1,500,000,000
(項) 雑収入	1,840,173,000
(項) 雑収入	1,840,173,000
(項) 歳入合計	139,459,376,000
(項) 国立学校病院	80,107,953,000
(項) 国立学校病院	80,107,953,000
(項) 大学附属研究所	21,539,197,000
(項) 大学附属研究所	21,539,197,000
(項) 施設整備費	10,367,795,000
(項) 施設整備費	10,367,795,000
(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	27,311,931,000
(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	27,311,931,000
(項) 予備費	82,500,000
(項) 予備費	82,500,000
(項) 歳出合計	139,459,376,000
(項) 厚生省所管	
(項) 厚生省所管	
(項) 健康勘定	
(項) 健康勘定	
(項) 保険収入	205,564,392,000
(項) 保険収入	205,564,392,000
(項) 一般会計より受入	205,064,392,000
(項) 一般会計より受入	205,064,392,000
(項) 積立金より受入	500,000,000
(項) 積立金より受入	500,000,000
(項) 雑収入	7,000,000,000
(項) 雑収入	7,000,000,000
(項) 歳入合計	801,551,000
(項) 歳入合計	801,551,000
(項) 保険給付費	213,365,943,000
(項) 保険給付費	213,365,943,000
(項) 業務費等業務勘定へ繰入	205,063,361,000
(項) 業務費等業務勘定へ繰入	205,063,361,000
(項) 諸支出金	2,937,485,000
(項) 諸支出金	2,937,485,000
(項) 予備費	71,845,000
(項) 予備費	71,845,000
(項) 歳出合計	5,238,252,000
(項) 歳出合計	5,238,252,000
(項) 日雇健康勘定	213,365,943,000
(項) 日雇健康勘定	213,365,943,000

(款) 保険収入	入	11,030,882,000	(項) 他会計より受入	入	4,633,187,000
(項) 一般会計より受入	入	4,956,677,000	(項) 一般会計より受入	入	5,044,653,000
(款) 積立金より受入	入	6,074,175,000	(項) 積立金より受入	入	345,216,000
(項) 借入金より受入	入	43,236,000	(項) 雑収入	入	998,259,000
(款) 雑収入	入	10,392,701,000	(項) 雑収入	入	998,259,000
(項) 雑収入	入	34,153,000	(項) 雑収入	入	11,021,215,000
(項) 雑収入	入	21,500,942,000	(項) 雑収入	入	6,278,765,000
(項) 雑収入	入	18,802,881,000	(項) 雑収入	入	366,204,000
(項) 雑収入	入	16,308,000	(項) 雑収入	入	61,298,000
(項) 雑収入	入	2,317,696,000	(項) 雑収入	入	395,521,000
(項) 雑収入	入	176,028,000	(項) 雑収入	入	3,879,427,000
(項) 雑収入	入	188,029,000	(項) 雑収入	入	40,000,000
(項) 雑収入	入	21,500,942,000	(項) 雑収入	入	11,021,215,000
(項) 雑収入	入	243,921,387,000	(項) 雑収入	入	16,250,028,000
(項) 雑収入	入	178,963,381,000	(項) 雑収入	入	13,848,194,000
(項) 雑収入	入	2,886,855,000	(項) 雑収入	入	806,185,000
(項) 雑収入	入	1,000,000	(項) 雑収入	入	1,000,000
(項) 雑収入	入	62,070,151,000	(項) 雑収入	入	1,594,649,000
(項) 雑収入	入	13,734,000	(項) 雑収入	入	67,091,000
(項) 雑収入	入	243,935,121,000	(項) 雑収入	入	16,317,119,000
(項) 雑収入	入	18,624,870,000	(項) 雑収入	入	11,287,735,000
(項) 雑収入	入	1,619,394,000	(項) 雑収入	入	287,346,000
(項) 雑収入	入	63,814,000	(項) 雑収入	入	2,566,000
(項) 雑収入	入	1,862,487,000	(項) 雑収入	入	587,190,000
(項) 雑収入	入	22,170,565,000	(項) 雑収入	入	571,464,000
(項) 雑収入	入	4,633,187,000	(項) 雑収入	入	12,736,301,000
(項) 雑収入	入		(項) 雑収入	入	19,663,948,000
(項) 雑収入	入		(項) 雑収入	入	19,663,948,000
(項) 雑収入	入		(項) 雑収入	入	3,212,114,000

(項) 他会計より受入	入	4,633,187,000	(項) 他会計より受入	入	19,663,948,000
(項) 一般会計より受入	入	5,044,653,000	(項) 一般会計より受入	入	19,663,948,000
(款) 積立金より受入	入	345,216,000	(項) 雑収入	入	3,212,114,000
(項) 雑収入	入	998,259,000	(項) 雑収入	入	
(款) 雑収入	入	998,259,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	11,021,215,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	6,278,765,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	366,204,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	61,298,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	395,521,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	3,879,427,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	40,000,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	11,021,215,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	16,250,028,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	13,848,194,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	806,185,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	1,000,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	1,594,649,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	67,091,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	16,317,119,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	11,287,735,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	287,346,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	2,566,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	587,190,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	571,464,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	12,736,301,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	19,663,948,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	19,663,948,000	(項) 雑収入	入	
(項) 雑収入	入	3,212,114,000	(項) 雑収入	入	

国民年金勘定		国民年金	
歳入	歳出	歳入	歳出
(項) 一般会計より受入金	3,212,114,000	(項) 雑収入	300,000
(項) 借入金	2,000,000,000	(項) 雑収入	48,019,576,000
(項) 積立金より受入金	200,000,000	(項) 国民年金給付費	1,564,987,000
(項) 雑収入	1,101,915,000	(項) 諸支出金	144,000,000
(項) 雑収入	1,101,915,000	(項) 福祉施設費業務勘定へ繰入	103,896,000
(項) 雑収入	26,177,977,000	(項) 雑収入	156,000,000
(項) 雑収入	26,177,977,000	(項) 雑収入	1,968,888,000
(項) 病院経営費	20,968,890,000	(項) 雑収入	41,582,484,000
(項) 看護設備費	282,183,000	(項) 一般会計より受入金	41,582,484,000
(項) 施設整備費	4,746,804,000	(項) 一般会計より受入金	295,139,000
(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	130,000,000	(項) 雑収入	295,139,000
(項) 雑収入	50,000,000	(項) 雑収入	121,685,000
(項) 雑収入	26,177,977,000	(項) 前年度剰余金受入金	121,685,000
(項) 雑収入	402,270,000	(項) 前年度剰余金受入金	41,999,308,000
(項) 雑収入	402,270,000	(項) 福祉年金給付費	41,582,484,000
(項) 雑収入	1,011,000	(項) 雑収入	1,000,000
(項) 雑収入	84,802,000	(項) 雑収入	41,582,400
(項) 前年度剰余金受入金	84,802,000	(項) 雑収入	41,999,308,000
(項) 前年度剰余金受入金	488,083,000	(項) 雑収入	6,678,162,000
(項) 雑収入	412,800,000	(項) 一般会計より受入金	6,678,162,000
(項) 雑収入	7,141,000	(項) 一般会計より受入金	22,593,613,000
(項) 雑収入	1,654,000	(項) 雑収入	22,593,613,000
(項) 雑収入	66,488,000	(項) 雑収入	103,896,000
(項) 雑収入	488,083,000	(項) 雑収入	77,821,000
(項) 雑収入	48,019,276,000	(項) 雑収入	334,092,000
(項) 雑収入	25,147,445,000	(項) 雑収入	30,787,584,000
(項) 雑収入	14,457,723,000	(項) 雑収入	6,977,975,000
(項) 雑収入	8,414,108,000	(項) 雑収入	40,603,000
(項) 雑収入	300,000	(項) 雑収入	

公務員宿舍施設費			31,497,000	輸入食糧管理勘定			歳入
印刷収入国民年金勘定へ繰入			22,470,108,000	(款) 食糧管理収入			104,880,513,000
諸福祉施設費			1,081,000	(項) 輸入食糧売払収入			104,880,513,000
農林省所管			103,896,000	(款) 他会計より受入			1,640,000,000
歳出			1,162,424,000	(項) 一般会計より受入			1,640,000,000
計			30,787,584,000	(項) 勘定より受入			21,216,550,000
農林省所管			30,787,584,000	(項) 調整勘定より受入			21,216,550,000
国内米管理勘定				(款) 雑収入			995,935,000
歳入			563,576,447,000	(項) 雑収入			995,935,000
(款) 食糧管理収入			563,576,447,000	(項) 雑収入			128,732,693,000
(項) 国内米より受入			431,714,597,000	(項) 輸入食糧管理収入			84,227,772,000
(項) 調整勘定より受入			431,714,597,000	輸入食糧管理収入			3,192,399,000
(項) 雑収入			193,141,000	返還金等他勘定へ繰入			23,212,327,000
(項) 雑収入			193,141,000	予備			18,000,000,000
歳入			995,484,185,000	歳出			128,732,693,000
国内米管理勘定				農産物等安定勘定			
(項) 国内米管理収入			617,194,000,000	(款) 農産物等売払収入			1,834,582,000
(項) 国内米管理収入			30,137,914,000	(項) 農産物等売払収入			1,834,582,000
返還金等他勘定へ繰入			298,152,271,000	(款) 他会計より受入			1,840,697,000
予備			50,000,000,000	(項) 調整勘定より受入			1,840,697,000
歳出			995,484,185,000	(項) 雑収入			230,000
国内米管理勘定				(項) 雑収入			230,000
歳入			29,760,260,000	(項) 雑収入			3,725,509,000
(款) 食糧管理収入			29,760,260,000	(項) 雑収入			841,592,000
(項) 国内米より受入			44,205,910,000	(項) 農産物等管理収入			101,692,000
(項) 調整勘定より受入			44,205,910,000	返還金等他勘定へ繰入			2,282,225,000
(項) 雑収入			31,227,000	予備			500,000,000
(項) 雑収入			31,227,000	歳出			3,725,509,000
歳入			73,997,397,000	砂糖類勘定			
国内米管理勘定				(款) 砂糖類売払収入			1,000,000
(項) 国内米管理収入			56,493,499,000	(項) 砂糖類売払収入			1,000,000
(項) 国内米管理収入			3,109,571,000	(項) 他会計より受入			10,000,200,000
返還金等他勘定へ繰入			8,394,327,000	(項) 調整勘定より受入			10,000,200,000
予備			6,000,000,000	(項) 雑収入			100,000
歳出			73,997,397,000	(項) 雑収入			100,000

34

恒 報 (号 外)

歳 入			歳 出		
(項)	雑 入	合 計	(項)	雑 出	合 計
(項)	砂 糖 類 買 入 費	100,000	(項)	他 会 計 より 受 入	99,000,000,000
(項)	砂 糖 類 買 入 費	100,000	(項)	一 般 会 計 より 受 入	99,000,000,000
(項)	返還金等他勘定へ繰入	200,000	(項)	他 勘 定 より 受 入	323,464,007,000
(項)	予 備 費	10,000,000,000	(項)	他 勘 定 より 受 入	323,464,007,000
(項)	歳 入 合 計	10,001,300,000	(項)	食糧証券及借入金収入	429,155,340,000
(項)	輸入飼料勘定		(項)	食糧証券及借入金収入	429,155,340,000
(項)	輸入飼料完払代	39,967,882,000	(項)	歳 入 合 計	851,619,347,000
(項)	輸入飼料完払代	39,967,882,000	(項)	国債整理基金特別会計へ繰入	323,464,007,000
(項)	一般会計より受入	3,600,000,000	(項)	食糧買入費等財源他勘定へ繰入	528,155,340,000
(項)	一般会計より受入	3,600,000,000	(項)	歳 出 合 計	851,619,347,000
(項)	他勘定より受入	13,302,965,000	(項)	再保険金支払基金勘定	
(項)	他勘定より受入	13,302,965,000	(項)	農業共済再保険	
(項)	雑 入 合 計	12,118,000	(項)	再保険金支払基金勘定	
(項)	雑 入 合 計	12,118,000	(項)	農業共済再保険金収入	1,300,000,000
(項)	輸入飼料管理費	43,085,888,000	(項)	農業共済再保険金収入	1,300,000,000
(項)	輸入飼料管理費	43,085,888,000	(項)	前年度繰越資金受入	40,250,000
(項)	返還金等他勘定へ繰入	6,952,521,000	(項)	雑 入 合 計	40,250,000
(項)	予 備 費	6,000,000,000	(項)	歳 入 合 計	1,340,250,000
(項)	歳 入 合 計	56,882,965,000	(項)	再保険金支払財源他勘定へ繰入	
(項)	歳 入 合 計	56,882,965,000	(項)	再保険金支払財源他勘定へ繰入	1,340,250,000
(項)	他勘定より受入	27,132,371,000	(項)	農業勘定	
(項)	他勘定より受入	27,132,371,000	(項)	農業再保険収入	9,946,210,000
(項)	検査印紙収入	521,717,000	(項)	農業再保険収入	10,000
(項)	検査印紙収入	521,717,000	(項)	一般会計より受入	8,955,449,000
(項)	雑 入 合 計	85,502,000	(項)	前年度繰越資金受入	990,751,000
(項)	雑 入 合 計	85,502,000	(項)	支 払 基 金 受 入	1,035,000,000
(項)	歳 入 合 計	27,739,590,000	(項)	再保険金支払基金勘定より受入	1,035,000,000
(項)	歳 入 合 計	27,739,590,000	(項)	再保険金支払基金勘定より受入	1,035,000,000
(項)	事務費	21,705,051,000	(項)	雑 入 合 計	17,349,000
(項)	サイロ及倉庫運営費	206,953,000	(項)	雑 入 合 計	17,349,000
(項)	返還金調整勘定へ繰入	5,627,586,000	(項)	歳 入 合 計	10,998,559,000
(項)	予 備 費	200,000,000	(項)	歳 入 合 計	10,998,559,000

(項) 農業再保險費			出	入
農業共済組合連合会等補助交付金			5,683,456,000	
歳出 備 費 計			3,269,460,000	
歳入 備 費 計				2,045,643,000
歳入 備 費 計				10,998,559,000
(款) 家畜再保険収入				3,301,711,000
(項) 家畜再保険収入				1,178,171,000
一般會計より受入				1,038,831,000
前年度繰越資金受入				1,084,709,000
(款) 支払再保険金支払基金勘定より受入				305,250,000
(項) 支払再保険金支払基金勘定より受入				305,250,000
(款) 雑収入				2,010,000
(項) 雑収入				2,010,000
歳入 備 費 計				3,608,971,000
(項) 家畜加入推進奨励費				1,837,521,000
家畜加入推進奨励費				237,839,000
歳入 備 費 計				1,538,611,000
歳入 備 費 計				3,608,971,000
(款) 一般会計より受入				163,178,000
(項) 一般会計より受入				163,178,000
歳入 備 費 計				72,000
(項) 雑収入				163,250,000
歳入 備 費 計				163,250,000
(項) 農業共済再保険業務費				162,250,000
農業共済再保険業務費				1,000,000
歳入 備 費 計				163,250,000
(款) 森林保険収入				959,551,000
(項) 森林保険収入				298,274,000
前年度繰越資金受入				661,277,000

(款) 雑収入			入	出
(項) 雑収入				121,021,000
歳入 備 費 計				121,021,000
(項) 森林林保業務費				1,080,572,000
森林林保業務費				175,183,000
歳入 備 費 計				122,932,000
歳入 備 費 計				782,457,000
歳入 備 費 計				1,080,572,000
普通保険勘定			入	
(款) 漁船再保険収入				3,963,615,000
(項) 漁船再保険収入				2,072,159,000
一般會計より受入				673,715,000
前年度繰越資金受入				1,217,741,000
(款) 雑収入				180,100,000
(項) 雑収入				180,100,000
歳入 備 費 計				4,143,715,000
(項) 漁船再保険収入				2,586,797,000
漁船再保険収入				19,835,000
歳入 備 費 計				9,000,000
歳入 備 費 計				1,523,083,000
歳入 備 費 計				4,143,715,000
特殊保険勘定			入	
(款) 漁船特殊再保険収入				209,188,000
(項) 漁船特殊再保険収入				187,173,000
前年度繰越資金受入				22,015,000
(款) 雑収入				15,000,000
(項) 雑収入				15,000,000
歳入 備 費 計				150,000,000
歳入 備 費 計				374,188,000
(項) 漁船特殊再保険費				185,909,000
漁船特殊再保険費				4,875,000
歳入 備 費 計				183,404,000

歳出 合計		歳入	
給与保険勘定	374,188,000		
(項) 給与再保険収入	83,796,000		
(項) 給与再保険料	30,512,000		
(項) 前年度繰越資金受入	3,284,000		
(款) 雑収入	1,755,000		
(項) 雑収入	1,755,000		
(項) 借入金	100,000,000		
(項) 借入金	135,551,000		
(項) 給与再保険費	30,001,000		
(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	8,250,000		
(項) 雑収入	102,300,000		
(項) 雑収入	135,551,000		
業務勘定			
(項) 漁船再保険業務収入	56,916,000		
(項) 一般会計より受入	5,000		
(項) 雑収入	56,921,000		
(項) 雑収入	55,921,000		
(項) 漁船再保険業務費	1,000,000		
(項) 雑収入	56,921,000		
自作農創設特別措置			
(項) 自作農創設特別措置収入	1,358,424,000		
(項) 農地等充払収入	1,187,432,000		
(項) 農地等貸付収入	170,982,000		
(項) 雑収入	38,897,000		
(項) 前年度剰余金受入	100,000,000		
(項) 前年度剰余金受入	1,492,321,000		
自作農創設特別措置			
(項) 自作農創設特別措置収入	93,823,727,000		
(項) 林業業務充払収入	87,133,987,000		
(項) 林業業務充払収入	3,510,316,000		
(項) 他勘定より受入	8,179,424,000		
(項) 他勘定より受入	206,226,000		
(項) 特別積立金引当資金より受入	5,000,000,000		
(項) 特別積立金引当資金より受入	5,000,000,000		
国有林野事業勘定			
(項) 国有林野事業収入	181,726,000		
(項) 農地等買入金	482,913,000		
(項) 元他会計所屬農地充払収入等他会計へ繰入	224,477,000		
(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	28,313,000		
(項) 雑収入	917,429,000		
開拓者資金融通			
(項) 償還金収入	1,585,445,000		
(項) 借入金	1,585,445,000		
(項) 借入金	4,300,000,000		
(項) 他会計より受入	4,300,000,000		
(項) 一般会計より受入	741,328,000		
(項) 雑収入	3,000,000		
(項) 前年度剰余金受入	10,000,000		
(項) 前年度剰余金受入	6,639,773,000		
開拓者資金融通			
(項) 開拓者資金通事務費	201,337,000		
(項) 開拓者資金貸付金	3,854,749,000		
(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	2,573,687,000		
(項) 雑収入	10,000,000		
(項) 前年度剰余金受入	6,639,773,000		
国有林野事業			
(項) 国有林野事業収入	93,823,727,000		
(項) 林業業務充払収入	87,133,987,000		
(項) 林業業務充払収入	3,510,316,000		
(項) 他勘定より受入	8,179,424,000		
(項) 他勘定より受入	206,226,000		
(項) 特別積立金引当資金より受入	5,000,000,000		
(項) 特別積立金引当資金より受入	5,000,000,000		

官報 (号外)

[illegible]

自動半損害賠償責任再保険					
(款) 他 会 計 より 受 入	4,637,000		歳 入 合 計		1,369,456,000
(項) 再 保 料 収 入	4,637,000		(項) 保 障 費 入		351,564,000
(款) 雑 収 入	13,502,000		(項) 業務費業務勘定へ繰入		23,423,000
(項) 前 年 度 剩 余 金 受 入	166,493,000		予 備 費 計		994,469,000
(項) 前 年 度 剩 余 金 受 入	166,493,000		歳 出 合 計		1,369,456,000
歳 入	354,629,000		業 務 勘 定		
(項) 再 保 險 費 金 費 計	168,642,000		(款) 他 会 計 より 受 入		79,911,000
利 益 還 付 金 費	12,960,000		(項) 一 般 会 計 より 受 入		79,911,000
業 務 備 費	5,171,000		(款) 他 勘 定 より 受 入		23,423,000
予 備 費	167,856,000		(項) 保 障 勘 定 より 受 入		23,423,000
歳 出	354,629,000		(款) 雑 収 入		2,000
歳 入	25,267,598,000		(項) 前 年 度 剩 余 金 受 入		2,000
(項) 再 保 料 収 入	25,267,598,000		(項) 前 年 度 剩 余 金 受 入		3,507,000
(項) 雑 収 入	178,102,000		(項) 前 年 度 剩 余 金 受 入		106,843,000
(項) 前 年 度 剩 余 金 受 入	3,115,094,000		歳 入		82,720,000
(項) 前 年 度 剩 余 金 受 入	3,115,094,000		(項) 保 障 業 務 勘 定 へ 繰 入		23,423,000
歳 入	28,560,794,000		予 備 費 計		700,000
(項) 再 保 險 費 金 費 計	14,298,750,000		歳 入		106,843,000
保 險 勘 定 へ 繰 入	543,764,000		港 灣 整 備 勘 定		
予 備 費	13,728,280,000		(款) 他 会 計 より 受 入		31,591,787,000
歳 出	28,560,794,000		(項) 一 般 会 計 より 受 入		31,591,787,000
保 障 勘 定			(款) 他 勘 定 より 受 入		219,837,000
(項) 保 障 勘 定 へ 繰 入			(項) 特 定 港 灣 施 設 工 事 勘 定 へ 受 入		219,837,000
(項) 保 障 勘 定 へ 繰 入			港 灣 整 備 工 事 費 担 金		8,792,740,000
(項) 保 障 勘 定 へ 繰 入			歳 入		8,792,740,000
(項) 保 障 勘 定 へ 繰 入			(項) 港 灣 管 理 者 工 事 費 担 金		8,792,740,000
(項) 保 障 勘 定 へ 繰 入			歳 入		83,327,000
(項) 保 障 勘 定 へ 繰 入			(項) 地 方 債 証 券 償 還 収 入		83,327,000
(項) 保 障 勘 定 へ 繰 入			(項) 地 方 債 証 券 償 還 収 入		1,400,000,000
(項) 保 障 勘 定 へ 繰 入			(項) 受 託 工 事 新 付 金 収 入		1,400,000,000
(項) 保 障 勘 定 へ 繰 入			(項) 受 託 工 事 新 付 金 収 入		639,808,000
(項) 保 障 勘 定 へ 繰 入			(項) 前 年 度 剩 余 金 受 入		639,808,000

[illegible]

歳 出 合 計				歳 入			
郵便貯金				郵便貯金			
(歳)	事業収入	121,701,393,000		(歳)	掛金収入	1,869,757,000	
(項)	利息収入	121,147,000,000		(項)	運用収入	1,869,757,000	
(歳)	他会計より受入	554,393,000		(項)	雑収入	1,168,726,000	
(項)	資金運用部特別会計より受入	169,000		(歳)	雑収入	1,831,000	
(歳)	前年度剰余金受入	5,837,809,000		(項)	雑収入	3,040,314,000	
(項)	前年度剰余金受入	5,837,809,000		(歳)	雑収入	1,707,348,000	
(歳)	前年度剰余金受入	127,539,371,000		(項)	雑収入	300,000,000	
(項)	前年度剰余金受入	127,539,371,000		(歳)	雑収入	19,409,000	
(歳)	前年度剰余金受入	82,061,168,000		(項)	雑収入	19,206,000	
(項)	前年度剰余金受入	82,061,168,000		(歳)	雑収入	55,000	
(歳)	前年度剰余金受入	34,525,418,000		(項)	雑収入	10,000,000	
(項)	前年度剰余金受入	34,525,418,000		(歳)	雑収入	2,056,018,000	
(歳)	前年度剰余金受入	169,000		(項)	雑収入		
(項)	前年度剰余金受入	169,000		(歳)	雑収入		
(歳)	前年度剰余金受入	2,500,000,000		(項)	雑収入		
(項)	前年度剰余金受入	2,500,000,000		(歳)	雑収入		
(歳)	前年度剰余金受入	119,086,755,000		(項)	雑収入		
(項)	前年度剰余金受入	119,086,755,000		(歳)	雑収入		
簡易生命保険及郵便年金				労働者災害補償保険			
(歳)	保険料収入	202,526,509,000		(歳)	保険料収入	91,619,630,000	
(項)	保険料収入	202,526,509,000		(項)	保険料収入	59,005,000,000	
(歳)	運用収入	68,022,571,000		(項)	保険料収入	1,130,208,000	
(項)	運用収入	68,022,571,000		(歳)	保険料収入	2,279,747,000	
(歳)	雑収入	39,975,000		(項)	保険料収入	29,204,675,000	
(項)	雑収入	39,975,000		(歳)	雑収入	1,741,381,000	
(歳)	雑収入	270,589,055,000		(項)	雑収入	1,741,381,000	
(項)	雑収入	270,589,055,000		(歳)	雑収入	98,361,011,000	
(歳)	雑収入	195,451,035,000		(項)	雑収入	46,331,000,000	
(項)	雑収入	195,451,035,000		(歳)	雑収入	1,440,000,000	
(歳)	雑収入	43,197,256,000		(項)	雑収入	3,752,299,000	
(項)	雑収入	43,197,256,000		(歳)	雑収入	415,514,000	
(歳)	雑収入	756,958,000		(項)	雑収入	99,118,000	
(項)	雑収入	756,958,000		(歳)	雑収入	889,870,000	
(歳)	雑収入	749,035,000		(項)	雑収入	2,550,095,000	
(項)	雑収入	749,035,000		(歳)	雑収入	37,383,115,000	
(歳)	雑収入	500,000,000		(項)	雑収入		
(項)	雑収入	500,000,000		(歳)	雑収入		
(歳)	雑収入	240,654,284,000		(項)	雑収入		
(項)	雑収入	240,654,284,000		(歳)	雑収入		

歳 出 合 計		失 業 保 險	83,361,011,000
(款) 保 險 収 入		入	112,050,000,000
(項) 保 險 料 収 入	入	87,259,000,000	
(項) 印 紙 収 入	入	1,318,000,000	
(項) 一般會計より受入	入	23,473,000,000	
(款) 運 用 収 入	入	7,682,604,000	
(項) 運 用 収 入	入	7,682,604,000	
(款) 雑 収 入	入	965,950,000	
(項) 雑 収 入	入	965,950,000	
(項) 雑 収 入 合 計	入	120,698,554,000	
(項) 保 險 給 付 費 出		出	92,357,000,000
(項) 保 險 給 取 費 出	出	5,369,390,000	
(項) 業 務 給 取 費 出	出	374,095,000	
(項) 庁 舎 等 新 設 費 出	出	84,211,000	
(項) 公 務 員 宿 舎 設 費 出	出	2,914,917,000	
(項) 保 險 施 設 費 出	出	12,166,842,000	
(項) 雇用促進事業団出資金	出	7,482,099,000	
(項) 予 備 費 出	出	120,698,554,000	
(項) 道 路 整 備 入		入	273,831,000,000
(項) 他 会 計 より 受 入	入	273,831,000,000	
(項) 一 般 会 計 より 受 入	入	23,052,000,000	
(項) 地方公共団体工事費負担金収入	入	23,052,000,000	
(項) 地方公共団体工事費負担金収入	入	23,052,000,000	
(項) 地方債証券償還収入	入	1,778,000,000	
(項) 地方債証券償還収入	入	1,778,000,000	
(項) 附帯工事費負担金収入	入	3,000,000,000	
(項) 附帯工事費負担金収入	入	3,000,000,000	

(款) 受託工事納付金収入	200,000,000
(項) 受託工事納付金収入	200,000,000
(項) 前年度剰余金受入	1,021,000,000
(項) 前年度剰余金受入	1,021,000,000
(項) 雑 収 入	518,000,000
(項) 雑 収 入	518,000,000
(項) 予 備 収 入	974,605,000
(項) 予 備 収 入	974,605,000
(項) 予 備 収 入 合 計	304,374,605,000
(項) 道 路 事 業 費 出	166,122,759,000
(項) 北 海 道 道 路 事 業 費 出	32,260,000,000
(項) 街 道 街 路 事 業 費 出	31,479,600,000
(項) 北 海 道 街 路 事 業 費 出	1,522,000,000
(項) 首都圏道路整備事業費	38,367,750,000
(項) 建設機械整備備費	2,099,000,000
(項) 北海道建設機械整備備費	1,025,000,000
(項) 離 島 道 路 事 業 費 出	1,480,000,000
(項) 道路災害関連事業費	223,000,000
(項) 道路災害関連事業費	1,635,000,000
(項) 特別失業対策事業費	10,800,000,000
(項) 日本道路公団出資金	1,700,000,000
(項) 首都圏道路公団出資金	600,000,000
(項) 阪神高速道路公団出資金	7,663,838,000
(項) 道路事業工事事務費	59,181,000
(項) 事 務 費	2,910,000,000
(項) 附 帯 工 事 費	196,000,000
(項) 受 託 工 事 費	1,731,477,000
(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	1,500,000,000
(項) 予 備 費	304,374,605,000
(項) 出 合 計	
(項) 治 水 勘 定	

歳 入		歳 出	
(款) 他会計より受入	65,371,507,000	建設機械整備費	200,000,000
(項) 一般会計より受入	65,371,507,000	北海道建設機械整備費	109,000,000
(款) 他勘定より受入	1,148,448,000	離島治水事業費	345,000,000
(項) 特定多目的ダム建設工事勘定より受入	1,148,448,000	特別失業対策事業費	810,000,000
(款) 地方公共団体工事費負担金収入	12,965,595,000	治水事業工事事務費	9,427,877,000
(項) 地方公共団体工事費負担金収入	12,965,595,000	事 務	103,003,000
(項) 電気事業者等工事費負担金収入	69,000,000	附 帯 工 事 費	370,000,000
(款) 電気事業者等工事費負担金収入	69,000,000	受 託 工 事 費	2,342,500,000
(項) 電気事業者等工事費負担金収入	69,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	4,534,000
(款) 地方債証券償還収入	4,639,000	歳 出 合 計	83,861,742,000
(項) 地方債証券償還収入	4,639,000		
(款) 附帯工事費負担金収入	400,000,000	(款) 他会計より受入	11,287,529,000
(項) 附帯工事費負担金収入	400,000,000	(項) 一般会計より受入	11,287,529,000
(款) 受託工事納付金収入	2,500,000,000	(款) 地方公共団体工事費負担金収入	3,142,728,000
(項) 受託工事納付金収入	2,500,000,000	(項) 地方公共団体工事費負担金収入	3,142,728,000
(款) 前年度剰余金受入	399,895,000	(款) 電気事業者等工事費負担金収入	1,890,067,000
(項) 前年度剰余金受入	399,895,000	(項) 電気事業者等工事費負担金収入	1,890,067,000
(款) 雑収入	188,568,000	(款) 地方債証券償還収入	484,609,000
(項) 雑収入	188,568,000	(項) 地方債証券償還収入	484,609,000
(款) 予備収入	814,090,000	(款) 受託工事納付金収入	650,000,000
(項) 予備収入	814,090,000	(項) 受託工事納付金収入	650,000,000
(項) 河川事業費	38,801,000,000	(款) 前年度剰余金受入	11,268,000
(項) 北海道河川事業費	6,935,000,000	(項) 前年度剰余金受入	11,268,000
(項) 河川総合開発事業費	3,753,828,000	(款) 雑収入	13,000,000
(項) 北海道河川総合開発事業費	38,000,000	(項) 雑収入	13,000,000
(項) 水資源開発公団交付金	8,545,000,000	(款) 予備収入	472,222,000
(項) 砂防事業費	15,460,000,000	(項) 予備収入	472,222,000
(項) 北海道砂防事業費	617,000,000	(項) 予備収入	17,951,423,000

歳 出		
(項) 多目的ダム建設事業費	13,245,030,000	健康保険施設費(関連経費を含む。)
北海道多目的ダム建設事業費	1,971,934,000	厚生年金病院施設費(関連経費を含む。)
受託工事費	617,250,000	厚生年金会館施設費(関連経費を含む。)
国債整理基金特別会計へ繰入	468,761,000	老人ホーム施設費(関連経費を含む。)
工事事務費等治水勘定へ繰入	1,148,448,000	体育施設費(関連経費を含む。)
予備費	500,000,000	給員保険
歳出合計	17,951,423,000	(項) 福祉施設費のうち
丙号歳越明許費		福祉施設費(関連経費を含む。)
大蔵省所管		国立病院
		費(関連経費を含む。)
(項) 事業費のうち	造幣局	(項) 施設整備費のうち
施設整備備費		施設費
公務員宿舍新営費		費(関連経費を含む。)
機械購入費	印刷局	国立病院特別施設費(関連経費を含む。)
(項) 事業費のうち		国民年金
機械製作研究委託費		福祉年金勘定
施設整備備費		(項) 福祉年金給付費
公務員宿舍新営費		業務勘定
機械購入費		(項) 庁舎新営費
		農林省所管
(項) 事業費のうち		食糧管理
機械製作研究委託費		国内米管理勘定
施設整備備費		(項) 国内米買入費
公務員宿舍新営費		輸入食糧管理勘定
機械購入費		(項) 輸入食糧買入費
		輸入飼料勘定
(項) 事業費のうち		(項) 輸入飼料買入費
機械製作研究委託費		国有林野事業
施設整備備費		治山勘定
公務員宿舍新営費		(項) 治山事業費
機械購入費		北海道治山事業費
		離島治山事業費
(項) 事業費のうち		治山事業工事事務費のうち
機械製作研究委託費		日額旅費
施設整備備費		工事雑費
公務員宿舍新営費		
機械購入費		

特定土地改良工事

(項) 土地改良事業費

土地改良事業工事事務費のうち

超過勤務手当

日額旅費

工事雑費

運輸省所管

港 湾 整 備

(項) 港 湾 整 備 勘 定 費

北海道港湾事業費

離島港湾事業費

伊勢湾高潮対策事業費

港湾事業事務費のうち

超過勤務手当

日額旅費

工事雑費

受託工事費

特定港湾施設工事勘定

(項) 石油港湾施設工事費

鉄鋼港湾施設工事費

石炭港湾施設工事費

受託工事費

自動車検査登録

(項) 施設整備費のうち

施設整備費(関連経費を含む。)

郵政省所管

郵 政 事 業

(項) 局舎其他建設費

労働省所管

労働者災害補償保険

(項) 庁舎等新営費

公務員宿舍施設費

失業保険

(項) 庁舎等新営費

公務員宿舍施設費

建設省所管

道 路 整 備

(項) 道 路 事 業 費

北海道道路事業費

街 路 事 業 費

北海道街路事業費

首都圏道路整備事業費

離島道路事業費

道路災害関連事業費

道路事業工事事務費のうち

超過勤務手当

日額旅費

工事雑費

(項) 治 水 勘 定 費

河 川 事 業 費

北海道河川事業費

河川総合開発事業費

北海道河川総合開発事業費

水資源開発公団交付金

砂 防 事 業 費

北海道砂防事業費

離島治水事業費

治水事業工事事務費のうち

超過勤務手当

日額旅費

工事雑費

(項) 特定多目的ダム建設工事勘定

多目的ダム建設事業費

北海道多目的ダム建設事業費

丁号 国庫債務負担行為		農 林 省 所 管	
大 蔵 省 所 管	造 幣 局	食 糧 管 理	
(事項) 機 械 購 入	貨幣製造用機械の購入のため、70,000,000円を限り、昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。	輸入食糧管理勘定	
(事項) 施 設 整 備	印刷工場及び製紙工場の施設を整備するため、1,425,176,000円を限り、昭和39年度及び昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。	(事項) 輸入食糧の買入れ	外国から食糧を買い入れるため、26,000,000,000円を限り、昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。
(事項) 機 械 購 入	印刷用機械の購入のため、477,504,000円を限り、昭和39年度及び昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。	輸入飼料勘定	(事項) 輸入飼料の買入れ
文 部 省 所 管	国 立 学 校	国有林野事業勘定	外国から飼料を買い入れるため、10,000,000,000円を限り、昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。
(事項) 電 子 計 算 機 借 入 れ	東京大学において学術研究用の電子計算機を借り入れるため、518,347,000円を限り、昭和40年度及び昭和41年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。	(事項) 土地及び建物借入れ	国有林野事業に必要な土地及び建物を借り入れるため、借料年額4,587,000円を限り、昭和39年度以降一定の年限にわたり国庫の負担となる借入契約を昭和39年度において結ぶことができる。
(事項) 病 院 施 設 整 備	管轄工事等施設整備のため、3,500,000,000円を限り、昭和39年度及び昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。	低質林等における地ごしらえ事業	(事項) 低質林等における地ごしらえ事業
(事項) 鳥取大学施設取得	鳥取大学所属の本部、学芸学部、農学部に係る土地、建物及び工作物等を処分し、これに代わる同大学移転のため必要な施設を取得するため、当該処分に係る収入金額に相当する金額の範囲内において、かつ、723,000,000円を限り、昭和41年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。	低質林等の立木処分とその跡地の地ごしらえ事業とを一体として実施するため、71,149,000円を限り、昭和39年度及び昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。	運輸省所管
厚 生 省 所 管	国 立 病 院	港 湾 整 備	港 湾 整 備 勘 定
(事項) 国立病院特別整備	国立病院における施設の特別整備のため、1,250,000,000円を限り、昭和39年度及び昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。	(事項) 作業船整備	港湾整備事業に必要な大型自航バケツト浚渫船を整備するため、370,000,000円を限り、昭和39年度及び昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。
		郵 政 事 業	(事項) 事業用品の購入及び調製等
			郵政事業に必要な事業用品の購入及び調製等のため、800,000,000円を限り、昭和39年度及び昭和40年度において国庫の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。
			(事項) 局舎その他諸施設工事

局舎その他諸施設工事を実施するため、8,666,082,000 円を限り、昭和 39 年度、昭和 40 年度及び昭和 41 年度において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

(事項) 土地及び建物借入れ

郵政事業に必要な土地及び建物を借り入れるため、借料年額 100,000,000 円の限度で、昭和 39 年度以降一定の年限にわたり国庫の負担となる借入契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

建設省 所 管

道 路 整 備

(事項) 直轄道路改築事業

1 級国道 1 号名四国道改築工事は 36 箇所の改築工事を実施するため、19,000,000,000 円を限り、昭和 39 年度、昭和 40 年度及び昭和 41 年度において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

治 水

治 水 勘 定

(事項) 直轄河川改修事業

利根川ほか 9 河川改修工事はこれに附帯する工事を実施するため、1,580,000,000 円を限り、昭和 39 年度、昭和 40 年度及び昭和 41 年度において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

(事項) 直轄砂防事業

最上川の砂防堰堤工事を実施するため、300,000,000 円を限り、昭和 39 年度以降 4 箇年度内において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

特定多目的ダム建設工事勘定

(事項) 多目的ダム建設事業

北上川四十四田ダム建設工事

北上川四十四田ダムの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、450,000,000 円を限り、昭和 39 年度以降 4 箇年度内において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

天竜川小決ダム建設工事

天竜川小決ダムの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、3,016,000,000 円を限り、昭和 39 年度以降 5 箇年度内において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

日野川菅沢ダム建設工事

日野川菅沢ダムの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、72,000,000 円を限り、昭和 39

年度及び昭和 40 年度において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

(事項) 北海道多目的ダム建設事業

空知川金山ダム建設工事

空知川金山ダムの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、2,213,000,000 円を限り、昭和 39 年度、昭和 40 年度及び昭和 41 年度において国庫の負担となる契約を昭和 39 年度において結ぶことができる。

昭和三十九年度関係機関予算

中

昭和三十九年度関係機関予算

昭和三十九年度関係機関予算

内閣総理大臣 池田 勇人

昭和 39 年度政府関係機関予算

予 算 総 則

第 1 章 総 則

(収入支出予算の区分)
第 1 条 次に掲げる各政府関係機関の昭和 39 年度収入支出予算を「甲号収入支出予算」とおり定める。

- | | | | | | | | | | | | | |
|--------|------|----------|--------|--------|----------|----------|-----------|----------|------------|--------|--------|---------|
| 日本専売公社 | 日本国鉄 | 日本電信電話公社 | 国民金融公社 | 住宅金融公社 | 農林漁業金融公社 | 中小企業金融公社 | 北海道東北開発公社 | 公営企業金融公社 | 中小企業信用保険公社 | 医療金融公社 | 日本開発銀行 | 日本輸出入銀行 |
|--------|------|----------|--------|--------|----------|----------|-----------|----------|------------|--------|--------|---------|

第2章 日本専売公社

(債務負担行為)

第2条 日本専売公社が昭和39年度において、日本専売公社法(昭和23年法律第255号)第35条第1項の規定により債務を負担する行為をすることができ、事項については、「丁号債務負担行為」による。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第3条 日本専売公社が昭和39年度において、日本専売公社法第35条第2項の規定により災害復旧その他緊急の必要がある場合において債務を負担する行為をすることができ、限度額を100,000,000円と定める。

(短期借入金金の最高額)

第4条 日本専売公社が昭和39年度において、日本専売公社法第43条の14第1項の規定により借入れをすることができ、短期借入金金の最高額を130,000,000,000円と定める。

(支出予算の弾力事項)

第5条 日本専売公社において、事業量の増加等によりその収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、大蔵大臣の承認を経て、その増加する収入金の一部又は全部に相当する金額を事業のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

(流用等の制限)

第6条 日本専売公社は、次に掲げる経費の金額を相互に流用し、若しくはこれらの経費の金額に他の経費の金額を流用し、又はこれらの経費に予備費を使用するときは、日本専売公社法第43条の2規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する基本給、扶養手当及び暫定手当(以下「基準内給与」と総称する。)に要する経費
- (3) 職員に対して支給する石炭手当、寒冷地手当、薪炭手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当、休職者給与その他日本専売公社が大蔵大臣の承認を経て定める手当(以下本章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費
- (4) 補助金及び交付金に要する経費
- (5) 交際費に要する経費

2 前項に規定する場合のほか、日本専売公社は、施設費の金額を他の経費の金額に流用し、若しくは他の経費の金額を施設費の金額に流用し、又はこれに予備費を使用するときは、日本専売公社法第43条の2の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない。

(繰越しの制限)

第7条 日本専売公社は、次に掲げる経費の金額を繰り越して使用するときは、日本専売公社法第43条の3第1項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する給与に要する経費
- (3) 補助金及び交付金に要する経費

(給与総額等)

第8条 日本専売公社が昭和39年度において、日本専売公社法第43条の22第1項の規定によりその職員に対して支給する基準内給与の額を15,689,683,000円と、基準外給与の額を7,392,863,000円と、給与の総額を23,082,546,000円と定める。ただし、この予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合、第5条の規定により給与を支出する場合、又は給与に關する公共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を経て、経費の流用若しくは予備費の使用により、又は第5条の規定により、これらの額が変更されたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、大蔵大臣の承認を経て、それらの合計額が変更されない範囲内において変更されたときは、それぞれその変更された額とする。

(特別給与の支出)

第9条 前条の規定にかかわらず、日本専売公社は、職員の能力向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し又は経費を予定より節減したときは、大蔵大臣の承認を経て、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、昭和39年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

第3章 日本国有鉄道

(債務負担行為)

第10条 日本国有鉄道が昭和39年度において、日本国有鉄道法(昭和28年法律第256号)第39条の8第1項の規定により債務を負担する行為をすることができ、事項については、「丁号債務負担行為」による。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第11条 日本国有鉄道が昭和39年度において、日本国有鉄道法第39条の8第2項の規定により災害復旧その他緊急の必要がある場合において債務を負担する行為をすることができ、限度額を1,000,000,000円と定める。

(借入金等の限度額)

第12条 日本国有鉄道が昭和39年度において、日本国有鉄道法第42条の2第1項の規定により、政府から借り入れることができる長期借入金の限度額を47,000,000,000円とし、その発行することができる鉄道債券の限度額を、政府引受により発行するものについては額面28,000,000,000円、公募により発行するものについては額面68,000,000,000円、都市計画の実施に関連して施行する工事等の資金に充てるため発行するもの及び繰上引受により発行するものについては額面19,500,000,000円とし、また、日本国有鉄道法第42条の2第1項の規定により借入れをしていることができる短期借入金の最高額を50,000,000,000円と定める。

2 前項に規定する鉄道債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を補てんするため必要な金額を限り、同項に規定するそれぞれの限度額に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

3 前2項に規定するもののほか、日本国有鉄道が昭和39年度において発行することができる日本国有鉄道法第42条の2第1項ただし書に規定する鉄道債券の限度額を、日本国有鉄道が国際復興開発銀行から借り入れている長期借入金金の金額(昭和38年度までに発行した当該鉄道債券があるときは、その額面金額を控除した金額)に相当する金額と定める。

(支出予算の弾力条項等)

第13条 日本国有鉄道において、事業量の増加等により損益勘定の収入が同勘定の予算において予定した金額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を経て、その増加する収入金の一部又は全部に相当する金額を事業のため直接必要とする経費及び資本勘定への繰入れに必要な経費の支出に充てることができる。

2 日本国有鉄道において、資本勘定の収入が同勘定の予算において予定した金額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を経て、その増加額の一部又は全部に相当する金額を工事勘定の支出又は償還の償還に充てることができる。

3 日本国有鉄道において、国又は地方公共団体等から日本国有鉄道の財産の移設等の目的をもつて資金を受け入れるときは、運輸大臣の承認を経て、この資金を工事勘定の支出に充てることができる。

4 日本国有鉄道は、災害その他予見することができない理由により工事勘定の支出を同勘定の予算において予定した金額に比して増加する必要があるときは、運輸大臣の承認を経て、損益勘定の予備費を使用して工事勘定の支出に充てることができる。

(流用等の制限)

第14条 日本国有鉄道は、次に掲げる経費の金額を相互に流用し、若しくはこれらの経費の金額に他の経費の金額を流用し、又はこれらの経費に予備費を使用するときは、日本国有鉄道法第39条の14第2項の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない。

(1) 役員に対して支給する給与に要する経費

(2) 職員に対して支給する基準内給与に要する経費

(3) 職員に対して支給する石炭手当、寒冷地手当、薪炭手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当、休職者給与その他日本国有鉄道が運輸大臣の承認を経て定める手当(以下本章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費

(4) 交際費に要する経費

2 前項に規定する場合のほか、日本国有鉄道は、工事勘定の支出のうち総経費以外の経費の金額を他の経費の金額に流用するときは、日本国有鉄道法第39条の14第2項の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない。

(繰越しの制限)

第15条 日本国有鉄道は、次に掲げる経費の金額を繰り越して使用するときには、日本国有鉄道法第39条の15第1項ただし書の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない。

(1) 役員に対して支給する給与に要する経費

(2) 職員に対して支給する給与に要する経費

(給与総額等)

第16条 日本国有鉄道が昭和39年度において、日本国有鉄道法第44条第1項の規定によりその職員に対して支給する基準内給与の額を183,410,440,000円と、基準外給与の額を82,050,275,000円と、給与の総額を265,468,715,000円と定める。ただし、この予算の基礎となつた給与率を実施するため必要を生じた場合、第13条の規定により給与を支出する場合、又は給与に關する公共企業体等労働委員会等の裁定を企業経営に及びず影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、運輸大臣の認可を経て、経費の流用若しくは予備費の使用により、又は第13条の規定により、これらの額が変更されたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、運輸大臣の認可を経て、それらの合計額が変更されない範囲内において変更されたときは、それぞれその変更された額とする。

(特別給与の支出)

第17条 前条の規定にかかわらず、日本国有鉄道は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し又は経費を予定より節減したときは、運輸大臣の認可を経て、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、昭和39年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

(貯蔵品保有の限度額)

第18条 日本国政府が昭和39年度末において保有する貯蔵品の限度額を29,000,000,000円と定める。ただし、その限度額の変更について運輸大臣が承認したときは、この限りでない。

第4章 日本電信電話公社

(債務負担行為)

第19条 日本電信電話公社が昭和39年度において、日本電信電話公社法(昭和27年法律第250号)第47条第1項の規定により債務を負担する行為をすることができ、かつ「丁号債務負担行為」による。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第20条 日本電信電話公社が昭和39年度において、日本電信電話公社法第47条第2項の規定により災害復旧その他緊急の必要がある場合において債務を負担する行為をすることができ、かつ限度額を500,000,000円と定める。

(借入金等の限度額)

第21条 日本電信電話公社が昭和39年度において、日本電信電話公社法第62条第1項の規定により発行することができ、かつ電信電話債券の限度額を、公算により発行するものについては額面12,600,000,000円、繰上引受により発行するものについては額面11,000,000,000円、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(昭和35年法律第64号)第2条から第8条までの規定による引受け又は受益者の引受けにより発行するものについては払込金額102,000,000,000円に相当する額面金額とし、日本電信電話公社法第62条第1項の規定により借入れをすることができ、かつ一時借入金の最高額を30,000,000,000円と定める。

2 前項に規定するもののほか、日本電信電話公社が昭和39年度において、日本電信電話公社法第62条第1条の規定により外国通貨で支払わなければならない電信電話債券を発行することができ、かつ限度額を、その引受契約締結の日における基準外国為替相場又は規定外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法(昭和24年法律第228号)第7条第1項の基準外国為替相場又は同条第2項の裁定外国為替相場をいう。)で換算した金額が7,200,000,000円に相当する券面表示の外国通貨の金額と定める。

3 第1項の公算により発行する電信電話債券、繰上引受により発行する電信電話債券又は前項に規定する電信電話債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を補てんするため必要な金額を限り、前2項に定めるそれぞれの限度額に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

(支出予算の弾力条項)

第22条 日本電信電話公社において、事業量の増加等により損益勘定の収入が同勘定の予算において予定した金額に比して増加するときは、郵政大臣の承認を経て、その増加する収入金の

一部又は全部に相当する金額を事業のため直接必要とする経費及び資本勘定への繰入れに必要な経費の支出に充てることができる。

2 日本電信電話公社において、資本勘定の収入が同勘定の予算において予定した金額に比して増加するときは、郵政大臣の承認を経て、その増加額の一部又は全部に相当する金額を建設勘定の支出又は債務の償還に充てることができる。

(流用等の制限)

第23条 日本電信電話公社は、次に掲げる経費の金額を相互に流用し、若しくはこれらの経費の金額に他の経費の金額を流用し、又はこれらの経費に予備費を使用するときは、日本電信電話公社法第53条第2項の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する基準内給与に要する経費
- (3) 職員に対して支給する石炭手当、寒冷地手当、薪炭手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当、休職者給与その他日本電信電話公社が郵政大臣の承認を経て定める手当(以下本章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費
- (4) 交際費に要する経費

2 前項に規定する場合のほか、日本電信電話公社は、建設勘定の支出のうち総経費以外の経費の金額を他の経費の金額に流用するときは、日本電信電話公社法第53条第2項の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない。

(繰越しの制限)

第24条 日本電信電話公社は、次に掲げる経費の金額を繰り越して使用するとき、日本電信電話公社法第54条第1項ただし書の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する給与に要する経費
- (給与総額等)

第25条 日本電信電話公社が昭和39年度において、日本電信電話公社法第72条第1項の規定によりその職員に対して支給する基準内給与の額を79,377,163,000円と、基準外給与の額を40,612,224,000円と、給与の総額を119,989,387,000円と定める。ただし、この予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合、第22条の規定により給与を支出する場合、又は給与に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、郵政大臣の認可を経て、経費の流用若しくは予備費の使用により、又は第22条の規定により、これらの額が変更されたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、郵政大臣の認可を経て、それらの合計額が変更されない範囲内において変更されたときは、それぞれその変更された額とする。

(特別給与の支出)

第26条 前条の規定にかかわらず、日本電信電話公社は、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し又は経費を予定より削減したときは、郵政大臣の認可を経て、その収入の増加額又は経費の削減額の一部に相当する金額を、昭和39年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

(臨時給与の限度額)

第27条 日本電信電話公社第72条第1項ただし書の規定により昭和39年度において、経済事情の変動その他予測することができない事態に应付するため、日本電信電話公社が臨時に支給することができ給与の限度額を200,000,000円と定める。

2 前項の規定によつて支出するときは、郵政大臣の承認を受けなければならない。

(貯蔵品保有の限度額)

第28条 日本電信電話公社が昭和39年度末において保有する貯蔵品の限度額を18,000,000,000円と定める。ただし、その限度額の変更に付いて郵政大臣が承認したときは、この限りでない。

(外) 華 恒

第5章 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、医療金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行

(借入金等の限度額)

第29条 国民金融公庫が昭和39年度において、国民金融公庫法(昭和24年法律第49号)第22条の2第1項の規定により借入れをすることができ借入金の限度額を69,400,000,000円と定める。

第30条 住宅金融公庫が昭和39年度において、住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)第27条の2第1項の規定により借入れをすることができ借入金の限度額を60,000,000,000円と定める。

2 住宅金融公庫が昭和39年度において、住宅金融公庫法第27条の3第1項の規定により、住宅金融公庫宅地債券を発行することができ限度額を払込金額2,000,000,000円に対応する額面金額と定める。

第31条 農林漁業金融公庫が昭和39年度において、農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第35号)第24条第1項の規定により借入れをすることができ借入金の限度額を46,500,000,000円と定める。

第32条 中小企業金融公庫が昭和39年度において、中小企業金融公庫法(昭和28年法律第138号)の定めるところにより、その借入れをすることができ借入金の限度額を78,300,000,000円とし、公庫により発行することができ中小企業債券(仮称)の限度額を額面10,000,000,000円と定める。

2 前項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を補てんするため必要な金額を限り、同項の限度額に加算した金額をその限度額とする。

第33条 北海道東北開発公庫が昭和39年度において、北海道東北開発公庫法(昭和31年法律第97号)第27条第1項の規定により、北海道東北開発債券を発行することができ限度額を、政府引受により発行するものについては額面12,000,000,000円、公庫により発行するものについては額面12,000,000,000円と定める。

2 前項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を補てんするため必要な金額を限り、同項の限度額に加算した金額をその限度額とする。

第34条 公営企業金融公庫が昭和39年度において、公営企業金融公庫法(昭和32年法律第83号)第23条第1項の規定により公営企業債券を発行することができ限度額を、公庫により発行するものについては額面28,000,000,000円、繰上引受により発行するものについては額面13,700,000,000円と定める。

2 前項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を補てんするため必要な金額を限り、同項に定めるそれぞれの限度額に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

第35条 医療金融公庫が昭和39年度において、医療金融公庫法(昭和35年法律第95号)第24条第1項の規定により借入れをすることができ借入金の限度額を8,500,000,000円と定める。

第36条 大蔵大臣は、予見し難い経済事情の変動により本章に掲げる公庫において事業資金の増加を必要とする特別の理由があるときは、本章に規定する借入金の限度額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該借入金の限度額を増加することができる。

(支出予算の弾力事項)

第37条 本章に掲げる公庫が、前条の規定により借入金の金額を増加するときは、大蔵大臣の承認を経て、借入金の利子等事業費の増加に伴い直接必要な経費をこの予算に基づく当該経費の金額をこえて支出することができる。

第38条 日本開発銀行又は日本輸出入銀行において、貸付業務に係る事業費の増加によりその収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、大蔵大臣の承認を経て、その増加する収入金の一部又は全部に相当する金額を貸付業務の増加のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

(固定資産取得費の限度額)

第39条 各公庫の昭和39年度における固定資産取得費の限度額を、次のとおり定める。

国民金融公庫	765,329,000
住宅金融公庫	131,800,000
農林漁業金融公庫	129,521,000
中小企業金融公庫	199,949,000
北海道東北開発公庫	56,327,000
公営企業金融公庫	50,454,000
中小企業信用保険公庫	91,513,000
医療金融公庫	67,480,000

2 前項の規定にかかわらず、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、中小企業信用保険公庫及び医療金融公庫において、昭和38年度中に支払った固定資産取得費の額から昭和38年度政府関係機関予算の予算総則第40条第2項の規定に基づき支払った固定資産取得費の額を控除した額が、同条第1項に定める金額に達しなかつたときは、その残額を前項の固定資産取得費の限度額に加えることができる。

(住宅金融公庫の住宅融資保険契約の限度額)

第40条 住宅金融公庫が昭和39年度において、住宅融資保険法(昭和30年法律第63号)第3条第1項の規定により、締結することができる保険契約の保険価額の総額の限度を5,700,000,000円と定める。

(住宅金融公庫の保険金予算の弾力条項)

第41条 住宅金融公庫において、住宅融資保険法に定める保険金の支出が増加し、保険金の予算額に不足を生ずるときは、住宅金融公庫法第26条の2第2項に規定する住宅融資保険基金及び同条第3項に規定する住宅融資保険積立金に相当する金額を限度として、当該不足する金額を限り保険金を支出することができる。

(中小企業信用保険公庫の締結する保険契約の限度額)

第42条 中小企業信用保険公庫が昭和39年度において、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)の定めるところにより締結することができる包括保証保険の保険契約の保険価額の総額の限度を850,000,000円と定める。

(中小企業信用保険公庫の貸付限度額)

第43条 中小企業信用保険公庫が昭和39年度において、中小企業信用保険公庫法(昭和38年法律第93条)第18条第1項の規定により信用保証協会に対して貸付けをすることができる貸付金の総額の限度を16,000,000,000円と定める。

(流用の制限)

第44条 日本開発銀行は、次に掲げる経費の金額を相互に流用し、これらの経費の金額を他の

経費の金額に流用し、又は他の経費の金額をこれらの経費の金額に流用するときは、日本開発銀行法(昭和26年法律第108号)第31条第1項の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない。

(1) 役員に対して支給する給与に要する経費

(2) 交際費に要する経費

第45条 日本輸出入銀行は、次に掲げる経費の金額を相互に流用し、これらの経費の金額を他の経費の金額に流用し、又は他の経費の金額をこれらの経費の金額に流用するときは、日本輸出入銀行法(昭和25年法律第268号)第33条第1項の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない。

(1) 役員に対して支給する給与に要する経費

(2) 交際費に要する経費

(俸給予算等の制限)

第46条 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、医療金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行は、この支出予算の範囲内であつても、役員員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し、又は支給してはならない。

甲号 収入支出予算

日本専売公社

収入

(項) たばこ事業収入

426,475,748,000

塩事業収入

31,376,651,000

共通収入

515,794,000

収入合計

458,366,193,000

支出

(項) 給与其他諸費

26,363,740,000

たばこ事業費

250,038,678,000

塩事業費

29,695,381,000

共通事業費

2,579,664,000

固定資産取得費

15,356,159,000

予備費

2,000,000,000

支出合計

326,033,622,000

日本国有鉄道				工 事 勘 定			
損 益 勘 定		収 入		収 入		支 出	
(項) 運 輸 收 入	入	605,227,398,000		(項) 資 本 勘 定 より 受 入	入	239,746,000,000	
雑 収	入	20,423,749,000		(項) 東 海 道 幹 線 増 設 費	出	64,346,000,000	
一 般 会 計 より 受 入	入	935,333,000		電 化 設 備 費		12,456,763,000	
収 入 合 計	計	626,636,480,000		車 両 設 備 費		44,314,300,000	
				諸 設 備 費		107,889,820,000	
(項) 給 与 其 他 諸 費	支 出	271,820,145,000		總 係 費		10,739,117,000	
輸 送 力	費	18,535,819,000		支 出 合 計	計	239,746,000,000	
修 繕 費	費	45,312,988,000					
管 理 共 通 費	費	82,634,632,000		日本電信電話公社			
業 務 工 事 費	費	18,982,362,000		(項) 電 信 收 入	入	18,645,064,000	
受 託 取 扱 費	費	10,494,159,000		電 話 取 入	入	386,004,288,000	
利 子 及 債 務 取 扱 費	費	4,000,000,000		受 託 業 務 取 入	入	953,713,000	
減 価 償 却 費	費	39,906,998,000		雑 収 入 計	入	10,008,233,000	
資 本 勘 定 へ 繰 入 費	入	68,531,847,000		収 入 合 計	計	415,611,298,000	
予 備 費	入	59,867,530,000					
支 出 合 計	計	6,500,000,000		(項) 給 与 其 他 諸 費	支 出	120,271,779,000	
資 本 勘 定	計	626,636,480,000		管 理 共 通 費		53,020,133,000	
				利 子 及 債 務 取 扱 費		28,278,237,000	
(項) 減 価 償 却 引 当 金	収 入	68,531,847,000		減 価 償 却 費		19,371,661,000	
損 益 勘 定 より 受 入	入	59,867,530,000		債 券 発 行 差 損 償 却 費		22,080,347,000	
資 産 充 当 金	入	4,100,000,000		受 託 業 務 費		104,600,000,000	
鉄 道 債 券 金	入	105,500,000,000		資 本 勘 定 へ 繰 入 費		14,200,000,000	
借 入 合 計	計	47,000,000,000		予 備 費		305,280,000	
収 入 合 計	計	284,999,377,000		支 出 合 計	計	50,483,861,000	
(項) 借 入 金 等 償 還	支 出	38,553,377,000		資 本 勘 定	入	3,000,000,000	
工 事 勘 定 へ 繰 入 資	入	239,746,000,000		(項) 減 価 償 却 引 当 金	収 入	415,611,298,000	
支 出 合 計	計	8,700,000,000					
						104,600,000,000	

54

(外) 収 入

債券発行差損償却引当金	14,200,000,000	住宅金融公庫	収入	20,346,238,000
損益勘定より受入	50,483,861,000	(款) 事業益金	収入	20,346,238,000
資産補充当	120,000,000	(項) 事業益金	収入	74,190,000
設備材料	10,756,000,000	(款) 住宅融資保険料収入	収入	158,000,000
電信電話債券	119,416,000,000	(項) 住宅融資保険料収入	収入	73,000,000
取入合計	299,575,861,000	(款) 雑収入	収入	20,578,428,000
(項) 債券及借入金償還金	18,638,245,000	(項) 雑収入	収入	85,000,000
電話設備負担金還付金	33,480,000	(項) 雑収入	収入	73,000,000
建設勘定へ繰入金	230,904,136,000	取入合計	支出	20,578,428,000
支出合計	299,575,861,000	(項) 事業損失金	支出	20,299,307,000
建設勘定		(項) 事業損失金	支出	42,336,000
(項) 資本勘定より受入	280,904,136,000	支出合計	収入	50,000,000
電信電話施設費	214,875,134,000	農林漁業金融公庫	収入	20,391,643,000
局舎建設費	48,886,040,000	(款) 事業益金	収入	17,658,016,000
諸施設費	2,524,740,000	(項) 事業益金	収入	436,388,000
雑係費	14,618,222,000	(款) 基金収入	収入	233,000,000
支出合計	280,904,136,000	(項) 基金収入	収入	150,000,000
国民金融公庫		(款) 雑収入	収入	83,000,000
取入	16,410,726,000	(項) 雑収入	収入	18,327,404,000
(款) 事業益金	16,410,726,000	取入合計	支出	18,416,881,000
(項) 事業益金	124,309,000	(項) 事業損失金	支出	30,000,000
(款) 雑収入	86,852,000	支出合計	収入	18,446,881,000
(項) 雑収入	37,457,000	中小企業金融公庫	収入	22,620,024,000
取入合計	16,535,035,000	(款) 事業益金	収入	22,620,024,000
(項) 事業損失金	15,768,411,000	(項) 事業益金	収入	22,620,024,000
事業備費	250,000,000			
支出合計	16,018,411,000			

(款) 雑	収 入	75,193,000
(項) 運 雑	入 入	52,360,000
収 入	計 入	22,833,000
	支 出	22,685,217,000
(項) 車 業	損 金	20,529,573,000
予 出	費	200,000,000
合 計		20,729,573,000
北海道東北開発公庫		
(款) 事 業	益 金	7,811,982,000
(項) 車 業	収 入	7,811,982,000
(款) 雑	収 入	6,832,000
(項) 運 雑	入 入	5,580,000
収 入	計 入	1,272,000
	支 出	7,818,844,000
(項) 事 業	損 金	6,637,020,000
予 出	費	30,000,000
合 計		6,667,020,000
公営企業金融公庫		
(款) 事 業	益 金	8,591,676,000
(項) 事 業	収 入	8,591,676,000
(款) 雑	収 入	40,294,000
(項) 運 雑	入 入	22,259,000
収 入	計 入	18,035,000
	支 出	8,631,970,000
(項) 車 業	損 金	8,467,204,000
予 出	費	15,000,000
合 計		8,482,204,000

中小企業信用保険公庫		
(款) 事 業	益 金	412,000,000
(項) 事 業	収 入	412,000,000
(款) 保 險	料 収 入	2,232,747,000
(項) 保 險	料 収 入	2,232,747,000
(款) 回 金	収 入	1,627,287,000
(項) 回 金	収 入	1,627,287,000
(款) 基 金	収 入	499,000,000
(項) 基 金	収 入	499,000,000
(款) 雑	収 入	5,207,000
(項) 雑	収 入	5,207,000
収 入	計 入	4,776,241,000
(項) 事 業	損 金	352,401,000
(項) 保 險	金 費	4,523,475,000
予 出	計 出	50,000,000
		4,925,876,000
医 療 金 融 公 庫		
(款) 事 業	益 金	2,245,791,000
(項) 事 業	収 入	2,245,791,000
(款) 雑	収 入	5,957,000
(項) 運 雑	入 入	5,650,000
収 入	計 入	307,000
	支 出	2,251,748,000
(項) 事 業	損 金	1,995,075,000
予 出	費	16,000,000
合 計		2,011,075,000
日 本 開 発 銀 行		
(款) 事 業	益 金	59,089,176,000
	収 入	

55

(項) 事業益入金		59,089,176,000
(款) 雑収入	293,231,000	
(項) 雑収入	283,231,000	
雑収入	10,000,000	
収入合計	59,382,407,000	
(項) 事業損金	57,536,582,000	
事業損金	200,000,000	
支出合計	57,736,582,000	
日本輸出入銀行収入		
(款) 事業益入金	17,051,742,000	
(項) 事業収入	17,051,742,000	
(款) 雑収入	234,036,000	
(項) 雑収入	226,530,000	
雑収入	7,506,000	
収入合計	17,285,778,000	
(項) 事業損金	16,340,438,000	
事業損金	250,000,000	
支出合計	16,590,438,000	
丁号 債務負担行為		
日本専売公社		
事業費		
外国から塩を購入するため、6,000,000,000円を限り、昭和40年度において日本専売公社の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。		
固定資産取得費		
たばこ製造用機械を購入するため、1,883,616,000円を限り、昭和40年度において日本専売公社の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。		
日本国鉄道		
損益勘定		
輸送諸費		
輸送業務に直接必要な物品等を購入するため、1,000,000,000円を限り、昭和40年度において日本国鉄道の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。		

動力費

運転に必要な石炭、電力及び流動燃料を購入するため、3,060,000,000円を限り、昭和40年度において日本国鉄道の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。

修繕費

諸施設、車両、自動車及び船舶の保守に必要な物品を購入し、又は修繕工事を実施するため、11,000,000,000円を限り、昭和40年度において日本国鉄道の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。

管理共通費

鉄道技術研究所等の業務に必要な物品等を購入するため、300,000,000円を限り、昭和40年度において日本国鉄道の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。

工事勘定

電化設備費

電化設備工事を実施するため、19,000,000,000円を限り、昭和40年度において日本国鉄道の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。

車両費

車両を購入するため並びに車両の製造及び改造に必要な物品を購入するため、43,000,000,000円を限り、昭和40年度において日本国鉄道の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。

諸設備費

事業に必要な諸施設の工事を実施するため、60,000,000,000円を限り、昭和40年度において日本国鉄道の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。

塚山すい道ほか6箇所の工事及びこれらに附帯する工事を実施するため、5,700,000,000円を限り、昭和40年度及び昭和41年度において日本国鉄道の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。

日本電信電話公社

建設勘定

電信電話施設費

電信電話施設工事を実施するため、40,000,000,000円を限り、昭和39年度及び昭和40年度において日本電信電話公社の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。

局舎建設費

局舎建設工事を実施するため、31,000,000,000円を限り、昭和39年度、昭和40年度及び昭和41年度において日本電信電話公社の負担となる契約を昭和39年度において結ぶことができる。

首都高速道路公団法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十一年一月二十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

首都高速道路公団法の一部を改正する法律

首都高速道路公団法(昭和三十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「第一項の」を削る。

第十条第一項中「五人」を「七人」に改める。

第十一条第二項中「二人」を「三人」に改める。

第十六条第一項中「二人」を「三人」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて建設大臣に意見を提出することができる。

第三十七條第四項中「債券の債権者」の下に「及び公団に対して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行」を加え、同条中第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8 公団は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき債券を発行する必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その債券の発行に関する事務の全部又は一部を外国の銀行又は信託会社へ委託することができる。

9 外資に関する法律(昭和二十五年法律第百六十三号)第三条に規定する外国投資家が前項の債券を譲り受けたときは、当該債券に係る貸付金債権について同法第十三条の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

第三十八條の二中「債券に係る債務」の下に「(次項の規定により保証することができず債務を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について保証することができる。

第四十一條第二項中「第四條第一項」の下に「又は第四項」を加える。

第五十條第一号中「及び第六項」を「第六項及び第八項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、首都高速道路公団法第十條第一項、第十一條第二項及び第十六條第一項の改正規定並びに次項の規定は、この法律の公布の日から起算して六月内において政令で定める日から施行する。

2 この法律による首都高速道路公団法第十條第一項の改正に伴い新たに任命される管理委員会の委員の任期は、同法第十二條第一項本文の規定にかかわらず、その任命

の際現在に在任する他の委員の任期が終了する日までとする。

3 国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律(昭和二十八年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

「又は日本電信電話公社」を、「日本電信電話公社又は首都高速道路公団」に、「又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第百五十号)第六十二條第一項」を、「日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第百五十号)第六十二條第一項又は首都高速道路公団法(昭和三十一年法律第百三十三号)第三十七條第一項」に改める。

理由

首都高速道路公団が国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れる場合における同銀行の債権者としての地位の保護及び借入契約に基づいて外貨で支払わなければならない債務に対する政府の保証に関する規定を整備するとともに、首都高速道路公団の管理委員会の委員の定数を増加し、監事に関する規定等を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

警察法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十一年二月十日

内閣総理大臣 池田 勇人

警察法の一部を改正する法律

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項中「七千七百八十五人」を「七千七百九十五人」に、「三千三百二十人」を「三千三百九十九人」に改める。

第六十條の次に次の一条を加える。

(管轄区域の境界附近における事に關する權限)
第六十條の二 管轄区域が隣接する都道府県警察は、相互に協議して定めるところにより、隣接に係る境界の附近の区域(境界から政令で定める距離までの区域に限る)における事実を処理するため、当該関係都道府県警察の管轄区域に權限を及ぼすことができる。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

理由

警察事務の能率的な運営を図るため、管轄区域が隣接する都道府県警察が相互の協議により隣接に係る境界附近における事実を処理するため、関係都道府県警察の管轄区域に權限を及ぼすことができることとする。この法律案を提出する理由である。

甘味資源特別措置法案

右
国会に提出する。

昭和三十一年二月十日

内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十一年十二月十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

甘味資源特別措置法

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 甘味資源作物の生産の振興(第三條・第十二條)

第三章 生産振興地域における国内産糖製造事業(第十三條・第十九條)

第四章 国内産糖の政府買入れ(第二十條・第二十三條)

第五章 国内産ぶどう糖の政府買入れ等(第二十四條・第二十八條)

第六章 甘味資源審議会(第二十九條・第三十四條)

第七章 雑則(第三十五條・第三十七條)

第八章 罰則(第三十八條・第四十一條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、適地における甘味資源作物の生産の振興及び当該生産に係る甘味資源作物又は国内産のぶどう粉をおもな原料として使用する砂糖類の製造事業の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることにより、農業経営の改善と農家所得の安定、砂糖類の供給度の向上及び甘味資源に係る国際競争力の強化に資することを目的とする。

第二條

第三條

第四條

第五條

第六條

第七條

第八條

第九條

第十條

第十一條

第十二條

第十三條

第十四條

第十五條

第十六條

第十七條

第十八條

第十九條

第二十條

第二十一條

第二十二條

第二十三條

第二十四條

第二十五條

(定義)

第二条 この法律において「甘味資源作物」とは、てん菜及びさとうきびをいう。

2 この法律において「国内産糖」とは、国内産の甘味資源作物を原料として製造される砂糖をいう。

3 この法律において「国内産ぶどう糖」とは、国内産の甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉を原料として製造されるぶどう糖をいう。

4 この法律において「砂糖類」とは、砂糖及びぶどう糖をいう。

第二章 甘味資源作物の生産の振興

(需要及び生産の長期見通し)

第三条 政府は、砂糖類及び甘味資源作物を農業基本法(昭和三十六年法律第二百七号)第八條第一項(重要農産物についての需要及び生産の長期見通しの樹立)の重要な農産物として、これらにつき、同項の規定により需要及び生産の長期見通しをたて、これを公表しなければならない。

(生産振興地域の指定)

第四条 農林大臣は、てん菜及びさとうきびごとに、次の各号に掲げる要件のすべてを備える一定の区域であつて、当該区域における農業経営の改善を図るため甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要であると認められるものをてん菜生産振興地域又はさとうきび生産振興地域(以下「生産振興地域」と総称する。)として指定することができる。

一 当該区域における気象条件及び当該区域内の農地の相当部分

に係る土じよりその他の自然的条件が甘味資源作物の栽培に適する政令で定める条件に適合していること。

二 当該区域における農作物の作付の体系、競合農作物の状況、農業労働条件その他の農業経営の条件に照らして、当該区域内における甘味資源作物の生産が安定的に増大する見込みが確実であること。

三 当該区域内において生産される甘味資源作物の生産数量が、一又は二以上の合理的な経営規模の国内産糖の製造事業を安定的に成立させるために必要な数量として政令で定める数量に達しており、又はこれに達する見込みが確実であること。

2 農林大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

(指定の申出)

第五条 都道府県知事は、その区域における農業経営の改善を図るため甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要と認められる一定の区域につき、前条第一項の規定による指定をすべき旨を農林大臣に申し出ることができる。

(区域の変更)

第六条 農林大臣は、甘味資源作物の生産事情、経済事情等に變動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、生産振興地域の区域を変更することができる。

2 前項の規定による変更は、その変更後の区域が第四條第一項各号に掲げる要件のすべてを備える区域であり、かつ、その区域における農業経営の改善を図るため当該甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要と認められる場合でなければ、することができない。

3 第四條第二項及び前条の規定は、第一項の規定による変更について準用する。

(指定の解除)

第七条 農林大臣は、生産振興地域が第四條第一項各号に掲げる要件の全部又は一部を欠くに至つたときは、生産振興地域の指定を解除しなければならない。

2 第四條第二項及び第五条の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(指定等の告示)

第八条 第四條第一項の規定による指定、第六條第一項の規定による区域の変更及び前条第一項の規定による指定の解除は、告示しなければならない。

(生産振興計画の樹立)

第九条 生産振興地域の区域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該区域内において生産される当該甘味資源作物につき、農林省令で定めるところにより、毎年、生産振興計画をたて、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 生産振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 作付面積及び生産数量に関する事項

二 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

三 優良品種の生産及び普及に関する事項

四 栽培技術の改善に関する事項

五 農業経営の合理化に関する事項

六 集荷及び販売に関する事項

七 その他必要な事項

3 都道府県知事は、生産振興計画をたてようとするときは、関係市町村及び農林省令で定める農業団体等の意見を聞かなければならない。

4 都道府県知事は、生産振興計画につき第一項の承認を受けたときは、その概要を公示しなければならない。

(生産振興計画の変更)

第十条 都道府県知事は、生産振興計画を変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、生産振興計画の変更について準用する。

(生産振興計画の実施に係る助成)

第十一条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、生産振興地域の区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県に対し、第九條第一項の承認(生産振興計画を変更した場合にあつては、その変更に係る前条第一項の承認を含む。)を受けた生産振興計画の実施に要する経費の一部を補助することができる。

(生産振興計画の達成のための援助)

第十二条 農林大臣及び都道府県知事は、甘味資源作物を生産する者又はその者の組織する団体に対し、前条の生産振興計画の達成を図るため、助言、指導、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第三章 生産振興地域における国内産糖製造事業

(指定製造施設の設置の承認)

第十三条 甘味資源作物を原料として国内産糖を製造する施設で政令で定めるもの(以下「指定製造施設」という。)を生産振興地域の区域内において新たに設置しようとする者は、農林省令で定める手続により、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の承認の申請が次の各号に掲げる要件のすべてに適合していると認められるときは、同項の承認をしなければならない。

一 当該承認をすることによつて、当該生産振興地域の区域内に設置される指定製造施設についての原料処理能力が、第三条及び農業基本法第八條第一項の規定により公表された甘味資源作物に係る長期見通し等から推定される当該区域内における当該甘味資源作物の生産の長期の見通しに照らして著しく過大にならないこと。

二 当該申請に係る指定製造施設についての原料処理能力が当該事業を合理的に経営するために

必要と認められる規模のものであり、かつ、その施設が効率的なものであること。

三 当該申請に係る指定製造施設の設置の場所が当該事業の合理的な経営に適する立地条件を備えていること。

四 当該申請に係る指定製造施設についての原料処理能力に見合う当該甘味資源作物の数量を当該生産振興地域の区域内において確保する見込みが確実であること。

五 当該事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

六 その他当該承認をすることによつて、当該生産振興地域の区域内における当該甘味資源作物の生産又はその区域内に設置される指定製造施設による当該事業の健全な発展が阻害されることとならないこと。

(既存指定製造施設に係る届出)

第十四条 生産振興地域の指定又は生産振興地域の区域の変更があつた場合において、その指定又は区域の変更の際現にその区域(区域の変更の場合にあつては、その変更によつて新たに生産振興地域の区域となつた地域)内において指定製造施設を設置している者(当該区域内においてその新設に係る工事を行なわれている場合のその設置者を含む)は、その指定又は区域の変更があつた日から三十日以内に、農林省令で定める前項を農林大臣に届け出なければならない。

(指定製造施設の変更の承認)

第十五条 生産振興地域の区域内に設置されている指定製造施設(以下「地域内指定製造施設」という。)につき農林省令で定める変更をしようとする者は、農林省令で定める手続により、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 第十三条第二項の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の条件)

第十六条 第十三条第一項及び前条第一項の承認には、条件を附することができ、

2 前項の条件は、当該承認に係る指定製造施設の適確な設置及び当該指定製造施設による当該事業の適正な運営を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(事業開始等の届出)

第十七条 地域内指定製造施設につき、当該事業を開始し、当該事業を廃止し、又は農林省令で定める一定期間以上継続して当該事業を休止する者は、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(地域内国内産糖製造事業者に対する指示及び勧告)

第十八条 農林大臣は、生産振興地域の区域内における農業経営の改善と農家所得の安定を図るため、地域内指定製造施設により当該生産振興地域の区域内において生産される当該甘味資源作物を原料として国内産糖を製造する事業(以下「地域内国内産糖製造事業」とい

う。)を行なう者(以下「地域内国内産糖製造事業者」という。)に対し、当該生産振興地域の区域内において生産される当該甘味資源作物に係るその生産者からの買入れの価格その他の生産者との取引の条件及び方法、その買入れを行なう区域並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその貯蔵に関する、必要な指示をすることができ、

2 農林大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表するものとする。

第十九条 農林大臣は、地域内国内産糖製造事業の合理化を促進するため必要があるときは、地域内国内産糖製造事業者に対し、当該事業に係る経営の改善、当該事業の休止、当該事業に係る経営の共同化、地域内指定製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による勧告に従ひ必要な措置を講ずる者に対し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第四章 国内産糖の政府買入れ

(政府買入れをする場合)

第二十条 政府は、砂糖の価格が第二十三条第一項の規定により定められている国内産糖の政府の買入れの価格より低落した場合において、必要があるときは、農林省令で定めるところにより、地域内国内産糖製造事業者から、その製造する国内産糖の買入れをすることができ、

(政府買入れの対象となる国内産糖の種類等)

第二十一条 前条の規定により政府が買入れる国内産糖は、生産振興地域の区域内において生産された当該甘味資源作物で、てん菜及びさとうきびごとにその生産者販売価格の最低基準となるものとして農林大臣が定める価格(以下「最低生産者価格」という。)を下らない価格でその生産者から買入れられたものを原料として当該地域内指定製造施設により製造された国内産糖であつて、農林省令で定める種類、規格及び生産年のものに限るものとする。

2 前項の場合において、国内産糖が、生産振興地域の区域内において生産された当該甘味資源作物で最低生産者価格を下らない価格でその生産者から買入れられたものを原料として製造されたものかどうかの認定の手続は、前条の農林省令で定めるものとする。

(最低生産者価格)

第二十二条 最低生産者価格は、政令で定めるところにより、農業バリエイ指数に基づき算出される価格を基準とし、物価その他の経済事情を参照し、甘味資源作物の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

2 最低生産者価格は、てん菜にあつては毎年一月一日から十二月三十一日までには種されるもの、さとうきびにあつては毎年十月一日から翌年九月三十日までには収穫されるものにつき、その種又は収穫が開始される時期を基準として

政令で定める期日までに告示しなければならない。

3 最低生産者価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、農林大臣は、遅滞なく、改定後の最低生産者価格を告示しなければならない。

(政府買入れの価格)

第二十三条 第二十条の規定による政府の買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に、当該甘味資源作物の買入れ並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその政府への売渡に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、第十八条第一項の規定による甘味資源作物に係るその生産者からの買入れの価格についての指示をした場合には当該指示に係る事項を参照して、農林大臣が定める。

2 前項の政府の買入れの価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の政府の買入れの価格について準用する。

第五章 国内産糖の政府買入れ等

(政府買入れをする場合)

第二十四条 政府は、砂糖の価格が著しく低落した場合において、国内産糖の生産を維持してその原料でん粉の原料となる国内産の甘しよ及び馬鈴しよの需要の確保を図る必要があるときは、

農林省令で定めるところにより、国内産ぶどう糖の製造事業を行なう者(以下「ぶどう糖製造事業者」という)から、その製造する国内産ぶどう糖の買入れをすることができ、

(政府買入れの対象となる国内産ぶどう糖の種類等)

第二十五条 前条の規定により政府が買入れる国内産ぶどう糖は、農林省令で定める種類、規格及び生産年のものに限るものとする。

(政府買入れの価格)

第二十六条 第二十四条の規定による政府の買入れの価格は、政令で定めるところにより、農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五条第一項(農産物等の買入れ価格の算定方法)の甘しよでん粉の買入基準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産ぶどう糖の製造及びその政府への完渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

2 前項の政府の買入れの価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならない。

3 第二十二條第三項の規定は、第一項の政府の買入れの価格について準用する。

(政府買入れに係る国内産ぶどう糖の完渡し)

第二十七条 政府は、第二十四条の規定により買入れた国内産ぶどう糖を、政令で定めるところにより、随意契約により売り渡すことができる。

2 前項の規定により国内産ぶどう糖を随意契約により売り渡す場合における予定価格は、政令で定めるところにより、ぶどう糖の市価、砂糖の市価及び物価その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

(ぶどう糖製造事業者に対する勧告)

第二十八条 農林大臣は、国内産ぶどう糖の製造事業の合理化を促進するため特に必要があるときは、ぶどう糖製造事業者に対し、当該事業に係る経営の改善、当該事業に係る経営の共同化、国内産ぶどう糖製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勧告することができ、

2 農林大臣は、前項の規定による勧告に従ひ必要な措置を講ずる者に対し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第六章 甘味資源審議会

(設置)

第二十九条 農林省に、甘味資源審議会(以下「審議会」という)を置く。

(権限)

第三十条 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、甘味資源作物の生産の振興、砂糖類の製造事業の合理化、でん粉の原料となる甘しよ及び馬鈴しよの需要の確保その他この法律の施行に關する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、農林大臣及び關係各大臣に意見を述べることができ、

(組織)

第三十一条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会上、専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、前条第一項に規定する事項に關し學識經驗を有する者のうちから、農林大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第三十二条 審議会上、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第三十三条 審議会上、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

(農林省令への委任)

第三十四条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第七章 雑則

(報告及び検査)

第三十五条 農林大臣は、甘味資源作物の生産の調査に必要な限度において、甘味資源作物の生産者から必要な事項に關する報告をさせることができる。

第三十六条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、地

域内国内産糖製造事業者若しくはぶどう糖製造事業者に対し、必要な事項に關する報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事業の停止命令)

第三十七条 農林大臣は、第十三条第一項又は第十五条第一項の承認を受けた者(その者の一般承認人その他の承認人で、農林省令で定めるものを含む)が第十六条第一項の規定により当該承認に附された条件に違反したときは、その者に對し、一年以内の期間を定め、その承認に係る地域内指定製造施設による当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができ、

第八章 罰則

第三十八条 次の各号の一に該當する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して指定製造施設を新たに設置した者

二 第十五条第一項の規定に違反して地域内指定製造施設につき同項の農林省令で定める変更をした者

三 前条の規定による事業の停止の命令に違反した者

第三十九条 次の各号の一に該當する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十五条若しくは第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第四十一条 第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国内産糖の政府買入れに係る特例)

第二条 政府は、当分の間、第二十条の規定による買入れのほか、地域内指定製造施設の新設の当初においてその新設をした者が当該甘味資源作物の集荷等の面で受ける著しい不利を補正する必要がある場合その他政令で定める特別の事

由がある場合において、特に必要があるときは、農林省令で定めるところにより、当該地域内国内産糖製造事業者（農林省令で定める特別の事由がある国内産糖の製造事業者を含む。）から、その製造する国内産糖の買入れをすることができ。

2 前項の規定による政府の買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に、当該甘味資源作物の買入れ並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその政府への売渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、当該甘味資源作物の生産事情、集荷事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第二十一条の規定は第一項の規定により政府が買入れる国内産糖について、第二十二條第三項の規定は第二項の政府の買入れの価格について、それぞれ、準用する。この場合において、第二十一条第一項中「生産振興地域の区域内」とあるのは「生産振興地域の区域（農林大臣が指定する区域を含む。以下この条において同じ。）内」と、「当該地域内指定製造施設」とあるのは「当該地域内指定製造施設（農林大臣が指定する指定製造施設を含む。）」と読み替へるものとする。

（国内産ぶどう糖の政府買入れに係る特別）

第三条 政府は、当分の間、第二十四條の規定による買入れのほか、国内産ぶどう糖の製造事業者の合理化を促進するため特に必要があるときは、農林省令で定めるところにより、ぶどう糖製造事業者から、その製造する国内産ぶどう糖の買入れをすることができ。

2 前項の規定による政府の買入れの価格は、政令で定めるところにより、農産物価格安定法第五条第一項の甘しよでん粉の買入基準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産ぶどう糖の製造及びその政府への売渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、でん粉の需給事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第二十五条の規定は第一項の規定により政府が買入れる国内産ぶどう糖について、第二十六條第三項の規定は第二項の政府の買入れの価格について、第二十七條の規定は第一項の規定により政府が買入れる国内産ぶどう糖について、それぞれ、準用する。

（奄美群島復興実施計画との関係）
第四条 奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域が生産振興地域の区域の全部又は

一部となつた場合においては、鹿児島県知事は、同法第四条第一項の規定により作成する復興実施計画と第九条第一項の規定により当該生産振興地域についてたてる生産振興計画とが相互に矛盾するところがないように配慮するものとする。

（経過規定）

第五条 昭和三十三年において種されるてん菜に係る最低生産者価格は、第二十二條第二項の規定にかかわらず、政令で定める期日までに告示するものとする。

（食糧管理特別会計法の一部改正）
第六条 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「食糧」を「食糧、」に改め、「（以下農作物等と謂ふ）の下に」並甘味資源特別措置法（昭和二年法律第 号）第二十条及第二十四条ノ規定ニ依リ政府ノ買入ル国内産糖及国内産葡萄酒（以下砂糖類ト謂フ）を加へる。第一条ノ二中「農産物等安定勘定」の下に、「砂糖類勘定」を加へる。

第二条、第三条及び第四条ノ三「中」及「農産物等」を「農産物等及砂糖類」に改める。

第六条ノ二の次に次の一条を加へる。

第六条ノ二ノ二 砂糖類勘定ニ於テハ砂糖類ノ充渡代金、調整勘定ヨリノ受入金、一般会計ヨリノ受入金其ノ他附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ砂糖類ノ買入代金、砂糖類ノ買入及充渡ニ関ス

ル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歳出トス
前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ砂糖類勘定ノ決算上ノ損失ヲ補填スルヲ算ノ定ムル所ニ依リ一般会計ヨリ之ヲ繰入ルモノトス

第六条ノ三及び第六条ノ五第一項中「農産物等安定勘定」の下に「砂糖類勘定」を加へる。

第六条ノ九中「及農産物等」を「農産物等及砂糖類」に改める。
第八条ノ四の次に次の一条を加へる。

第八条ノ四ノ二 砂糖類勘定ニ付テハ前条ノ規定ヲ準用ス

附則第五項中「及てん菜生産振興臨時措置法（昭和二十八年法律第二号）ノ規定ニ依リ甜菜糖を割り、保管又ハ検査並飼料需給安定法ノ規定ニ依リ飼料ノ交換」を「交換又ハ保管」に、「ハ当分ノ間」を「及甘味資源特別措置法附則第二条第一項又ハ第三条第一項ノ規定ニ依リ国内産糖又ハ国内産葡萄酒ノ買入、充渡又ハ保管ニ関スル一切ノ歳入歳出ハ当分ノ間」に改め、「農産物等安定勘定」の下に「及砂糖類勘定」を加へ、「第二条」を「第二条中「食糧、農産物等及砂糖類ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、砂糖類甘味資源特別措置法附則第二条第一項及第三条第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ル国内産糖及国内産葡萄酒ヲ含ム以下同ジ」及飼料ノ買入代金並飼料ノ交換ニ付支出」ト、に、「食糧及農産物等」を「食糧、農産物等及砂糖類」に改め、「飼料及甜菜糖ノ買入代金並」を「砂糖類及飼料」に改め

物等及砂糖類に、飼料及甜菜糖ノ買入代金並を砂糖類及飼料ノ買入代金並に、飼料及甜菜糖ノ充渡代金を「及飼料ノ買入代金」に、「飼料及甜菜糖ノ買入代金」を「及飼料ノ買入代金」に、「飼料及甜菜糖ノ買入」を「飼料及甜菜糖」に改め

附則第五項の次に次の一項を加へる。
政府ハ当分ノ間第六条ノ二ノ二第二項ノ規定ニ拘ラズ甘味資源特別措置法附則第二条第一項又ハ第三条第一項ノ規定ニ依リ買入レタル砂糖類ニ係ル砂糖類勘定ニ生ズル損失ヲ補填スルヲ算ノ定ムル所ニ依リ一般会計ヨリ砂糖類勘定ニ繰入金ヲ為スコトヲ得

（食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過規定）

第七条 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和三十三年度分以降の予算について適用し、昭和三十三年度分以前の予算については、なお従前の例による。ただし、昭和三十三年度分の予算については、改正前の食糧管理特別会計法附則第五項中「及てん菜生産振興臨時措置法（昭和二十八年法律第二号）ノ規定ニ依リ甜菜糖」とあるのは、「てん菜生産振興臨時措置法（昭和二十八年法律第二号）ノ規定ニ依リ甜菜糖及甘味資源特別措置法（昭和 年法律第 号）ノ規定ニ依リ国内産糖又ハ国内産

昭和三十三年三月二日 衆議院會議録第十二号(その二) 甘味資源特別措置法案

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案

二二二

「葡萄糖」と、「当分ノ開本会計」とあるのは「本会計」と、「及甜菜糖」とあるのは「甜菜糖及甘味資源特別措置法ノ規定ニ依リ政府ノ買入ル国内産糖又ハ国内産葡萄糖」とする。

2 食糧管理特別会計法第六条ノ八第二項第二号又は第三号の規定により食糧管理特別会計の予算に添附すべき前年度又は前年度に係る書類については、昭和三十三年度分(前年度に係る当該書類については、昭和四十年度分を含む。)の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和三十三年三月三十一日における食糧管理特別会計の農産物等安定勘定の資産又は負債は、政令で定めるところにより、同会計の農産物等安定勘定又は砂糖類勘定にそれを帰属するものとする。

(農林省設置法の一部改正)
第八条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第三号の二を次のように改める。

三の二 農産物等、国内産糖(甘味資源特別措置法(昭和二十二年法律第 号)第二条第二項の国内産糖をいう。)及び国内産ぶどう糖(同条第三項の国内産ぶどう糖をいう。)の買入れ及び売渡しの価格の決定に関すること。

第五十一条第一項中「第五十四条」を「次条」に改め、第五十二条及び第五十三条を削り、第五十一条の次に次の一条を加える。

(米価審議会及び甘味資源審議会)
第五十二条 食糧庁に、附屬機関として、米価審議会及び甘味資源審議会を置く。

第五十四条の見出しを削り、同条第一項中「食糧庁の附屬機関として、米価審議会を置く。」を削り、同条を第五十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十四条 甘味資源審議会は、甘味資源特別措置法によりその権限に属させた事項を行なうことを目的とする機関とする。

2 前項に定めるもののほか、甘味資源審議会については、甘味資源特別措置法の定めるところによる。

理由

商地における甘味資源作物の生産の振興を図るための生産振興地域の指定の制度、当該地域における国内産糖製造事業施設の建設の承認の制度、国内産糖及び国内産ぶどう糖に係る政府買入れの制度等を定めて、当該地域における農業経営の改善と農家所得の安定及び甘味資源に係る国際競争力の強化に資するとともに、農林省に甘味資源審議会を設置して甘味資源に関する重要事項を調査審議する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案
国会に提出する。

昭和三十三年十二月十四日
内閣総理大臣 池田 勇人

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案

1 政府は、当分の間、砂糖の価格が著しく低落した場合において、必要があるときは、農林省令で定めるところにより、沖繩産糖を製造する事業を行なう者(以下「沖繩産糖製造事業者」という。)又は沖繩産糖製造事業者からの委託を受けて当該沖繩産糖製造事業者が製造した沖繩産糖を本邦に輸入した者から、当該沖繩産糖製造事業者が製造した沖繩産糖で本邦に輸入されたものの買入れをすることができ。

2 前項の規定により政府が買入れられる沖繩産糖は、農林省令で定める種類、規格及び生産年のものに限るものとする。

3 第一項の規定による政府の買入れの価格は、甘味資源特別措置法(昭和 年法律第 号)第二十三条第一項の規定により定められている国内産のさとうきびを原料として製造される砂糖の政府の買入れの価格及び沖繩におけるさとうきびの生産事情、沖繩産糖の製造事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

4 この法律において「沖繩」とは、硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)の地域をいい、「沖繩産糖」とは、

とは、沖繩において生産されるさとうきびを原料として沖繩に設置されている砂糖の製造施設により製造される砂糖をいい、「本邦」とは、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第六条第一項第一号に規定する本邦をいうものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「及甘味資源特別措置法」を「並甘味資源特別措置法」に改め、「国内産葡萄糖ノ買入、売渡又ハ保管」を「及沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法(昭和 年法律第 号)」と改める。

第一項ノ規定ニ依リ沖繩産糖ノ買入、売渡又ハ保管を、「及国内産葡萄糖」の下に「並沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル沖繩産糖」を加える。

3 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、昭和三十三年年度分以降の予算について適用し、昭和三十三年年度分の予算については、甘味資源特別措置法附則第六条の規定による改正前の食糧管理特別会計法附則第五項の規定の例による。ただし、昭和三十三年年度分の予算に

ついては、甘味資源特別措置法附則第六条の規定による改正前の食糧管理特別会計法附則第五項中「及てん業生産振興臨時措置法(昭和二十八年法律第二号)ノ規定ニ依リ甜菜糖」とあるのは「てん業生産振興臨時措置法(昭和二十八年法律第二号)ノ規定ニ依リ甜菜糖及甘味資源特別措置法の政府買入れに関する特別措置法(昭和 年法律第 号)ノ規定ニ依リ沖繩産糖」と、「及甜菜糖」とあるのは「本会計」と、「及甜菜糖」とあるのは「甜菜糖及沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル沖繩産糖」とする。

4 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第三号の二中「(同条第三項の国内産ぶどう糖をいう。)」の下に「並びに沖繩産糖(沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法(昭和 年法律第 号)第四項の沖繩産糖をいう。)」を加える。

理由

沖繩に対する援助措置の一部として、国内産糖の政府買入れの措置に準じ、輸入に係る沖繩産糖につき、政府買入れのみを開く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十九年度一般会計予算に関する報告書

一 本予算の要旨

本予算は、わが国経済の実態と開放経済移行後の国際的立場にかんがみ、国際収支の改善と物価の安定を図ることを目的とし、引き続き健全均衡財政の方針を堅持しつつ、大幅減税を行なうとともに、経済各部門の均衡ある発展に資するため、重要施策を着実に推進することを基本として編成されたものである。

本予算における重要施策は次の通りである。

- 1 税制の改正
- 2 農業漁業の近代化
- 3 中小企業の近代化・高度化
- 4 社会保障の充実
- 5 住宅建設及び生活環境施設の整備
- 6 文教の刷新充実と科学技術の振興
- 7 産業基盤の充実と国土保全の強化
- 8 国際収支の改善
- 9 地方財政の合理化

本予算の内容の概略は次の通りである。

昭和三十九年度一般会計予算総額は、歳入歳出とも三兆二千五百五十四億三千八百百万円、昭和三十八年度当初予算に対し四千五百四十四億三千百万円、補正(第3号)後予算に対し一千九百八十六億三千百万円の増加である。

歳入

1 租税及印紙収入

三十九年度の税制改正により、所得税、法人税等の一般的減税、租税特別措置及び税制の整備による減収一千三億二千三百百万円及び関税の税率改定による減収二十七億一千九百万円が見込まれるが、道路整備の財源に充てるための揮発油税の税率引上げによる増収百八十二億三千四百百万円及びとん税の税率引上げによる増収十一億七千万円を見込んでおり、これらを調整すると三十八年度予算(補正第3号後)に対し三千九百二十一億五千万円の増収である。

2 専売納付金

(1) 日本専売公社納付金

たばこ消費税の税率を改定(百分の二十二・四を百分の二十四とする)するため、三十八年度より十億九千七百万円の減少である。

(2) アルコール専売事業特別会計納付金

3 官業益金及官業収入

官業益金

官業収入

学校附属病院が新設の国立学校特別会計へ振替えになるため、三十八年度より百一億七千七百万円の減少である。

4 政府資産整理収入

二、九〇四、二七三百万円

一五六、七九八百万円
一五六、〇八四百万円

七、一五五百万円

一五、三七七百万円

一、〇五二百万円

一四、三二五百万円

一三三、一五三百万円

国有財産処分収入

1 生活保護費

2 社会福祉費

3 社会保険費

4 国民年金費

5 失業対策費

6 保健衛生対策費

7 結核対策及び精神衛生対策

8 文教及び科学振興費

9 義務教育費国庫負担金

10 「改定標準法」に基づき、学級編成及び教職員定数の改善を行なうとともに、旅費車価及び諸手当等を増額し、教材費についても単価を引き上げることとしている。

11 国立学校特別会計へ繰入

一三、三九二百万円

九、七六一百万円

七九、七八六百万円

五、二八六百万円

三三、三四八百万円

四一、一五二百万円

七六、〇五一百万円

四三〇、六八六百万円

九一、七九九百万円

三七、二二六百万円

一〇〇、九〇九百万円

六二、七一八百万円

五九、五四三百万円

七八、五〇一百万円

四一三、五五八百万円

二〇四、六五五百万円

一一四、五一四百万円

昭和三十九年三月二日 衆議院會議録第十二号(その二) 議案に関する報告書

「国立学校特別会計法(仮称)」に基づき、国立学校、大学附屬病院及び大学附置研究所の管理運営等に必要経費に充てるため、その財源を一般会計から特別会計へ繰り入れるものである。

3 科学技術振興費

四二、六三七百万円

原子力の平和利用及び研究開発等を積極的に推進するとともに、宇宙開発推進本部(仮称)、植物ウイルス研究所(仮称)の新設等各省試験研究機関の試験研究体制を整備強化することとしている。

4 文教施設費

一八、〇八〇百万円

公立文教施設について、公立小・中学校校舎等に対する補助基準算定の算定基準を現行の一人当たり基準から学級単位基準に改定するほか、建築単価の引上げ、構造比率の改善等を行なうこととしている。

5 教育振興助成費

二五、〇七八百万円

義務教育教科書については、四十年度における小学校第一学年から第五学年までの全児童に無償供与の範囲を拡大するとともに、学校給食についても、生乳四十万石をとり入れる等その改善を図るほか、私立学校教育振興のため、私立学校振興会に対し十五億円を追加出資することとしている。

6 育英事業費

八、五九三百万円

新たに、教育特別奨学生制度を設けて、二千五百人に特別奨学金を貸与することとしている。

国債費

四五、五〇四百万円

恩給関係費

一五一、二八二百万円

1 文官等恩給費

一八、五九七百万円

2 旧軍人遺族等恩給費

一二二、二五〇百万円

3 遺族及び留守家族等援護費

一〇、四三五百万円

地方交付税交付金

六二一、四〇九百万円

この経費には、三十七年度の地方交付税の精算追加額三十一億五千八百百万円が含まれている。

防衛関係費

二七五、〇九一百万円

陸上自衛隊においては、ホークの導入に伴う関係部隊の新・改編等を行なうこととしている。海上自衛隊においては、新たに、自衛艦六隻及び支援船六隻の建造計画のほか、対潜ヘリコプター四機、練習機三機の購入を予定している。航空自衛隊においては、F-10四戦機飛行隊二箇隊及び第八航空団の新設、第一ナイス大隊の陸上自衛隊からの引継ぎ

等組織の改編、半自動航空警戒管制組織の導入、救難ヘリコプター及び中型輸送機各二機の購入を予定している。

右のほか、新たに国庫債務負担行為四百三十三億五千六百万円、継続費百一十億円を計上している。

賠償等特殊債務処理費

二五、六一九百万円

公共事業関係費

五九六、九九六百万円

1 治山治水対策事業費

一〇二、〇六五百万円

この経費の内訳は、治水事業七百六十四億三千九百万円、治山事業百四十四億八千三百万円、海岸事業百一十一億四千三百百万円である。

2 道路整備事業費

二七四、八三三百万円

現行五か年計画を改定して、三十九年度を初年度とする新道路整備五か年計画(総投資額四兆一千万円)を策定することとし、これに必要な財源を確保充実するため、三十九年度以降、揮発油税の税率をキロリットル当たり二千二百円、地方道路税の税率をキロリットル当たり四百円引き上げることとしている。

3 港湾漁港空港整備事業費

四六、六九六百万円

この経費の内訳は、港湾整備事業三百三十一億二千二百百万円、漁港整備事業八十二億二千七百万円、空港整備事業五十三億四千七百万円である。なお、港湾整備事業については、三十九年度を初年度とする新五か年計画を策定することとしている。

4 林道都市等整備事業費

二七、五四二百万円

この経費の内訳は、造林事業六十三億二千六百万円、林道事業五十億九千八百百万円、都市計画事業八十四億四千八百百万円、工業用水道事業七十億二千三百百万円、大型魚礁設置事業三億八千二百百万円、離島電気導入等事業二億六千六百万円である。

5 農業基盤整備費

七七、二四七百万円

この経費の内訳は、土地改良事業四百七十億二千六百万円、干拓事業百二十八億三千二百百万円、農用地開発事業百七十三億八千九百万円である。

6 鉱害復旧事業費

一、六九四百万円

7 新産業都市等事業調整費

三、六〇〇百万円

8 災害復旧等事業費

六二、六五九百万円

9 高潮対策事業費

六六、〇〇〇百万円

住宅対策費

二九、九五〇百万円

三十九年度の建設予定戸数は、公営住宅六万戸、改良住宅四千五百戸である。また、新たに住宅地区改良事業に対する補助対象として、一時収容施設の設置に要する費用を加えることとしている。

環境衛生対策費

八、八三三百万円

三十八年度に比べて、し尿消化槽については二倍増の四十一億七千二百万円、下水道終末処理施設については三十六・三％増の二十五億五千五百万円等大幅増加をし、生活環境施設の整備の促進を図ることとしている。

貿易振興及び経済協力費

一〇、七二五百万円

日本貿易振興会出資金五億円、海外技術協力事業団出資金一億円、経済協力開発機構への加入に伴う分担金四億二千六百万円の計上等のほか、引き続き輸出の伸長と対外経済協力の推進のため、経費の重点的拡充を図ることとしている。

海運対策費

一〇、一九八百万円

新たに、「海運業の再建整備に関する臨時措置法」に基づき、三十六年度までの財政資金による建造融資に係る利子について、日本開発銀行がその支払いを猶予する額のうち、三十九年度第三・四半期までの相当額を同行に交付するための経費七十億五千万円を計上している。

中小企業対策費

一六、五六四百万円

中小企業の高度化、小規模事業対策の強化、中小企業の経営と技術の向上等に重点をおくとともに、手形割引保証の拡充、付保限度の引上げ等中小企業信用保険公庫による信用補完制度の改善充実を図ることとし、同公庫の融資基金に充てるため四十五億円を追加出資することとしている。

農業近代化資金融通及び構造改善対策費

二六、二八八百万円

この経費の内訳は、農業近代化資金融通促進費百二十六億七千二百万円、農業構造改善対策費百三十六億一千六百万円である。

食糧管理特別会計へ繰入

一〇、二六〇百万円

産業投資特別会計へ繰入

五七、二〇〇百万円

その他の事項経費

四〇、二、九五六百万円

主なものは次の通りである。

- 1 沖縄援助等経費 二、〇一一百万円
- 2 青少年対策費 二、二五六百万円
- 3 移住振興費 一、五八二百万円
- 4 オリンピック東京大会実施諸費 三、四九三百万円
- 5 南極地域観測再開準備費 二、〇七八百万円
- 6 農業保険費 一六、〇一七百万円
- 7 畜産振興対策費 五、九〇一百万円
- 8 林業振興費 二、〇三九百万円

9 水産業振興費

三、二六〇百万円

10 石炭対策費

一八、二九五百万円

予備費

三〇、〇〇〇百万円

二 本予算の可決理由

本予算は、健全均衡財政の方針を堅持し、当面する内外の経済情勢に対処するため、わが国経済の長期にわたる安定的成長と体質強化を期することを主眼としており、妥当なもの認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党の川俣清君外十四名及び民主社会党の今澄勇君外二名より、それぞれ「昭和三十九年度一般会計予算、昭和三十九年度特別会計予算及び昭和三十九年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。右報告する。

昭和三十九年三月二日

予算委員長 荒松清十郎

衆議院議長船田中殿

昭和三十九年度特別会計予算に関する報告書

一 本予算の要旨

本予算は、一般会計に準じ、経費及び資金の効率的、重点的配分につとめ、事業の円滑な事業の遂行を期することを基本として編成されたものである。

なお、国立学校特別会計及び自動車検査登録特別会計が新設されるので、特別会計の数は四十三となる。

次に、主たる特別会計予算の概略は、次の通りである。

1 資金運用部特別会計

三十九年度は、郵便貯金等五千九百九十億円、既運用金の回収等二千六十四億円、計八千五百四十四億円を原資として、特別会計百五十八億円、政府関係機関四千五百六十三億円その他三千三百三十三億円の運用を予定している。

2 産業投資特別会計

- (歳入)
- 一、二四、五五三百万円
- (歳出)
- 一、一四、五五三百万円
- 三十九年度の投資計画は、次の通りである。
- 出資金 (単位 億円)
- 住宅金融公庫出資金 一〇〇
- 農林漁業金融公庫出資金 二九〇

昭和三十三年三月二日 衆議院會議録第十二号(その二) 議案に關する報告書

二三六

公營企業金融公庫出資金		一〇
北海道東北開發公庫出資金		一〇
日本輸出銀行出資金		二二五
日本住宅公団出資金		九五
海外移住事業団出資金		六
日本鐵道建設公団(仮称)出資金		一〇
金屬礦物探査融資事業団出資金		二
商工組合中央金庫出資金		三〇
日本航空株式會社出資金		一七
東北開發株式會社出資金		一四
石油資源開發株式會社出資金		二
電源開發株式會社出資金		一〇
小計		八二二
貸付金		
日本道路公団貸付金		一三五
小計		一三五
合計		九四七
なお、三十三年度においては、この會計負担により外貨債四千万ドルを発行し、日本道路公団に対する貸付財源に充てることとしている。また、米國對日援助債務処理費として百五十八億一千万円を計上している。		
8 賠償等特殊債務処理特別會計		
(歳入)		二六、六二八百万円
(歳出)		二六、六二八百万円
なお、歳出のうち、賠償等特殊債務処理費は二百五十六億二千八百百万円である。		
4 交付税及び譲与税配付金特別會計		
(歳入)		六六七、三九四百万円
(歳出)		六六六、六八五百万円
なお、歳出のうち、地方交付税交付金は六千二百四十四億一千三百百万円、地方道路譲与税譲与金四百二十三億一千五百百万円、特別とん讓与税譲与金は二十九億二千二百百万円である。		
5 国立学校特別會計		
この會計は、三十三年度において新たに設けられるものである。		
(歳入)		一三九、四五九百万円
(歳出)		一三九、四五九百万円
なお、主な費目別の内訳は次の通りである。		
教育当積算校費		(単位:百万円) 一二、六六二
学生当積算校費		二、九四六
医療費		七、九五六
設備整備費		九、六二四
施設整備費		二七、三二二
人件費		六〇、一〇五
研究所創設、講座増設等		三、一四四
その他		一五、七一
計		一三九、四五九
6 厚生保險特別會計		
健康勘定		歳入(百万円) 一二三、三六六
日雇健康勘定		歳出(百万円) 一二三、三六六
年金勘定		二一、五〇一
業務勘定		二四三、九三五
船員保險特別會計		一一、〇二一
(歳入)		一六、三一七百万円
(歳出)		一二、七三六百万円
なお、歳出のうち保險給付費は百十二億八千八百百万円である。		
8 國立病院特別會計		
(歳入)		二六、一七八百万円
(歳出)		二六、一七八百万円
9 國民年金特別會計		
國民年金勘定		歳入(百万円) 四八、〇二〇
補償年金勘定		歳出(百万円) 一、九六九
業務勘定		四一、九九九
食糧管理特別會計		三〇、七八八
食糧管理特別會計		三〇、七八八
なお、三十三年度においては、補償年金の内容を改善することとしている。		
10 國內米管理勘定		
國內米管理勘定		歳入(百万円) 九九五、四八四
國內米管理勘定		歳出(百万円) 九九五、四八四

國內支管理勘定 七三、九九七
輸入食糧管理勘定 一二八、七三三
農産物等安定勘定 三、七二六
砂糖類勘定 一〇、〇〇一
輸入飼料勘定 五六、八八三
業務勘定 二七、七四〇
調整勘定 八五一、六一九

なお、三十九年度においては、米穀販売業者手数料の改定を行なうこととしている。
また、砂糖類については、「甘味資源特別措置法」(仮称)等の成立を前提とし、必要に應じて政府が買入れを行なうよう措置している。

11 開拓者資金融通特別会計

(歳入)
三十九年度の貸付計画は、次の通りである。

(歳出)
六、六四〇百万円
六、六四〇百万円

(単位 百万円)

新規入植者営農資金 二二四
振興対策資金 三、五〇〇
機械開墾地区資金 三一
災害対策資金 一〇〇
計 三、八五五

12 国有林野事業特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

国有林野事業勘定 九九、〇三〇
治山勘定 一二、九二九
治山勘定における三十九年度の事業内容は、次の通りである。

(単位 百万円)

直轄治山事業費 一、三二七
直轄地すべり防止事業費 五八五
治山事業費補助 九、三四〇
地すべり防止事業費補助 四五二
治山事業調査費 二七
後進地域特別法適用団体等補助率差額 七〇六

計

13 中小漁業融資保証保険特別会計

一二、四二七

(歳入) 一、〇〇一百万円
(歳出) 一、〇〇一百万円
なお、三十九年度においては、新たに水産加工業者に対する融資保証のみちを開くとともに、保険料を年一・七五%に引き下げることを予定している。

14 特定土地改良工事特別会計

(歳入) 二九、〇三〇百万円
(歳出) 二九、〇三〇百万円
なお、歳出のうち土地改良事業費は二百五十一億七百万円である。

15 輸出保険特別会計

(歳入) 一四、六三八百万円
(歳出) 一四、六三八百万円
なお、歳出のうち保険金は十九億一千万円である。

16 中小企業高度化資金融通特別会計

(歳入) 四、三九一百万円
(歳出) 四、三九一百万円
高度化資金貸付金の内訳は、次の通りである。

(単位 百万円)

工場等集団化資金貸付金 一、八〇一
商業集団化等資金貸付金 六九〇
商工業協業化資金貸付金 一、九〇〇
計 四、三九一

なお、三十九年度においては、商業集団化等資金の貸付対象として、新たに商店街近代化事業を追加することとしている。

17 自動車損害賠償責任再保険特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

保険勘定 二八、五六一
保障勘定 一、三六九
業務勘定 一〇七
三十九年度においては、保険金の支払限度額を大幅に引き上げるとともに、保険料も各車種別にそれぞれ二・三程度に引き上げることとしている。

18 港湾整備特別会計

昭和三十九年三月二日 衆議院會議録第十二号(その二) 議案に関する報告書

一三八

港湾整備勘定

歳入(百万円)
四三、一三八

歳出(百万円)
四三、一三八

特定港湾施設工事勘定

四、一五八

三十九年度の事業計画の概要は、次の通りである。

港湾

(単位 百万円)

港湾改修

四四、一七五

作業船整備

四二、三一五

調査費

一、七四五

伊勢湾高潮対策

九七〇

計

四五、一四五

19 自動車検査登録特別会計

この会計は、三十九年度において新たに設けられるものである。

(歳入)

一、五二〇百万円

(歳出)

一、五二〇百万円

20 郵政事業特別会計

(歳入)

三二二、八二二百万円

(歳出)

三二二、八二二百万円

21 郵便貯金特別会計

(歳入)

一二七、五三九百万円

(歳出)

一一九、〇八七百万円

なお、三十九年度の郵便貯金増加目標額は、二千七百億円を予定している。

22 簡易生命保険及郵便年金特別会計

三十九年度は、新規積立金八八一億円、既運用金の回収等七百三十九億円、計一千六百二十億円を原資として、財政投融資一千五百億円及び契約者貸付百二十億円の運用を予定している。

なお、三十九年度の簡易生命保険の新契約目標額は三十二億円、郵便年金の募集目標額は八億円である。

23 失業保険特別会計

(歳入)

二二〇、六九九百万円

(歳出)

二二〇、六九九百万円

24 道路整備特別会計

なお、歳出のうち保険給付費は九百二十三億五千七百万円である。

(歳入)

二二〇、六九九百万円

(歳出)

二二〇、六九九百万円

(歳入)

三〇四、三七五百万円

(歳出)

三〇四、三七五百万円

特に、三十九年度は、新道路整備五か年計画の初年度に当たり、事業の重点的促進を図るため、揮発油税率の引上げ、一般財源の大幅な増額等の財源拡充の措置を講じている。

25 治水特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

治水勘定

八三、八六二

八三、八六二

特定多目的ダム建設工事勘定

一七、九五二

一七、九五二

三十九年度におけるこの特別会計の事業計画の概要は、次の通りである。

河川事業

(単位 百万円)

ダム事業

五四、三四五

砂防事業

二三、九一五

計

一七、四六八

計

九五、七三八

二 本予算の可決理由

本予算は、健全均衡財政の方針を堅持し、当面する内外の経済情勢に対処するため、わが国経済の長期にわたる安定的成長と体質強化を期することを主眼としており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党の川保清君外十四名及び民主社会党の今澄勇君外二名より、それぞれ「昭和三十九年度一般会計予算、昭和三十九年度特別会計予算及び昭和三十九年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

昭和三十九年三月二日

衆議院議長船田中殿

予算委員長 荒松清十郎

昭和三十九年度政府関係機関予算に関する報告書

一 本予算の要旨

本予算は、日本専売公社等三公社及び国民金融公庫等十政府関係金融機関に関するもので、一般会計に準じ、経費及び資金の効率的、重点的配分につとめ、事業の円滑な遂行を期することを基本として編成されたものである。

各政府関係機関予算の概略は、次の通りである。

1 日本専売公社

(収入)

四五八、三六八百万円

(支出)

三三六、〇三四百万円

三十九年度の専充納付金は一千五百六十一億円であり、三十八年度に比べ一億円の減少であるが、これはたばこ消費税率改定(市町村分について百分の十三・四を百分の十五に改定の影響等によるものである。

2 日本国有鉄道

損益勘定

(収入)

六二六、六三六百万円

(支出)

六二六、六三六百万円

資本及び工事勘定

(収入)

二八四、九九九百万円

(支出)

二八四、九九九百万円

特に、工事勘定においては、三十九年度の工事費として二千三百九十七億円を計上し、これにより東海道幹線増設工事の三十九年十月完成、主要幹線の複線化・電化、電車化・デイズル化、通勤輸送の混雑緩和、踏切及び信号保安施設の改良等を図ることとしている。

3 日本電信電話公社

損益勘定

(収入)

四一五、六一一百万円

(支出)

四一五、六一一百万円

資本勘定

(収入)

二九九、五七六百万円

(支出)

二九九、五七六百万円

建設勘定

(収入)

二八〇、九〇四百万円

(支出)

二八〇、九〇四百万円

特に、建設勘定においては、一般工事計画として二千七百五十四億円、農山漁村電話普及計画として五十五億円、計二千八百九十九億円を計上し、旺盛な電話需要に処している。

4 国民金融公庫

三十九年度は、政府資金借入金六百九十四億円、貸付回収金等一千二百六十三億円、計一千九百五十七億円を原資として貸付を予定している。

なお、新たに「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」(昭三八法六一)に基づき、国債の交付を受ける者に対し、当該国債を担保として融資を行なうこととしている。

5 住宅金融公庫

三十九年度は、産業投資特別会計出資金百億円、政府資金借入金六百億円、住宅金融公庫宅地債券二十億円、貸付回収金等百五十七億円、計八百七十七億円を原資として貸付を予定している。

なお、三十九年度の貸付契約予定額は、九百五十億円である。

6 農林漁業金融公庫

三十九年度は、一般会計出資金十五億円、産業投資特別会計出資金二百九十億円、政府資金借入金四百六十五億円、貸付回収金等三百二十億円、計九百九十億円を原資として貸付を予定している。

なお、三十九年度においては、貸付計画額を大幅に増加するほか、金利等貸付条件の改善を図ることとしている。

7 中小企業金融公庫

三十九年度は、政府資金借入金七百三十三億円、中小企業債券(仮称)百億円、貸付回収金等五百四十二億円、計一千三百七十五億円を原資として貸付を予定している。

なお、中小企業債券(仮称)百億円は新たに発行されるものである。

8 北海道東北開発公庫

三十九年度は、産業投資特別会計出資金十億円、北海道東北開発債券二百四十億円、貸付回収金等四十億円、計二百九十億円を原資として貸付を予定している。

9 公営企業金融公庫

三十九年度は、産業投資特別会計出資金一億円、公営企業債券三百六十億円、貸付回収金等三十九億円、計四百四十九億円を原資として貸付を予定している。

10 中小企業信用保険公庫

三十九年度は、一般会計出資金四十五億円、貸付回収金百十五億円、計百六十億円を原資として貸付を予定している。また、三十九年度の包括保証保険の保険引受予定額は、六千四百億円である。

なお、三十九年度においては、手形割引保証の拡充、付保限度の引上げ等信用補完制度の改善充実を図ることとしている。

11 医療金融公庫

三十九年度は、一般会計出資金二十九億円、資金運用部資金借入金八十五億円、貸付回収金等二十一億円、計百三十五億円を原資として貸付を予定している。

12 日本開発銀行

三十九年度は、資金運用部資金借入金八百九億円、外貨債発行七十二億円、貸付回収金等四百七億円、計一千二百八十八億円を原資として貸付を予定している。

特に、資金の運用にあたっては、海運及び地方開発の貸付に重点をおくこととしている。

昭和三十九年三月二日 衆議院會議録第十二号(その二) 議案に関する報告書

13 日本輸出入銀行

三十九年度は、産業投資特別会計出資金三百二十五億円、資金運用部資金借入金七百十二億円、貸付回収金等六百六十三億円、計一千六百億円を原資として貸付を予定している。

二 本予算の可決理由

本予算は、健全均衡財政の方針を堅持し、当面する内外の経済情勢に対処するため、わが国経済の長期にわたる安定的成長と体質強化を期することを主眼としており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党の川俣清音君外十四名及び民主社会党の今澄勇君外二名より、それぞれ「昭和三十九年度一般会計予算、昭和三十九年度特別会計予算及び昭和三十九年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。右報告する。

昭和三十九年三月二日

衆議院議長船田中殿

予算委員長 荒松清十郎

一 首都高速道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、首都高速道路公団が、国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れる際に、債権者としての同銀行の地位の保護その他について所要の規定を整備するとともに、同公団の管理委員会の委員の定数をふやし、監事の職務規定を整備しようとするものでその主な内容は次の通りである。

- 1 首都高速道路公団が、国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れることに伴い、同銀行は、首都高速道路債券の債権者と同様に一般の先取特権に次ぐ優先弁済権を有すること。
- 2 首都高速道路公団は、同銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づいて債券を引き渡す必要があるときは、その発行事務を外国の銀行又は信託会社に委託することができること。
- 3 首都高速道路公団が、同銀行に引き渡した債券を外国投資家が譲り受けた場合における外国向けの元利金の支払い及びその受領については、外資に関する法律の特別措置を定めること。
- 4 首都高速道路公団が、同銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき、外貨で支払わなければならない債務については、政府が保証することができるものとしたこと。
- 5 この借入契約に基づいて、首都高速道路公団が発行する債券の利子に対する所得税は免除するものとしたこと。

6 首都高速道路公団の管理委員会の委員の定数を二人ふやして、五人を七人とし、そのうち出資した地方公共団体の長の推薦に係る委員二人を三人とすること。

7 首都高速道路公団の監事は、監査の結果に基づき、必要があるときは、理事長又は理事長を通じて建設大臣に意見を提出することができるものとする。

なお、昭和三十九年度一般会計予算編成に首都高速道路公団の債務について借入金九十億円とその利子及び手数料に相当する金額を限度として保証を行なう旨が規定されている。

二 議案の修正議決理由

首都高速道路公団が、国際復興開発銀行より外貨資金を借り入れるに際して、同銀行の債権者としての地位の保護及び借入契約に基づき外貨で支払うべき債務に対しての政府保証に関する規定を整備するとともに、同公団に出資する地方公共団体が増加するため管理委員会の委員の定数をふやし、また監事の職務権限を明確にすることは適切な措置と認め、監事の職務権限の規定を若干修正する必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年二月二十八日

衆議院議長船田中殿

建設委員長 丹羽喬四郎

〔別紙〕

第十九条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて建設大臣に意見を提出することができる。

一 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、警察事務の能率的な運営を図るため、警察庁の職員の定員を改めるとともに、都道府県の境界附近における事実上の都道府県警察の権限に関する規定を設けようとするものであつて、その大要は次のとおりである。

- 1 警察庁の職員の定員を十人増員して七千七百九十五人とすること。
- 2 管轄区域が隣接する都道府県警察は、相互に協議して定めたとおにより、境界附近における事実上の都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすことができるものとする。

二 議案の可決理由

警察事務の能率的な運営をはかるための措置として本案の趣旨は、適當なものとの認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度一般会計予算に三百四十八万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十九年二月二十八日

地方行政委員長 森田重次郎

衆議院議長船田中殿

甘味資源特別措置法案（内閣提出、第四十五回国会閣法第一二二号）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

甘味資源作物の生産の振興については、昭和二十八年以来てん菜生産振興臨時措置法に基づき寒地てん菜の生産振興のための措置を講じてきた。また、昭和三十四年には甘味資源自給力強化綜合対策として砂糖の関税と消費税との振替えを行ない、日本てん菜振興会を設立し、試験研究の拡充強化を図る等諸般の措置を講じてきた。今後においても適地における甘味資源作物の生産の振興、甘味資源作物又は国内産のでん粉を主な原料として使用する砂糖類の製造事業の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることにより、農業経営の改善と農家所得の安定、砂糖類の自給度の向上及び甘味資源に係る国際競争力の強化に資する必要があることを考慮し、本法を制定し所要の措置を講じようとするものであつて、本案の内容は次のとおりである。

第一 甘味資源作物の生産の振興

一 需要及び生産の見通し

政府は、砂糖類及び甘味資源作物（てん菜及びさとうきびをいう。以下同じ。）の需要及び生産の長期見通しをたて、これを公表するものとする。

二 生産振興地域の指定

(一) 農林大臣は、その区域内の農業経営の改善を図るため甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要と認められる一定の区域をてん菜生産振興地域又はさとうきび生産振興地域として指定するものとする。

(二) 生産振興地域の指定及び変更については、関係都道府県知事の意見を聞き、また、都道府県知事が、農林大臣に対し、指定及び変更について申し出をすることができるものとする。

三 生產振興計畫

(一) 生産振興地域の指定を受けた区域を管轄する都道府県知事は、関係市町村及び農業団体等の意見を聞いて、毎年、甘味資源作物の生産振興計画をたて、農林大臣の承認を受けなければならないものとする。

(二) 生産振興計画においては、次の事項を定めるものとする。

- 1 作付面積及び生産數量に關する事項
- 2 土地改良その他の生産基盤の整備に關する事項
- 3 優良種苗の生産及び普及に關する事項
- 4 栽培技術の改善に關する事項
- 5 農業經營の合理化に關する事項
- 6 集荷及び販売に關する事項
- 7 その他必要な事項

四助成

国は、都道府県に対し、その生産振興計画の実施に要する経費につき補助するとともに、農林大臣及び都道府県知事は、甘味資源作物の生産者、その組織する団体に對し、助言、指導、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第二 生産振興地域における国内産糖製造事業

国内産糖製造施設の設置等の承認

生産振興地域の区域内において国内産糖（てん菜又はさとうきびを原料として製造される砂糖をいう。以下同じ。）の製造施設を設置し、又は、変更する場合には、その設置及び変更につき農林大臣の承認を要するものとする。

二 国内産糖製造事業者に対する指示

農林大臣は、生産振興地域内における国内産糖製造事業者に対し、その生産者から買入れる甘味資源作物の買入価格、取引条件、その買入れを行なう区域等に関し、必要な指示をすることができるとする。この場合にはその旨を公表するものとする。

三 国内産糖製造事業者に對する勸告等

農林大臣は、生産振興地域内における国内産糖製造事業の合理化を促進するため特に必要と認めるときは、国内産糖製造事業者に対し、経営の改善、経営の共同化等の措置を講ずべき旨を勧告することができるとし、勧告に従ひ必要な措置を講ずる者に対し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第三 国内産糖の政府買入れ

政府買入机

(ハ) 政府は、砂糖の価格が第三の三の国内産糖の政府買入れの価格より低落した場合において、必要があるときは、生産振興地域内の国内産糖製造事業者から、その製造する国内

昭和三十九年三月二日 衆議院會議録第十二号(その二) 議案に関する報告書

産糖の買入れをすることができるものとする。

(一) 前項により政府が買入れる国内産糖は、生産振興地域の区域内において生産された甘味資源作物で、最低生産者価格を下らない価格でその生産者から買入れられたものを原料として製造されたものに限るものとする。

二 最低生産者価格

最低生産者価格は、農業バリエーション指数に基づき算出される価格を基準とし、物価その他の経済事情を参酌し、甘味資源作物の再生産を確保することを旨として、農林大臣が定めるものとする。

三 政府買入れの価格

第三の一による国内産糖の政府買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に、標準的な加工、販売経費の額を加えて得た額を基準とし、第二の二により甘味資源作物の買入れ価格についての指示をした場合にはその指示に係る事項を参酌して、農林大臣が定めるものとする。

四 買入れの特例

(一) 第三の一による買入れのほか、政府は、当分の間、国内産糖製造施設の新設その他特別の事由がある場合において、特に必要があるときは生産振興地域内の国内産糖製造事業者(特別の事情がある国内産糖の製造事業者を含む)から、その製造する国内産糖の買入れをすることができるものとする。

(二) この場合における政府の買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に標準的な加工、販売経費の額を加えて得た額を基準とし、甘味資源作物の生産事情、集荷事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定めるものとする。

第四 国内産ぶどう糖の政府買入れ

一 政府買入れ

政府は、砂糖の価格が著しく低落した場合において、国内産ぶどう糖の生産を維持してその原料でん粉の原料となる甘しよ及び馬鈴しよの需要の確保を図るため必要があるときは、ぶどう糖製造事業者から国内産ぶどう糖の買入れをすることができるものとする。

二 買入れの価格

前項による国内産ぶどう糖の政府の買入れの価格は、農産物価格安定法の甘しよでん粉の買入れ基準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これに標準的なぶどう糖の加工、販売経費の額を加えて得た額を基準として、農林大臣が定めるものとする。

三 買入れの特例

(一) 政府は、当分の間、第四の一による買入れのほか、国内産ぶどう糖の製造事業の合理化を促進するため特に必要があるときは、ぶどう糖製造事業者から国内産ぶどう糖の買入れをすることができるものとする。

(二) 前項による政府の買入れの価格は、農産物価格安定法の甘しよでん粉の買入れ基準価格

に運賃その他の諸掛りを加え、これに標準的なぶどう糖の加工、販売経費の額を加えて得た額を基準とし、でん粉の需給事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定めるものとする。

四 売渡し

政府は、その買入れた国内産ぶどう糖を随意契約により売渡すことができるものとする。

五 ぶどう糖製造事業者に対する勧告

農林大臣は、国内産ぶどう糖の製造事業の合理化を促進するため特に必要があると認めるときは、第二の三の国内産糖製造事業者に対する措置と同様の措置を講ずることができるものとする。

第五 甘味資源審議会の設置

農林省に、甘味資源作物の振興、砂糖類の製造事業の合理化、でん粉の原料となる甘しよ及び馬鈴しよの需要の確保その他この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、甘味資源審議会を設置するものとする。

第六 食糧管理特別会計法の一部改正

砂糖類の買入れ及び売渡しに係る損益を明確にするため、食糧管理特別会計法の一部を改正し、食糧管理特別会計に砂糖類勘定を設けるものとする。

第七 その他

その他、報告及び検査並びに罰則等に関し、所要の規定を整備するものとする。

二 議案の修正議決理由

適地における甘味資源作物の生産の振興と国内産糖の健全な発展を図ることは、農業経営の改善、農家所得の安定、砂糖類の自給度の向上及び甘味資源に係る国際競争力の強化に資する等の見地より適切なものと認められるが、なお、生産振興地域内の都道府県については都道府県甘味資源作物振興審議会を設置できるとした方が、より実情に即するものと認め、本案は多数をもつて別紙のとおり修正議決すべきものと決した次第である。

なお、本案に対し、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和三十九年度一般会計予算、農林省所管甘味資源対策に必要な経費等として二十六億三千五百万円、自治省所管奄美群島振興事業に必要な経費のうち糖業振興費として三千五百万円、昭和三十九年度食糧管理特別会計予算の砂糖類勘定に砂糖類の政府買入れに必要な経費として、予備費百億円が、それぞれ計上されている。

右報告する。

昭和三十九年二月二十八日

衆議院議長船田中殿

農林水産委員長 高見 三郎

〔別紙〕

甘味資源特別措置法

(小字及び一は修正)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 甘味資源作物の生産の振興(第三条―第十二条)

第三章 生産振興地域における国内産糖製造事業(第十三条―第十九条)

第四章 国内産糖の政府買入れ(第二十条―第二十三条)

第五章 国内産ぶどう糖の政府買入れ等(第二十四条―第二十八条)

第六章 甘味資源審議会(及び都道府県甘味資源作物生産振興審議会)(第二十九条―第三十四条)

第七章 雑則(第三十五条―第三十七条)

第八章 罰則(第三十八条―第四十二条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、適地における甘味資源作物の生産の振興及び当該生産に係る甘味資源作物又は国内産のでん粉をおもな原料として使用する砂糖類の製造事業の健全な発展を図るために必要な措置を

講ずることにより、農業経営の改善と農家所得の安定、砂糖類の自給度の向上及び甘味資源に係る国際競争力の強化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「甘味資源作物」とは、てん菜及びさとうきびをいう。

2 この法律において「国内産糖」とは、国内産の甘味資源作物を原料として製造される砂糖をいう。

3 この法律において「国内産ぶどう糖」とは、国内産の甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉を原料として製造されるぶどう糖をいう。

4 この法律において「砂糖類」とは、砂糖及びぶどう糖をいう。

第二章 甘味資源作物の生産の振興

(需要及び生産の長期見通し)

第三条 政府は、砂糖類及び甘味資源作物を農業基本法(昭和三十六年法律第二百二十七号)第八条第一項(重要農産物についての需要及び生産の長期見通しの樹立)の重要な農産物として、これらにつき、同項の規定により需要及び生産の長期見通しをたて、これを公表しなければならない。

(生産振興地域の指定)

第四条 農林大臣は、てん菜及びさとうきびごとに、次の各号に掲げ

る要件のすべてを備える一定の区域であつて、当該区域における農業経営の改善を図るため甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要であると認められるものをてん菜生産振興地域又はさとうきび生産振興地域(以下「生産振興地域」と総称する)として指定することができる。

一 当該区域における気象条件及び当該区域内の農地の相当部分に係る土じよその他の自然的条件が甘味資源作物の栽培に適する政令で定める条件に適合していること。

二 当該区域における農作物の作付の体系、競合農作物の状況、農業労働条件その他の農業経営の条件に照らして、当該区域内における甘味資源作物の生産が安定的に増大する見込みが確実であること。

三 当該区域内において生産される甘味資源作物の生産数量が、一又は二以上の合理的な経営規模の国内産糖の製造事業を安定的に成立させるために必要な数量として政令で定める数量に達しており、又はこれに達する見込みが確実であること。

2 農林大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係

都道府県知事の意見を聞かなければならない。

(指定の申出)

第五条 都道府県知事は、その区域における農業経営の改善を図るため甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要と認められる一定の区域につき、前条第一項の規定による指定をすべき旨を農林大臣に申し出ることができる。

(区域の変更)

第六条 農林大臣は、甘味資源作物の生産事情、経済事情等に変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、生産振興地域の区域を変更することができる。

2 前項の規定による変更は、その変更後の区域が第四条第一項各号に掲げる要件のすべてを備える区域であり、かつ、その区域における農業経営の改善を図るため当該甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要と認められる場合でなければ、することができない。

3 第四条第二項及び前条の規定は、第一項の規定による変更について準用する。

(指定の解除)

第七条 農林大臣は、生産振興地域が第四条第一項各号に掲げる要件

の全部又は一部を欠くに至つたときは、生産振興地域の指定を解除しなければならない。

2 第四条第二項及び第五条の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(指定等の告示)

第八条 第四条第一項の規定による指定、第六条第一項の規定による区域の変更及び前条第一項の規定による指定の解除は、告示してしなければならない。

(生産振興計画の樹立)

第九条 生産振興地域の区域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該区域内において生産される当該甘味資源作物につき、農林省令で定めるところにより、毎年、生産振興計画をたて、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 生産振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 作付面積及び生産数量に関する事項
- 二 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項
- 三 優良種苗の生産及び普及に関する事項
- 四 栽培技術の改善に関する事項
- 五 農業経営の合理化に関する事項
- 六 集荷及び販売に関する事項

七 その他必要な事項

3 都道府県知事は、生産振興計画をたてようとするときは、関係市町村及び農林省令で定める農業団体等の意見を聞かなければならぬ。

4 都道府県知事は、生産振興計画につき第一項の承認を受けたときは、その概要を公示しなければならない。

(生産振興計画の変更)

第十條 都道府県知事は、生産振興計画を変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、生産振興計画の変更について準用する。

(生産振興計画の実施に係る助成)

第十一條 政府は、毎年度、予算の範囲内において、生産振興地域の区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県に対し、第九條第一項の承認(生産振興計画を変更した場合にあつては、その変更に係る前条第一項の承認を含む。)を受けた生産振興計画の実施に要する経費の一部を補助することができる。

助)

第十二條 農林大臣及び都道府県知事は、甘味資源作物を生産する者

又はその者の組織する団体に対し、前条の生産振興計画の達成を図るため、助言、指導、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第三章 生産振興地域における国内産糖製造事業

(指定製造施設の設置の承認)

第十三條 甘味資源作物を原料として国内産糖を製造する施設で政令で定めるもの(以下「指定製造施設」という。)を生産振興地域の区域内において新たに設置しようとする者は、農林省令で定める手続により、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の承認の申請が次の各号に掲げる要件のすべてに適合していると認められるときは、同項の承認をしなければならない。

一 当該承認をすることによつて、当該生産振興地域の区域内に設置される指定製造施設についての原料処理能力が、第三条及び農業基本法第八條第一項の規定により公表された甘味資源作物に係る長期見通し等から推定される当該区域内における当該甘味資源作物の生産の長期の見通しに照らして著しく過大にならないこと。

二 当該申請に係る指定製造施設についての原料処理能力が当該事業を合理的に経営するために必要と認められる規模のものであり、かつ、その施設が効率的なものであること。

三 当該申請に係る指定製造施設の設置の場所が当該事業の合理的な経営に適する立地条件を備えていること。

四 当該申請に係る指定製造施設についての原料処理能力に見合ふ当該甘味資源作物の数量を当該生産振興地域の区域内において確保する見込みが確実であること。

五 当該事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

六 その他当該承認をすることによつて、当該生産振興地域の区域内における当該甘味資源作物の生産又はその区域内に設置される指定製造施設による当該事業の健全な発展が阻害されることとならないこと。

(既存指定製造施設に係る届出)

第十四條 生産振興地域の指定又は生産振興地域の区域の変更があつた場合において、その指定又は区域の変更の際現にその区域(区域の変更の場合にあつては、その変更によつて新たに生産振興地域の

区域となつた地域)内において指定製造施設を設置している者(当該区域内においてその新設に係る工事が行なわれている場合のその設置者を含む。)は、その指定又は区域の変更があつた日から三十日以内に、農林省令で定める事項を農林大臣に届け出なければならない。

(指定製造施設の変更の承認)

第十五條 生産振興地域の区域内に設置されている指定製造施設(以下「地域内指定製造施設」という。)につき農林省令で定める変更をしようとする者は、農林省令で定める手続により、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 第十三條第二項の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の条件)

第十六條 第十三條第一項及び前条第一項の承認には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、当該承認に係る指定製造施設の適確な設置及び当該指定製造施設による当該事業の適正な運営を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(事業開始等の届出)

第十七條 地域内指定製造施設につき、当該事業を開始し、当該事業を廃止し、又は農林省令で定める一定期間以上継続して当該事業を休止する者は、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(地域内国内産糖製造事業者に對する指示及び勧告)

第十八條 農林大臣は、生産振興地域の区域内における農業経営の改善と農家所得の安定を図るため、地域内指定製造施設により当該生産振興地域の区域内において生産される当該甘味資源作物を原料として国内産糖を製造する事業(以下「地域内国内産糖製造事業」という。)を行なう者(以下「地域内国内産糖製造事業者」という。)に対し、当該生産振興地域の区域内において生産される当該甘味資源作物に係るその生産者からの買入れの価格その他その生産者との取引の条件及び方法、その買入れを行なう区域並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその貯蔵に関し、必要な指示をすることができる。

2 農林大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表するものとする。

第十九條 農林大臣は、地域内国内産糖製造事業の合理化を促進するため必要があるときは、地域内同

昭和三十三年三月二日 衆議院會議録第十二号(その二) 議案に関する報告書

内産糖製造事業者に対し、当該事業に係る経営の改善、当該事業の休止、当該事業に係る経営の共同化、地域内指定製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による勧告に従い必要な措置を講ずる者に対し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第四章 国内産糖の政府買入れ

(政府買入れをする場合)

第二十条 政府は、砂糖の価格が第二十三条第一項の規定により定められている国内産糖の政府の買入れの価格より低降した場合において、必要があるときは、農林省令で定めるところにより、地域内国内産糖製造事業者から、その製造する国内産糖の買入れをすることが出来る。

(政府買入れの対象となる国内産糖の種類等)

第二十一条 前条の規定により政府が買入れする国内産糖は、生産振興地域の区域内において生産された当該甘味資源作物で、てん菜及びさとうきびごとにその生産者販売価格の最低基準となるものとして農林大臣が定める価格(以下「最低生産者価格」という。)を下らない価格でその生産者から買入れ

られたものを原料として当該地域内指定製造施設により製造された国内産糖であつて、農林省令で定める種類、規格及び生産年のものに限るものとする。

2 前項の場合において、国内産糖が、生産振興地域の区域内において生産された当該甘味資源作物で最低生産者価格を下らない価格でその生産者から買入れられたものを原料として製造されたものかどうかの認定の手續は、前条の農林省令で定めるものとする。

(最低生産者価格)

第二十二条 最低生産者価格は、政令で定めるところにより、農業バリエイ指数に基づき算出される価格を基準とし、物価その他の経済事情を参酌し、甘味資源作物の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

2 最低生産者価格は、てん菜にあつては毎年一月一日から十二月三十一日までには種されるもの、さとうきびにあつては毎年十月一日から翌年九月三十日までには収穫されるものにつき、その種又は収穫が開始される時期を基準として政令で定める期日までに告示しなければならぬ。

3 最低生産者価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合にお

いて、特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、農林大臣は、遅滞なく、改定後の最低生産者価格を告示しなければならない。

(政府買入れの価格)

第二十三条 第二十条の規定による政府の買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に、当該甘味資源作物の買入れ並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその政府への売渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、第十八条第一項の規定による甘味資源作物に係るその生産者からの買入れの価格についての指示をした場合には当該指示に係る事項を参酌して、農林大臣が定める。

2 前項の政府の買入れの価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の政府の買入れの価格について準用する。

第五章 国内産ぶどう糖の政府買入れ等

(政府買入れをする場合)

第二十四条 政府は、砂糖の価格が著しく低降した場合において、国内産ぶどう糖の生産を維持してその原料でん粉の原料となる国内産の甘しよ及び馬鈴しよの需要の確

保を図るため必要があるときは、農林省令で定めるところにより、国内産ぶどう糖の製造事業者を行なう者(以下「ぶどう糖製造事業者」という。)から、その製造する国内産ぶどう糖の買入れをすることが出来る。

(政府買入れの対象となる国内産ぶどう糖の種類等)

第二十五条 前条の規定により政府が買入れする国内産ぶどう糖は、農林省令で定める種類、規格及び生産年のものに限るものとする。

(政府買入れの価格)

第二十六条 第二十四条の規定による政府の買入れの価格は、政令で定めるところにより、農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五条第一項(農産物等の買入れ価格の算定方法)の甘しよでん粉の買入れ基準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産ぶどう糖の製造及びその政府への売渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

2 前項の政府の買入れの価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならない。

3 第二十二條第三項の規定は、第一項の政府の買入れの価格について準用する。

(政府買入れに係る国内産ぶどう糖の売渡し)

第二十七条 政府は、第二十四条の規定により買入れた国内産ぶどう糖を、政令で定めるところにより、随意契約により売り渡すことができる。

2 前項の規定により国内産ぶどう糖を随意契約により売り渡す場合における予定価格は、政令で定めるところにより、ぶどう糖の市価、砂糖の市価及び物価その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

(ぶどう糖製造事業者に対する勧告)

第二十八条 農林大臣は、国内産ぶどう糖の製造事業者の合理化を促進するため特に必要があるときは、ぶどう糖製造事業者に対し、当該事業に係る経営の改善、当該事業に係る経営の共同化、国内産ぶどう糖製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による勧告に従い必要な措置を講ずる者に対し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第六章 甘味資源審議会及び

都道府県甘味資源作物生産振興委員会

昭和三十三年三月二日 衆議院會議録第十二号(その二) 議案に関する報告書

(設置)

第二十九条 農林省に、甘味資源審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第三十条 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、甘味資源作物の生産の振興、砂糖類の製造事業の合理化、でん粉の原料となる甘しよ及び馬鈴しよの需要の確保その他この法律の施行に關する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、農林大臣及び関係各大臣に意見を述べることが出来る。

(組織)

第三十一条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験を有する者のうちから、農林大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第三十二条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第三十三条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に關すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

(農林省令への委任)

第三十四条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、農林省令で定める。

(都道府県甘味資源作物生産振興審議会)

第三十五条 生産振興地域の区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県は、都道府県知事の諮問に応じ甘味資源作物の生産の振興に關する重要事項を調査審議させるため、条例で、都道府県甘味資源作物生産振興審議会を置くことができる。

2 都道府県甘味資源作物生産振興審議会に關し必要な事項は、条例で定める。

第七章 雑則

(報告及び検査)

第三十五条 農林大臣は、甘味資源作物の生産質の調査に必要な限度において、甘味資源作物の生産者から必要な事項に關する報告をさせることができる。

第三十六条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、地域内国内産糖製造事業者若しくはどよう糖製造事業者に対し、必要な事項に關する報告をさせ、又は

その職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事業の停止命令)

第三十七条 農林大臣は、第十三条

第一項又は第十五条第一項の承認を受けた者(その者の一般承継人その他の承継人で、農林省令で定めるものを含む。)が第十六条第一項の規定により当該承認に附された条件に違反したときは、その者に對し、一年以内の期間を定めて、その承認に係る地域内指定製造施設による当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第八章 罰則

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して指定製造施設を新たに設置した者

二 第十五条第一項の規定に違反して地域内指定製造施設につき

同項の農林省令で定める変更をした者

三 前条の規定による事業の停止の命令に違反した者

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十五条若しくは第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第四十一条 第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内に

において政令で定める日から施行する。

(国内産糖の政府買入に係る特例)

第二条 政府は、当分の間、第二十条の規定による買入のほか、地域内指定製造施設の新設の当初においてその新設をした者が当該甘味資源作物の集荷等の面で受ける著しい不利を補正する必要がある場合その他政令で定める特別の事由がある場合において、特に必要があるときは、農林省令で定めるところにより、当該地域内国内産糖製造事業者(農林省令で定める特別の事由がある国内産糖の製造事業者を含む。)から、その製造する国内産糖の買入をすることが出来る。

2 前項の規定による政府の買入の価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に、当該甘味資源作物の買入れ並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその政府への売渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、当該甘味資源作物の生産事情、集荷事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の政府の買入の価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第二十一条の規定は第一項の規定により政府が買入れる国内産糖について、第二十二條第三項の規定は第二項の政府の買入れの価格について、それぞれ、準用する。この場合において、第二十一条第一項中「生産振興地域の区域」とあるのは「生産振興地域の区域（農林大臣が指定する区域を含む。以下この条において同じ。）内」と、「当該地域内指定製造施設」とあるのは「当該地域内指定製造施設（農林大臣が指定する指定製造施設を含む。）と読み替えるものとする。」（国内産ぶどう糖の政府買入れに係る特別）

第三条 政府は、当分の間、第二十四条の規定による買入れのほか、国内産ぶどう糖の製造事業の合理化を促進するため特に必要があるときは、農林省令で定めるところにより、ぶどう糖製造事業者から、その製造する国内産ぶどう糖の買入れをすることが出来る。

2 前項の規定による政府の買入れの価格は、政令で定めるところにより、農産物価格安定法第五条第一項の甘しよでん粉の買入基準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産ぶどう糖の製造及びその政府への売渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、でん粉の需給事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第二十五条の規定は第一項の規定により政府が買入れる国内産ぶどう糖について、第二十六條第三項の規定は第二項の政府の買入れの価格について、第二十七條の規定は第一項の規定により政府が買入れた国内産ぶどう糖について、それぞれ、準用する。

（奄美群島復興実施計画との関係）

第四条 奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域が生産振興地域の区域の全部又は一部となつた場合においては、鹿児島県知事は、同法第四条第一項の規定により作成する復興実施計画と第九条第一項の規定により当該生産振興地域についてたてる生産振興計画とが相互に矛盾するところがないように配慮するものとする。

（経過規定）

第五条 昭和三十八年においては種されるてん菜に係る最低生産者価格は、第二十二條第二項の規定にかかわらず、政令で定める期日までに告示するものとする。

（食糧管理特別会計法の一部改正）

第六条 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「食糧」を「食糧、」に改め、「（以下農産物等と謂ふ。）」の下に「並甘味資源特別措置法（昭和年法律第 号）第二十條及第二十四條ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖及国内産葡萄糖（以下砂糖類ト謂フ）を加える。」

第一条ノ二中「農産物等安定勘定」の下に、「砂糖類勘定」を加える。

第二条、第三条及び第四条ノ三中「及農産物等」を、「農産物等及砂糖類」に改める。

第六条ノ二の次に次の一条を加える。

第六条ノ二ノ二 砂糖類勘定ニ於テハ砂糖類ノ充渡代金、調整勘定ヨリノ受入金、一般会計ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ砂糖類ノ買入代金、砂糖類ノ買入及充渡ニ関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ砂糖類勘定ノ決算上ノ損失ヲ補填スルヲ算ノ定ムル所ニ依リ一般会計ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

第六条ノ三及び第六条ノ五第一項中「農産物等安定勘定」の下に「砂糖類勘定」を加える。

第六条ノ九中「及農産物等」を「農産物等及砂糖類」に改める。

第八条ノ四の次に次の一条を加える。

第八条ノ四ノ二 砂糖類勘定ニ付テハ前条ノ規定ヲ準用ス

附則第五項中「及てん菜生産振興臨時措置法（昭和二十八年法律第二号）ノ規定ニ依リ甜菜糖を割り、保管又ハ検査並飼料供給安定法ノ規定ニ依リ飼料ノ交換」を「交換又ハ保管に、「ハ当分ノ間」を「及甘味資源特別措置法附則第二条第一項又ハ第三条第一項ノ規定ニ依ル国内産糖又ハ国内産葡萄糖ノ買入、充渡又ハ保管ニ関スル一切ノ歳入歳出ハ当分ノ間夫々」に改め、「農産物等安定勘定」の下に「及砂糖類勘定」を加え、「第二条、」を「第二条中「食糧、農産物等及砂糖類ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、砂糖類（甘味資源特別措置法附則第二条第一項及第三条第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖及国内産葡萄糖ヲ含む以下同ジ）及飼料ノ買入代金並飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、

に、「食糧及農産物等」を「食糧、農産物等及砂糖類」に、「飼料及甜菜糖ノ買入代金並」を「砂糖類及飼料ノ買入代金並」に、「飼料及甜菜糖ノ充渡代金」を「及飼料ノ充渡代金」に、「飼料及甜菜糖ノ買入代金」を「及飼料ノ買入代金」に、「飼料及甜菜糖ノ買入」に、「飼料及甜菜糖」を「砂糖類及飼料」に改める。

附則第五項の次に次の一項を加える。

政府ハ当分ノ間第六條ノ二ノ二第二項ノ規定ニ拘ラズ甘味資源特別措置法附則第二条第一項又ハ第三条第一項ノ規定ニ依リ買入レタル砂糖類ニ係ル砂糖類勘定ニ生ズル損失ヲ補填スルヲ算ノ定ムル所ニ依リ一般会計ヨリ砂糖類勘定ニ繰入金ヲ為スコトヲ得

（食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過規定）

第七条 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和三十九年度分以降の予算について適用し、昭和三十八年度分以前の予算については、なお従前の例による。ただし、昭和三十八年度分の予算については、改正前の食糧管理特別会計法附則第五項中「及てん菜生産振興

昭和三十三年三月二日 衆議院會議録第十二号(その二) 議案に關する報告書

臨時措置法(昭和二十八年法律第

二二)ノ規定ニ依ル甜菜糖とあるのは「てん菜生産振興臨時措置

法(昭和二十八年法律第二二)ノ規

定ニ依ル甜菜糖及甘味資源特別措

置法(昭和 年法律第 号)

ノ規定ニ依ル国内産糖又ハ国内産

葡萄糖と、「当分ノ間本会計」と

あるのは「本会計」と、「及甜菜糖」

とあるのは「甜菜糖及甘味資源

特別措置法ノ規定ニ依リ政府ノ買

入ル国内産糖又ハ国内産葡萄

糖」とする。

2 食糧管理特別会計法第六条ノ八

第二項第二号又は第三号の規定に

より食糧管理特別会計の予算に添

附すべき前前年度又は前年度に係

る書類については、昭和三十三年

度分(前前年度に係る当該書類に

ついては、昭和四十年年度分を含

む)の予算に限り、これらの規定

にかかわらず、なお従前の例によ

る。

3 昭和三十三年三月三十一日にお

ける食糧管理特別会計の農産物等

安定勘定の資産及び負債は、政令

で定めるところにより、同会計の

農産物等安定勘定又は砂糖類勘定

にそれぞれ帰属するものとする。

(農林省設置法の一部改正)

第八条 農林省設置法(昭和二十四

年法律第五十三号)の一部を次の

ように改正する。

第四十八条第三号の二を次のよ

うに改める。

三の二 農産物等、国内産糖

(甘味資源特別措置法(昭和

和 年法律第 号)第

二条第二項の国内産糖をい

う。及び国内産ぶどう糖(同

条第三項の国内産ぶどう糖を

いう)の買入れ及び売渡しの

価格の決定に關すること。

第五十一条第一項中「第五十四

条」を「次条」に改め、第五十二

条及び第五十三条を削り、第五十一

条の次に次の一条を加える。

(米価審議会及び甘味資源審議

会)

第五十二条 食糧庁に、附屬機關

として、米価審議会及び甘味資

源審議会を置く。

第五十四条の見出しを削り、同

条第一項中「食糧庁の附屬機關

として、米価審議会を置く。」を

削り、同条を第五十三条とし、同

条の次に次の一条を加える。

第五十四条 甘味資源審議会は、

甘味資源特別措置法によりその

権限に属させた事項を行なうこ

2 前項に定めるもののほか、甘

味資源審議会については、甘味

資源特別措置法の定めるところ

による。

[別紙]

甘味資源特別措置法案に對す

る附帶決議

政府は、左記の諸点に留意して

本法の施行の円滑を期すべきであ

る。

記

一、法第一条の目的たる砂糖類の自

給度向上の裏付措置として、政府

は長期の需給の見通しの具体策に

つき、生産五カ年計画並びに年次

計画を樹立し、甘味資源審議会の

意見をきき公表すること。

二、最低生産者価格は、前年を基準

年としたパリテイ価格とするが、

制度発足年たる昭和三十三年産て

ん菜の最低生産者価格の決定に当

たつては、昭和三十六年度、昭和

三十七年度のてん菜生産振興臨時

措置法による告示価格のパリテイ

価格を基準とし、昭和三十三年産

てん菜の取引価格についての農林

大臣の勧告価格をも参酌して再生

産の確保に遺憾のないよう措置す

ること。

三、製糖業者と農産協同組合又は同

連合会との間に取引価格の協定が

成立した場合には、農林大臣は、

取引価格の額及びその経緯を報告

せしめること。

四、政府は、甘しや糖生産の分みつ

糖化を推進するにあたり、分みつ

糖化の困難な離島、へき地等の黒

糖については、黒糖の生産調整に

際し、これらの地域の黒糖生産を

優先的に確保するよう取り扱ひと

ともに生産基盤の整備、黒糖工場

の合理化等を推進することによ

り、これらの地域のさとうきび作

農家の保護に万全を期すること。

右決議する。

沖繩産糖の政府買入れに關する

特別措置法案(内閣提出、第四

十五回国会閣法第一三三)に關

する報告書

一 議案の要旨及び目的

沖繩産糖に對しては、従来砂糖

輸入関税の免除等の保護措置を講

じてきたが、今後においても砂糖の

貿易自由化の実施等に伴ひ、國際

糖価の低落の事態が生じた場合、沖

繩におけるさとうきび生産農家の

受ける影響は著しいものがあると思

われる。このため沖繩に對する

援助措置の一部として、砂糖の価

格が低落した場合、さとうきびの

生産者の農業経営の改善と農家所

得の安定に資するため、沖繩産糖

を国内産糖に準じ政府が買入れる

みちを聞くこととして、本案が提

出された。

その主な内容は次のとおりであ

る。

1 政府は、当分の間、砂糖の価

格が著しく低落した場合におい

て、必要があるときは、沖繩産

糖の製造事業者又はその者から

の委託を受けて、その者が製造

した沖繩産糖を本邦に輸入した

者から、その製造した沖繩産糖

で本邦に輸入したものを買入

れることが出来るものとする。

2 沖繩産糖の政府買入れの場合

の買入れの価格は、甘味資源特

別措置法本則の規定により定め

られている国内産甘しや糖の政

府買入れの価格及び沖繩におけ

るさとうきびの生産事情、沖繩

産糖の製造事情を参酌して農林

大臣が定めるものとする。

3 沖繩産糖の政府買入れは食糧

管理特別会計において行なうも

合、沖縄におけるさとうきび生産者の農業経営の改善と農家所得の安定に資するため、沖縄産糖につき、国内産糖に準じ政府が買入れるみちを開くことは沖縄に対する援助措置として適切なものと認め、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度食糧管理特別会計予算、砂糖類勘定の予備費として百億円が計上されており、このうちから支出される。

右報告する。

昭和三十九年二月二十八日

農林水産 高見 三郎
委員長

衆議院議長船田中殿

昭和三十一年三月二日 衆議院會議録第十二号(その二)

二五〇

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(ただし良質紙は二十円)
(送料とも)
発行所 東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局 電話東京 〇〇〇〇
官 課